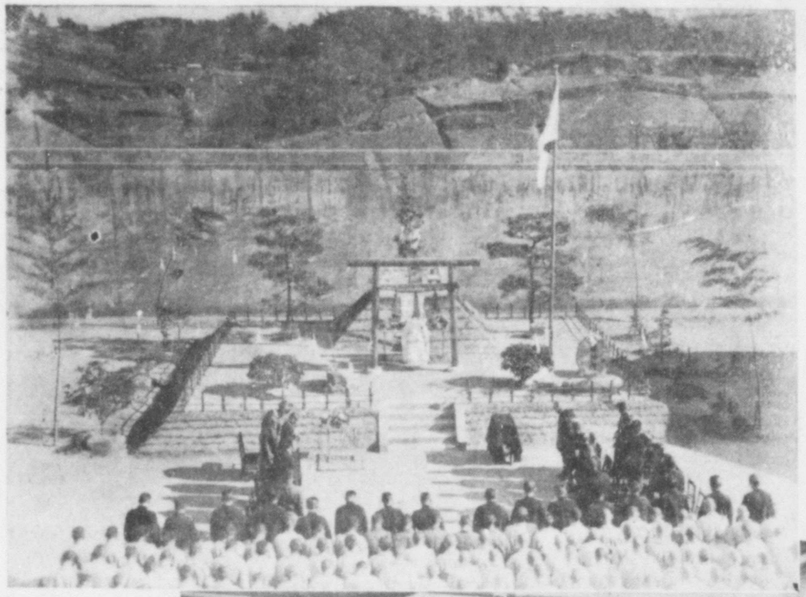
刑政

第五十三卷　三月號　第三號

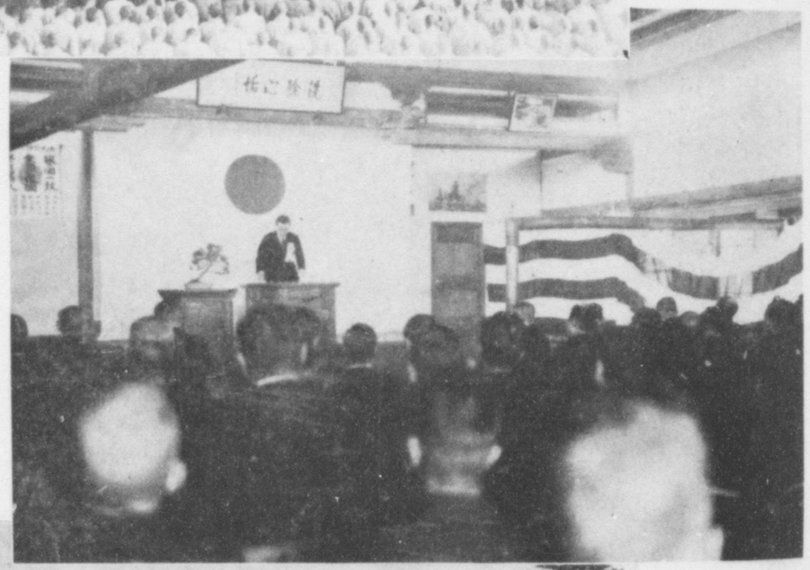
耕耘地經營新論（卷頭言）　安達勝清　二
司法保護事業の本質——新立法を機縁として——（五・完）　市川秀雄　四
ベルギー社會防衛制度の現勢（三）　三六
英國の行刑制度に於ける最近の發達（七）　ヴエルネル・ゲンツ　三六
第六十九回アメリカ行刑會議　四〇
靜岡市の大火と刑務所の狀況　靜岡刑務所　四八
○刑務所便り
○彼任辭令
○切抜帖
○訓令通牒

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



尾道支所
遠拜所竣工



帶廣少刑・移轉開所式
行刑局長代理　八木田書記官
祝辭讀朗



帶廣少年刑務所
正門

矯正図書館

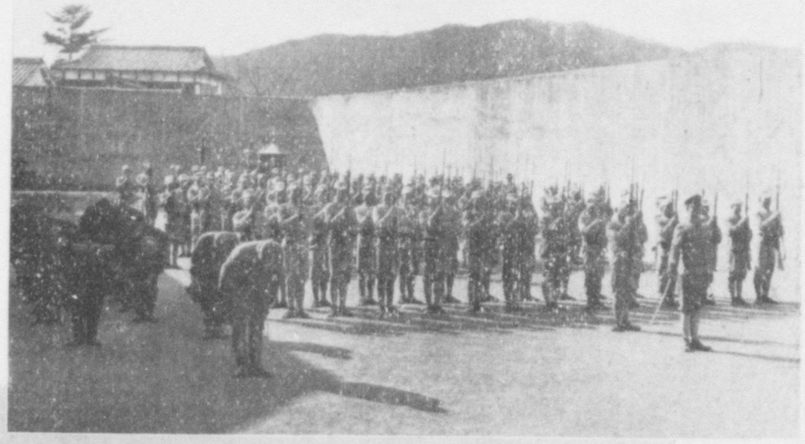
刑政

三月號

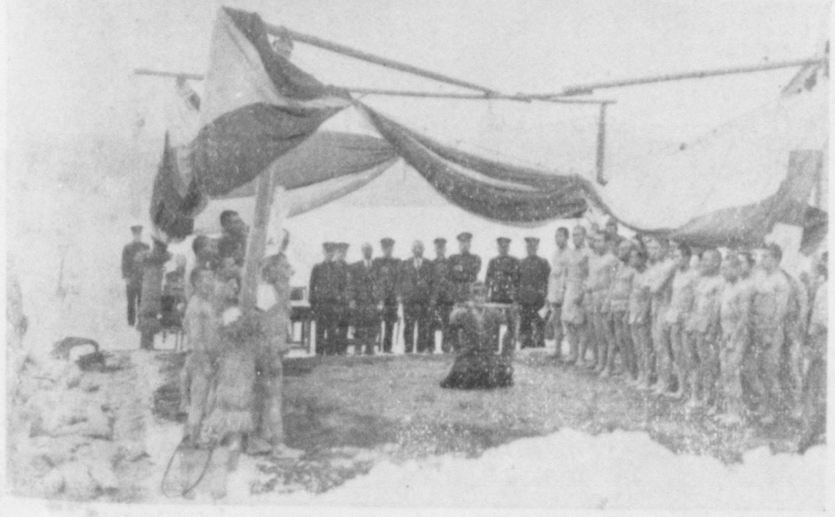
第五十三卷
第三號



滋賀刑友會
追悼法要記念寫眞



岩國少刑
軍事教練査閲



札幌・相撲大會
（時氣溫正ニ零下五度）

耕耘地經營新論

安達勝清

受刑者の生活が國費に依つて保障されてゐる以上、行刑の經理は出來得る限り國民負擔の輕減を圖る責務がある、作業の自給自足主義を行刑人が高調する所以も實に玆に存するのである。

刑務所に於ける耕耘制度を沿革的に見るに其の當初に在つては受刑者に對する定役賦課の一方法として耕耘栽培に從事せしめたものであつたが漸次衰微し他の工場作業の如き躍進的な歩みの跡を見せることなく今日では網走、盛岡の二農園刑務所を除き他の刑務所に於ては耕耘地は積極的利用の對象價値を失つた感がある。

此の衰微原因の重なるものを擧げて見ると農作技術の問題もあらう、又戒護上から或は經濟、敎化、美觀等の點もあらう。其の內經濟上の問題としては二の理由が存在して居ると思ふ。其の一は作業經濟上耕耘は他の工場作業に比して收益が僅少であることである。更に其の二は受刑者食用の蔬菜類は不馴な受刑者の手に成る物よりも市場より購入することが比較的に廉價であり然も調達と配給の上に利便が多いと云ふ點であつたやうである。從つて刑務所に於ける耕耘地利用はかうした理由で漸次放棄され工場作業の收益向上に依つて行刑の經理が補足され來たつたのであるが事變勃發以來物價の昂騰につれて自然受刑者用の蔬菜類購入に關しても豫算經理の上に一大影響を齎らすに至つたことは當然のことであるが此の現象は

農村に於ける勞力と肥料の不足並に物資の配給の困難性に依つて愈々激化し今後は益々行刑經理の負擔を加增し之に要する金額は到底經常豫算を以てしては支辨し得ざるの狀態に立ち到るものと豫想される。

私は此の蔬菜問題を解決する方法は其の一は豫算の增額であり其の二は耕耘地の活用であると思ふ。だが豫算の問題は國費多端の時であり、況して政府自ら事變處理の爲に國民に對し生產の擴充と消費の節約を強く要請して居る所謂國家非常時の場合であるから五萬の勞働力を擁する刑務所の生活資材を國民層の生活分野に依存せしめて行くが如きことは絕對に避くべきであり之を避けることが時局に卽應したる新しき監獄經營ではないかと思ふ。若しそうだとするならば吾々は此の問題は耕耘地の活用に依つて其處に新生面を打開する以外に他に良策はないと思ふ。

刑務所の現有耕耘地面積は實に千百二十六町餘に達して居るが若しも之に改良された經營方法を講じたならば現在の實收に倍增したる收穫量（刑務所の反當收穫量金は年一二圓、一般社會は年八四圓）を保證することも强ち難事ではなからうと思ふ、現に我が國最大の工場刑務所たる大阪刑務所は十二町歩を四十名の耕耘夫に依つて蔬菜を生產し三千人の受刑者に對する所要用量の八割を賄ふことに成功して居ると云ふことである。殊に最近構外作業に於て其の出動員數に將又作業成績に於て劃期的成功ををさめてゐる實績に鑑み各所が更に新しき角度から耕耘地經營方法を樹立したならば國家的に觀れば生產の增加と國費の節約の一石二鳥の效果を擧げることが出來るであらうし尙更に其の餘剩を職員の家庭に供給することが出來たならば下級刑務官の一大福音たるを失はないのである。

私は刑務所の耕耘地經營は現下の國策上から云つても監獄經營の上から見ても極めて重要なる問題であり且又其の新しき經營が比較的に容易であると信ずるが故に敢て玆に之を提唱し行刑人各位の共鳴を希ふものである。

刑政第53巻第3号
矯正図書館

司法保護事業の本質（五・完）

——新立法の實施を機緣として——

市川秀雄

一　はしがき
二　司法保護思想の歷史的展開（以上九月號）
三　司法保護と文化國理念（以上十月號）
四　刑政に於ける司法保護の地位（以上十一月・一月號及十二月號）
五　司法保護事業の本質（以上一月號及本號）
六　むすび（本號）

五　（つゞき）

刑政に於ける檢察、裁判、行刑、司法保護の四者の具體的秩序維持といふ點についての內面的（意味的）聯關性は、その外面的聯關性よりも、より意味の深いものが考へられる。

前述の如く、刑政に於ける前記の四者は、從來は、おのおの、孤立的に、分離的に、刑政に於ける獨立したそれぞれの職能と考へられてゐた。さうして、それは刑政に於ける各別の部門として獨立し、各別異の專門の機關によつて事が經營されてゐる。從つて、其のそれぞれの部門に經營が分化し、分業化してゐる結果、其のそれぞれの部門の間には、それぞれの連絡統一に於いて缺ける結果となり易いのである。抑々、分化とか、分業制度といふことは單純な、機械的な生產事業の如きもの、例へば單純なる機械の工作、工業、特に單純にして低度の工業等にあつては、その長所はその短所を補つて遙かに餘りあるものである。もとより、分化のないところに事物の進化は求められない。此の點に於いて、われわれは、分化或は分業の文化的價值を充分に認めねばならぬ。殊に近代工業の進步發達はその分業化にあるといはれてゐること周知の事實である。しかし、工業に於いても、高度の、單純にして機械的ならざる精密工業等に於いては分化、分業化の短所は、その長所に匹敵し、分業の功罪は正に相半ばするといはれてゐる。しかし、精神的製作物のやうなもの、或は各部門が緊密な連繫を必要とする、特に有機的な聯關を必要とする單純でない事業の經營の如きものに於ては、經營の分化或は分業制度は動もすれば全體的統一を缺き、經營の各部門相互の連絡緊密を稀薄にし、相互的關聯性を失はしめるに至る嫌ひがある。いはゆる木を知つて森を見ざるの弊に陷り易い。特に此のことは事物相互に於ける精神的乃至意味的聯關を要するものに於いて甚だしき分化乃至分業化の短所を露呈する。かゝる例證は、法治國家思想の根本觀念をなす三權分立の思想が、最近に於いて深刻に批判せられ、三權分立の緩和化が唱へられ、三權は徒らに謂はゆる競爭關係に於いて對立せず、緊密に相互的に關聯し、謂はゆる協力關係に於いて分立するを要すると唱へられてゐるのに徵しても明かである。（註一三）

扨て、從來は刑政に於ける各機能は意味的聯關といふ點に於いて、必ずしも充分に意識されてゐなかつたやうに考へられる。例へば、刑事裁判官は自己の判決を下した犯人に對する行刑の施行に餘り關心を拂はない。否な、之が行刑に多大の關心を有してゐても時間的餘裕がそれを許さないために實際上は之に關心を拂ふ遑がない。學者のいはゆる『裁判官の孤立』（Isolierung des Richters.）である。又行刑官吏は釋放後の出獄人其の他の者に就て多大の關心を拂ふことも同樣に不可能な狀態である。

惟ふに、かくの如きは法治國思想下に於ける刑政の三權分立主義、すなはち、檢察、裁判、行刑の三權の分立化、

刑政第53巻第3号
矯正図書館

否な對立化の餘弊である。このことは既に牧野博士が指摘せられたところである。(註一四)法治國的思想を基本とした罪刑法定主義の思想に於いては、裁判所は、たゞ、成文刑法の形式的な適用をもつて、刑政に於けるその職能を完了することになつてゐた。さうして、そこでは同様に、「法律の機械」或は「法律を宣言する口に過ぎない」とされた裁判所の犯罪人に對する宣告を、行刑官はたゞそのまゝに形式的に實行すれば、それで行刑官は刑政に於けるその職能を完了することになつてゐた。法治國主義の下にあつては、それで從前は刑政に於ける裁判の機能、行刑の職能は充分盡くされてゐて何等の支障は考へられなかつたのであつた。

かやうな刑政に於ける三權の對立の傾向は裁判制度、行刑制度そのものが孤立的となり、他の刑政の職能的制度との關聯性を稀薄ならしめる結果となる。例へば、それは、裁判制度そのものが他の刑政的職能的制度である行刑制度、司法保護制度等との關係を顧慮することなく、孤立して非關聯的に、單に裁判制度そのものとして經營運用せられる傾向に陷り易くなる。また、行刑制度そのものは、他の刑政的職能例へば裁判制度、司法保護制度等と非關聯的に經營、運行せられる可能性をもつて來る。かやうにして、刑政の四機能は、それぞれ孤立したものと考へられ、或はその間に關聯性が考へられても、それは精々モザイツク的な寄せ集めに過ぎぬもの程度にしか考へられない。かくの如くにして、それぞれの機能はその間に密接隔意なき關聯性に於いて經營せらるべきもの、或は緊密に相互關聯的の動的發展的過程の要素であるといふことが充分に意識され得ないといふことになる。かやうなのは、刑政に於ける各權能の分化、分業化の發達の結果が、それぞれの刑政的職能制度を孤立化せしめ、刑政の全體系をそれぞれ可分的、非聯關的なモザイツク的なものに墮せしめるに至つたものといへる。かくの如きは、法治國思想の下に發達した刑政に於ける三權分立主義の發展した究局の餘弊である。しかし、刑政に於ける三權分立主義の過去に於ける文化的意義は、それはそれとして充分に認識尊重されねばならないこと勿論である。

しかし、いまや、國家理念は、法治國主義から文化國主義に展開進化せんとしつゝあるのである。そこでは從來の刑政に於ける三權の對立は三權、否な司法保護制度を加へた四權の對立にあらざる協力の關係に展開されねばならない。さうして、實にこのために、前述の如く、わたくしは、刑政それ自體の制度全體に就ても時代はいまや統一的、全體性的考察の要あることを認識せしめつゝあるものと考へ之を主張するのである。惟ふに、刑政制度全體の統一的、全體性的考察は刑政制度の分化、分立化の完成の結果の當然の歸結である。凡そ、分化のあるところには、必ずその間に於ける統一的な有機的或は意味的な聯關性の存在が必要である。逆に統一といふことの裡には、また、必然に分化といふことが考へられねばならない。かやうにして、分化と統一、對立と協力といふ矛盾的契機の調和の裡に於いてのみ、やがて、新らしいものが創造され、事物の進歩乃至進化といふことが成立する。それと同樣に、刑政全體の制度の分化と統一及び機能の分立と協力の矛盾的契機の調和裡に於いて刑政制度そのものゝ進歩が見られ、進化がなされるのである。わたくしは、最近の司法保護制度の如き、刑政制度のかゝる進化の結果であると理解してゐる。

扨て、玆に、刑政制度全體に關する統一的、全體性的考察の立場とは、刑政に於けるそれぞれの機能的制度そのものを單純に相互的に關聯せしめて之を刑政全體として統一體系中に於けるそれぞれの制度そのものゝ獨自性を認識し、之を沒却することなく、充分之を尊重しつゝ、しかも、それとともに刑政制度全體を進化させやうとする立場である。すなはち、分化の價値を認識し、分化そのものを生かしつゝ、しかも、全體に於いて之等を相互聯關的に統一せんとするいはゆる普遍的統一の立場に於いてなさんとするものである。詳言すれば、刑政の全制度中に於ける檢察、裁判、行刑、司法保護の各機能のそれぞれの獨自の性格と價値とを充分考察認識しつゝ、しかも、刑政の全體系中に於けるそれぞれの機能の進歩を圖るとともに、刑政の全體系を全體として考察し、その進歩を企圖するにある。さうして、かやうな意味の刑政に於ける全體性的考察の結果

刑政第53巻第3号
矯正図書館

は、前述の刑政の外面的及び内面的（意味的）聯關といふことである。

既に、わたくしは、刑政に於けるそれぞれの機能の外面的聯關について論じたのであるが、外面的聯關は、また、同時にそれ自體の內面的聯關を齎らすものである。玆に全體性的な內面的聯關を說明するに先立つて、わたくしをして、一つの比喩的事例を引用することが許されるならば、彫塑家が一の人物の塑像を創る場合に、彼は先づその作るべき塑像の大きさを考へる。それから胴體なり、頭なり、肢體なりの製作にとりかゝるであらう。先づ胴體から出來たと假定すれば、その場合、彫刻家の考へた全體の大きさは第一に着手された胴體の製作に於いて、それを制約するであらう。次に製作された胴體は次に製作せらるべき右手、右足を規制することになる。かくて右手は左手を、右足は左足を規制する順序になる、しかも、かゝる規制はさらに深く考へると後に製作されるものは前に製作せられたものを同時に規制してゐるのである。さうして、さらに、全體は各肢體、頭、胴體を規制するとともに逆に之等に規制せられてゐることになる。すなはち相互規制の聯關に立ち、これは外面的に聯關を有するとともに內面的にも聯關を有してゐるのである。かくの如き相互規制的聯關が刑政それ自體の全體系と刑政に於けるそれぞれの職能との間に於いて、及び、さらに、刑政に於けるそれぞれの職能相互間に於いて存在するものと、わたくしは主張するのである。しかも、かくの如き相互規制的聯關が存在する體系的のものゝ裡には、前述の塑像の製作に於けるがやうに、自然必然的に動的發展的過程を辿り、そのそれぞれは、その裡に後續する部分に於ける自然必然的の發展的要素として認識せられねばならぬのである。わたくしは、刑政についても亦然りと主張するのである。さうして、それ故に、此の刑政に於けるそれぞれの機能の內面的意味聯關といふことは、いふまでもなく、刑政に於けるそれぞれの機能の有する獨自性、或はその獨自的價値を充分に認識した結果の上での考察でなければならない。それで、また、此の刑政に於ける全體性的考察は、刑政に於けるそれぞれの機能をして、前述の如く、國家、社會の具體的秩序を維持するといふ共

同の目的を追求するといふ點に於いて內面的意味聯關を有せしめるものとし、此の意味聯關に於いて刑政に於ける他の一聯の機能に對して、眞にそれぞれの機能的獨自性を主張し得るものとするのである。

かやうにして、わたくしは、刑政に於けるそれぞれの機能の意味的聯關は具體的秩序維持といふ共同目的に向つての動的發展的な相互聯關的な過程に於いて把握することが出來ると考へる。例へば、刑事裁判は行刑への發展的要素を含んだものとして考へられねばならぬのであり、行刑は司法保護への發展的要素として獨自性を考へられるのであつて、それ等それぞれは相互的に孤立、絶緣したものではなく、相互の間に深い意味聯關が存在するのである。されば、刑事裁判は行刑、司法保護との關聯に於いて、換言すれば、刑事裁判は行刑と司法保護の執行の見透しに於ける深く、鋭い洞察の下になされねばならぬ。刑事裁判は犯罪事實と法條との對照に於いて單純に刑の言渡がなされるが如き機械的なもの、すなはち、刑事裁判官は、前述の如きいはゆる「法律の機械」（Gesetzesmaschine）であつてはならないし、また、檢事や刑事裁判官の任務は犯罪人との關係に於いて、刑の論告や刑の宣告を以て斷絕せらるべきものではない。かくて後述の如く、刑事裁判官の刑執行に對する適當なる關與といふことが考慮される。此處に於いては、刑事裁判官には鋭い洞察力と正しい明晰な判斷力とが要求される一方、刑事裁判官には從前以上の自由裁量が要求される。されば、此の點に於いて、刑政に於ける全體性的考察は既に文化國家の理念を豫定し、その上に打ち建てられてゐるのであることを注意せねばならぬ。

之と同樣に、行刑に於いても、行刑は單に從前の如く、裁判の單なる執行に過ぎぬものであつてはならないことになる。さうして、既に、假出獄の制度は受刑者に對する裁判の言渡を事實上行刑に於いて變更し得る——實に、それは刑期を三分の一にまで減縮し得るのであることになつてゐるのである——。これは、行刑が單に消極的に裁判に追隨するといふだけのものではなくなつたのである。それは、裁判に對する行刑の從屬關係を全く顚倒したものであり、

刑政第53巻第3号
矯正図書館

行刑の消極性から積極性への展開である。さうして、これによつて、従前は裁判は行刑を規制するのみに止まつてゐたのであるが、これは、行刑の裁判への逆規制をなす作用を示唆してゐる。すなはち、裁判と行刑とは相互規制の聯關性を有してゐることを實證するものである。いはゆる「刑法に於ける行刑への重點の推移」といふことは此の間の傾向に名付けられた代名詞である。しかも、今後の行刑は後續する司法保護の見透しの上に於いて實踐されなければならない。行刑が後に續行すべき司法保護を顧みることなしに之と絶緣し、孤立して實踐せられることは現代に於いては意味をなさない。少くとも、かゝる行刑自體は甚だ價値の少いものであるといはねばならない。これ、將來の刑事政策の重點が司法保護へその重點を推移すると、わたくしが、主張する理由である。かくて、刑政の全體性的考察は、刑政のそれぞれの機能が相互に意味的聯關を以て、結局は國家、社會の具體的秩序維持といふ共同目的を追求し、之を實現するためのものとして、その制度が全體的に、體系的に經營運行されることを要求するのである。

扨て、わたくしは、かやうな刑政に於ける全體性的考察の結果のそれぞれの機能の意味聯關を考へ、之に目覺めんとする機運を、次の如き諸種の事例に於いて、之を實證的に明かにすることが出來ると確信する。

既に周知のことに屬するが、最近刑事裁判官を行刑に關與せしめよといふ要望が起つてゐる。さうして、イタリヤに於いては、一九二七年ファツシヨ八年の新刑法——いはゆる司法大臣ロツコーの名を以てロツコー刑法典といはれるものである——の第一四四條に「自由刑の執行は裁判官によつて監督せられる。裁判官は外役の許可に關して討議し又假釋放の許可に付き意見を述ぶ可し」といふ刑事裁判官の行刑關與の原則を揭げ、いはゆる「行刑監督裁判官」(Guidice di sowegliianza) 制度を施行して世界の刑事學界の注目を惹いた。(註一五)(註一六)この行刑監督判事制度の創設の理由は、受刑者の改善の實效性を一層增大し、且つ社會的危險性ある個人から社會をよりよく防衛するため、すなはち、社會の具體的秩序を一層有效に維持せんがためにとせられてゐる。

此のイタリヤの新らしい刑務立法である行刑監督判事の制度は一九三一年から實施された。既に、之に先んづること一年に於いてベルヂツクにあつては其の「社會防衛法」(Loi de défence sociale) (一九三〇年) によつて同樣な立法的着手がなされてゐる。(註一七) さうして、一九三五年ベルリンに開催された第十一回「國際刑法及刑務會議」(11. Internationalen Kongresses für Strafrecht und Gefängniswesen in Berlin.) の第一部第一問として「行刑につい て如何なる權限を刑事裁判官に與ふべきか」の議題が提出された。(註一八)(註一九)

此の問題で大體同會議の決議に於いては刑事裁判官の行刑關與の傾向が承認せられたといつてよい。(註二〇) もとより、此の刑事裁判官の行刑への關與といふ問題の動機は、前述のイタリヤに於けるそれの如く、社會防衛的見地からする具體的秩序の保持の目的の下に出てゐることは否まれないが、また一面、裁判と行刑との一元的統一乃至刑事裁判官と行刑官との連絡統一によつて社會防衛と個人自由の保護との調和を圖ること、すなはち、行刑に於ける法治國的思想から受刑者の處遇上の權利、自由を確保せんとする思想から出てゐるものなること明かである。既に、イタリヤの行刑監督判事制度創設の目的も、イタリヤに於いては受刑者をも、なほ人間としての權利を認めて人として處遇しやうとの意圖から出發してゐるといはれてゐる。(註二一) 惟ふに、かゝる刑事裁判官の行刑への關與によつて、行刑官吏の獨斷的受刑者處遇を適當に按配し、受刑者の人權をも妥當に確保せんとする思想は、レオン・ベリムのいふやうに『裁判官は刑罰の統率者である』(Le juge est donc le maître de la peine) といふことを根據としてゐるものである。(註二二) さりながら、かゝる見解に對しては必ずしも贊成のみがあるわけではないし、イタリヤに於ける行刑監督裁判官制度の實施の成績も必ずしもイタリヤ當局者の報告する如く良結果には終つてはゐないらしいのである。蓋し、刑事裁判官の行刑關與のみが個人 (受刑者) の自由を保障する唯一の方法ではないからである。また、刑事裁判官の極端なる行刑關與は、行刑官との摩擦をも考慮しなければならない。

刑政第53巻第3号
矯正図書館

しかし、また、刑事裁判官の行刑への關與の要望は次の如き意味に於いて強調される。すなはち、刑事裁判官をして「法律の機械」に止まらしめない今日の刑政思想に於いては、刑事裁判官の任務は舊時代に比較して非常に廣汎なものとなつた。單に犯罪事實そのものゝ客觀的輕重を判斷してそれに法律を機械的に適用するといふが如き、前述のいはゆる「自働販賣菓子機」的任務では滿足されなくなつた。今日の刑事裁判官は刑罰（行刑）の實際的效果と行刑に對する具體的知識と犯罪人に對する之に就ての鋭い洞察力とがなくては到底その使命を完遂し得ない。刑事裁判官は自ら適當と確信して宣告した刑罰が實際に於いて受刑者に如何に作用してゐるか、或は又其の自らのなした判決は果して刑罰の目的を完全に達成したかどうかを行刑の實際に見て反省し、さらに、司法保護の結果によつて熟考し、刑事裁判官としての自己完成の資とせねばならない。かやうな刑事裁判官の行刑への關心、さらに、司法保護への關心、すなはち、刑事裁判と行刑及び司法保護との有機的結合によつてのみ刑事裁判の刑罰に對する妥當性は或る程度確保せられる。（註二三）（註二四）さうして、これについては、國家の責任は犯罪人を逮捕し、之に刑を宣告し、獄に投じたときに終るのではないといふジョインソン・ヒツクス氏の言葉を考へ合はせねばならない。かく考へれば刑事裁判官の行刑關心、さらに司法保護への關心といふことは當然の要求でなければならない。

かやうな意味で近來漸く刑事裁判官の行刑關與、少くとも刑事裁判官の行刑への關心といふことが強く要望されて來てゐる。わたくしは、かやうな意味に於ける刑事裁判官の行刑に對する關與乃至關心に對しては全的に贊成し、此の要望を支持するものである。蓋し、「裁判官は刑罰の統率者である」といふ前記の理論に對しては舊き法治國時代に於ては一面の眞理が存することを認めねばならない。しかし、刑事裁判と行刑とに於いて之を經營する機能者が刑事裁判官、行刑官と分化した現在の機構の下にあつては、前記の標語に基く裁判官の極端なる行刑關與は、動もすれば裁判官と行刑官との職權上の紛淆摩擦を來たし、それは行刑官の獨自性を否認し、その獨自的價値を沒却することになる。前述の如く、刑政に於ける全體性的考察の立場は刑政に於けるそれぞれの機能の獨自性乃至獨自的價値を

否認し、沒却するものではなく、却つて其の價値を充分認識し、之をよりよく生かすことによつて刑政の全體系中に於けるそれぞれの機能の存在をして、ますます、意義あらしめるとともに、全體としての刑政全體系をして、ますます、價値あらしめんとするものである。從つて、前述の如き行刑官の獨自性を否認する結果に陷り易い刑事裁判官の行刑關與といふことには、刑政に於ける全體性的考察の立場よりは之を排斥せざるを得ない。さうして、刑政に於ける全體性的考察の立場よりする刑事裁判官の行刑への關與乃至關心といふことは、行刑官の獨自的價値を認めつゝ、刑事裁判官それ自身の價値を昂めるところの刑事裁判官の自己完成を目的とする意味に於いて、その必要を肯定し、之を要望するのである。刑事裁判を以て行刑や司法保護とともに犯罪者をして社會的に復歸せしむる目的に奉仕するものと理解することが謬りなしとせられるならば、刑事裁判と行刑及び司法保護とは固く有機的に結合せられねばならない。さうして、刑事裁判と行刑及び司法保護との有機的結合は刑事裁判官の行刑及び司法保護への關心といふことによつてのみ可能である。かくの如き意味に於ける刑事裁判官の行刑及び司法保護への關心は、また、國家、社會の具體的秩序維持の目的達成に有效なる作用を及ぼすものであつて刑政全體の價値を向上せしめる所以でもあるのである。

これと同樣に、刑政に於ける全體性的考察の立場は行刑官の司法保護への一層の關心及び關與を要望するものである。惟ふに、ブランドシテツター（Heinz Brandstätter）の『釋放者を保護するといふことは彼の刑罰拘留の成立と同時に始まる。蓋し、釋放者保護の理由は釋放者がその中に身を置いて居り且つ保護を必要とする人間的な、また、經濟的な特殊の境遇に存するからである』といふ言葉は一見奇矯の如くに見えて、それは決して奇矯なる言葉ではない。（註二五）最近に至つては、司法保護は行刑の時から行はれねばならないといふ主張を聞くのである。しかし、司法保護は、それに一步を進めて、實に、行刑以前に溯つて行はれなければならないのである。甚だ奇矯なる言葉の如く聞こえるかも知れないけれども、わたくしに語を用ひることが許されるならば、わたくしは、司法的保護は犯罪

刑政第53巻第3号
矯正図書館

以前（Vor Verbrechen）から行はれなければならないといひたい。蓋し、犯罪の原因の大部分は、犯罪人の人間的及び經濟的な特殊な境遇の裡にあると考へられるからである。

しかし、それは兎に角として、刑政に於けるそれぞれの機能を以て具體的秩序を維持するといふ共同の目的を追求する一聯の發展的過程として考へることが妥當として許される限りは、少くとも、行刑と司法保護とは必然的に密接不可分な關聯をもつて來る。蓋し、ブランドシテツターが曰ふ如く、『釋放者の處遇と釋放者保護とは釋放者が經過して來た、また、釋放者に影響を與へて來た行刑と極めて緊密な關係に立つてゐる。それは、近代の行刑は非社會的な者（Asozialen）及び反社會的な者（Antisozialen）を社會的に復歸させること（Resozialisierung）を目的としてゐる釋放者の處遇及び釋放者保護と同樣な目的定立をもつてゐる』からである。（註二六）而して、釋放者保護事業が之と同樣な目的定立を有することは、わが司法保護事業法第二條或は既に一九二七年のドイツ行刑法草案第二四〇條が「釋放者保護の目的は受刑者を一般社會に於いて適法にして秩序ある生活に導くにある」といつてゐるのに見ても明かである。（註二七）

かやうに、行刑をしてその目的を非社會的者及び反社會的者をして社會的に復歸せしむることにありと定立せしめる近代的行刑の根本精神を妥當なものとして是認せしめることは、刑政のそれぞれの機能を以て國家、社會の具體的秩序を維持するための一聯の動的發展的過程要素であるとする刑政の全體性的考察を主張する者にとつては之を承認せざるを得ないところである。蓋し、かくの如く行刑の目的を定立することは、裁判及び行刑に後續する司法保護に對し最もよく動的發展的過程に於けるその要素として刑政全體系を統一的に、一元的に矛盾なく理解し得る所以である。もしそれ、行刑を以て單なる應報の結果としての害惡なりと見るときには、何が故に行刑に後續して司法保護が必要であるか、また、行刑に司法保護が隨伴するかを理解するに苦しむであらう。學者或は行刑に後續する司法保護を以て、或は行刑と司法保護との關係を以て應報の再應報であると說明せられる。（註一五）かやうな說明は一應辯證

法的な理論として充分之を理解し得る。しかし、甚だ僭越なる言辭を用ひることを許されるならば、わたくしには、行刑と司法保護とを圓滑に一元的に理解し得る所以ではないやうに思はれる。さうして、もし、既に、此の近代的行刑の根本的精神とせられるところを是認するときには、行刑に於いては受刑者に對して單純なる害惡的な方法を以てせず、之に社會教育的（Sozialpedagogisch）な處遇方法を以てしなければならない。蓋し、前述の如く、行刑を以て後續する司法保護に對する共同目的追求の動的發展的な過程と解するときには、行刑の經營に於いて受刑者に對する單なる害惡的方法を以てすることは、司法保護の釋放者に對する處遇方法とその方法に於いて統一、圓滑を缺くのみならず、刑政全體を一元的に理解し得ない結果になる。行刑も司法保護も、ともにその目的の定立に於いて非社會的者及び反社會的者を社會的に復歸せしめるにありとするならば、兩者の內面的聯關を一貫せしめ、その緊密を圖る上に於いても、受刑者或は釋放者に對する處遇の方法は、ともに社會教育的なそれでなければならない。抑々、わたくしをして曰はしむれば、司法保護といふことは行刑に於ける教育刑論の當然の歸結である。

刑罰の本質を以て應報にあるか、改善（教育）にあるかといふ謂はゆる「學派の爭」（Streit der Strafrechtsschulen）は刑法學上の永い歷史を有する根本問題であつて、ともに深い哲學的根據に依るものであり、いま遽かに之を論結し得べき限りでない。しかし、現代の應報刑論は、それは絕對的應報刑論ではなく、刑罰の本質は應報であるとしても、その目的は社會秩序の維持にあるといふやうに、本質と目的とを區別して考へられるのを一般とする。（註二八）（但し、かかる見解に對して目的と全然關聯を離れた本質なるものは存在しない。蓋し、本質とは最も重要な目的に外ならない、とする反對の見解が存在する。しかし、玆では之に就いて論ずべき機會ではない）。さうして、かゝる應報刑論の立場からは、刑罰の目的に對する手段、すなはち、行刑の手段性としての社會教育的方法といふことは是認せられてゐるのである。小野博士は『國家の刑罰は出來得る限りは共の刑罰殊に自由刑の執行に於て積極的に受刑者個人

刑政第53巻第3号
矯正図書館

の文化を促進するが如き、換言すれば教育的處遇を施さねばならぬ』と述べられてゐるのによつても明かである。（註二九）

要するに、教育刑論的立場よりすれば勿論、それが應報刑論的立場よりなされても行刑の社會教育的手段性を承認する限り、行刑と司法保護とは共同の目的を追求する動的發展的過程に於いては、何等矛盾なく、一元的に理解せられる。これと反對に、最近主としてナチス・ドイツに於いて說かれる如き行刑の峻嚴性、害惡性を高調する限りは行刑と司法保護との內面的聯關をしかく一元的になだらかに理解することは不可能であらう。

惟ふに、近代の文化國家は刑事の裁判に際しては、既に犯罪容疑者たる被告と公益の代表者としての檢事との對立の上に超越した第三者的立場に於いて國家として事を運ばうとする公明な態度をとつてゐる。蓋し、それは論理上眞僞を判定するものは眞判斷と僞判斷との兩者を包括し之に超越した第三者でなければならないと同樣な公明な見地に立脚するものである。それと同樣に、近代の文化國家の行刑は「善惡の彼岸」（"jenseits von gut und böse"）の立場に立つものでなければならないと考へる。かゝる考へ方からすれば、刑罰の應報性は漸次稀薄化せられるであらう。かゝる傾向は、いまや、保安處分が刑罰に代はり或は刑罰とともに社會防衞の實踐的な方法として尊重されつゝ漸次刑罰の代用的作用をなさんとしつゝあることによつて看取されるであらう。實に、いまや、保安處分は應報刑論と教育刑論との實際に於ける妥協點として、また、刑罰の害惡性から改善性への辯證法的發展の契機を示唆してゐるものとみることが出來るであらう。（註三〇）

かやうに、行刑と司法保護との發展過程に於いて、受刑者の社會教育的處遇といふ方法を契機として意味的關聯を考へるとき、行刑と司法保護とは實體的にも非常な緊密不可分なものとなつて來る。それは、行刑と司法保護との本質及び限界を一見不明瞭ならしめる嫌ひがあるとすら考へられるかも知れない。かくて、要するに、司法保護は少くとも、行刑と密接に、不可分に關聯して、行刑の時から實踐されねばならないといふことが正當視される。既に、かやうな思想はイギリスに於いて實踐された。すなはち、イングランドに於ける「監獄訪問員」（Prison visitors）の制度がこれである。これは社會的に德望のある公民を選び、此の者をして一定の規則に從つて每週監獄に訪問員として受刑者を訪問せしめて之と接觸せしめ、受刑者に正しい人生觀、社會觀を懷かしめて社會的復歸を速かならしめるための制度である。此の制度は社會と隔絕された受刑者をして社會の人々と接觸の機會を保たしめ、釋放後の受刑者に對する保護を圓滑に容易ならしめんとするにある。監獄訪問員は釋放後も該受刑者と永く接觸を保ち之に保護指導をなすこと勿論である。一種の早期司法保護と稱することを得ようか。社會の實際に徵すれば、釋放後直ちにその瞬間から理想的な司法保護が行はれることは不可能である。それ故に、釋放者の保護を稱してAfter-Care ともいふのであるが、それは釋放後でなく、釋放前、すなはち、受刑中からイギリスの監獄訪問員制度の如く早期的司法保護が實踐されることが現實的にも望ましいのである。かくて、いまや、行刑家は行刑家たると同時に司法保護事業家でなければならないのである。わたくしは、わが邦に於いても、かやうな早期司法保護の實踐が一日も速になされることを、ひそかに冀つてゐる。此の監獄訪問員制度の如きは、特に釋放者保護の最も重要な時期とせられる在囚者の釋放自由への經過（Überleitung der Inhaftierten in die Freiheit）を圓滑にするに役立つものである。（註三一）

さらに、わたくしは、行刑と司法保護との密接な內面的聯關の必然性を如實に示してゐるものとして、既述の滿洲國に於ける「保護在留」の制度を擧げることが出來る。保護在留の制度とは、刑期滿了の際に適當な保護者がなく且つ自活の能力のない受刑者、重病に罹つた者、刑事被告人及容疑者又は心身喪失のために刑の執行を停止せられた者で引取人がなく保護を必要とする者を監獄官會議に諮り監獄に附設された保護在留所に收容し精神的敎化とともに

刑政第53巻第3号
矯正図書館

に、教育的且社會生活上有意義な作業を賦課して之に一般社會と同額の賃銀を給與して期間滿了の際又は期間中適宜に之を釋放して社會復歸をなさしめる制度である。此の制度は、もとより、單に釋放時に於ける一時的恩惠又は好意として行はれるものではない。滿洲國に於ける此の制度の創設理由は釋放時保護者のない者の保安處分的意義を闡明して、行刑官吏をして單に行刑のみならず司法保護の一端をも擔任してゐるものであることを認識させ、刑政有終の美であるところの司法保護の實を擧げるためにあるとせられてゐる。（註三二）此の制度は滿洲國がその民度と國風とに基いて國家施設として創設した司法保護制度として極めて異色あるものである。蓋し、また、此の制度は行刑から出獄後の釋放者保護への移行への間にあつて、その間の調節をなす甚だよき調節器乃至最も事を圓滑に運ぶ滑濟としての役目を果すであらう。（註三三）さうして、此の制度に類似の制度は既にわが邦に於いても、嘗つて實踐されてゐたのであつたことを、わたくしは、附記して置かう。（註三四）

かやうにして、檢察、裁判、行刑、司法保護の四者は刑政に於けるそれぞれの獨自性を有する機能ではあるが、それは內面的、外面的にそれぞれ他の機能への動的發展的な要素を含んだものとして聯關を有する。特に刑政の一機能としての司法保護は本質的に決して他の三機能から外面的にも、內面的にも孤立したものではなく、密接な關聯を有し、刑政に於ける動的發展的過程の最後のものとして、刑政最後の點睛ともなるべき重大な機能である。それは、司法保護の實績如何によつて刑政有終の美果を擧げ得るか否か、國家が刑政の運用の全きを盡くし得るか否かといふ重大な意味をもつてゐる。されば、繰り返していふことが許されるならば、司法保護は本質的に刑政の一機能として國家的經營に於いて實踐されねばならないものである。わたくしは、之を以て單に刑事政策的意味に於いて司法保護を國家が主體となつて經營するを以て民間に於いて經營するよりも優れりとするといふが如きものではないと確信する。既に、一九二七年のドイツ行刑法草案第二四〇條には「釋放者保護事業は國家及び社會の共同事業とする」と規

定し、司法保護事業を以て國家と社會との共同責任の事業としてゐる。（註三五）わたくしは、此の草案規定の趣旨を以て司法保護事業が本質的に純然たる國家的性質のものであることを否定したものではないと考へる。まことに、司法保護を實踐するに至つた動機の一部分は犯罪の困窮に對する人間的同情及び社會の責任感に由來し、他の一部分は司法保護事業の實踐の動機を形成した社會政策的の動機にも由來するところが深い。さうして、ヨーロッパ諸國に於いても國家的釋放者保護事業を生ずべき主因の發生を見たのは漸く十七世紀の終りから十八世紀の始まりであつた。（註三六）されば、前記の司法保護事業を國家と社會の共同責任事業としたことは、かゝる司法保護事業の歷史的、沿革的事情を顧慮してなされた現實妥協的な、賢明な規定であるのである。

註一三　牧野博士「刑政に於ける三權分立主義の展開」刑法研究第六卷第二〇一頁以下。

註一四　牧野博士前揭第二〇二頁。

註一五　イタリヤに於ける「行刑監督裁判官」の制度は新刑法第一四四條の外新刑事訴訟法第五八五條、新刑務法第四條以下に細則が規定されてゐる。さうして、新刑事訴訟法第五八五條には「刑法第一四四條に示す職務は各地方裁判所の下に於いて及び司法大臣の決定を以て指定された其の他の地に於いて監督裁判官之を執行する」となつてゐる。

註一六　イタリヤに於ける行刑監督裁判官制度に就ての文獻としては、中尾學士「行刑に對する裁判官の地位」（刑政第四八卷第九號以下）小林學士「イタリヤ觀察判事制」（法律時報第九卷第二號揭載）がある。

註一七　但し、これは保安處分及び少年行刑についてのみ裁判官が關與し得る規定であつて、行刑自體とは無關係である。

註一八　詳しくは Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft. 1935. Sonder Heft. (11. Internationale Kongress für Strafrecht und Gefängnis.) 參照。

註一九　尙前揭「全刑法雜誌」の第十一回國際刑法及び刑務會議に關する特別號の第二〇一頁以下にはイタリヤの行刑監督裁判官制度について G. Novelli. のイタリヤ語で書かれた論文が揭載されてゐる。

註二〇　前揭「全刑法雜誌」特別號及び牧野博士「第十一回國際刑務及刑法會議」刑法研究第六卷第四九一頁、小林學士前揭第二九頁

註二一　小林學士前揭同前

刑政第53巻第3号
矯正図書館

註二二 Léon Belym, De la compétence du juge pénal au cours de l'exécution de la peine ou de la mesure de sûreté. (Ⅱ). Revue de droit pénal et de criminologie. 1934. p489.

註二三 なほ中尾學士刑政第四八卷第九號第三四頁以下參照。

註二四 わが邦に於ける刑事裁判官と行刑との間の連絡をつけてゐる唯一のものは監獄法第四條第二項に於ける判事、檢事の巡視の規定である。

註二五 A. Elster u. H. Lingemann, Handwörterbuch der Kriminologie und-fürsorge. Band Ⅰ 1933. S. 276 Artk. Entlassenenbehandlung

註一四 Elster u. Lingemann, Handwb. der Kriminologie, ebenda.

註二六 安平教授「司法保護處分法への覺書」第二四頁（司法保護叢書第十三輯）

註二七 一九三三年のプロシヤ刑務法第一三八條も同趣旨である。

註二八 小野博士「刑法講義」第一三頁以下

註二九 小野博士「刑事訴訟法講義」（全訂第三版）第三頁。

註三〇 牧野博士「刑法」（岩波全書）第九九頁參照。

註三一 Elster u. Lingemann, Handwb, der Kriminologie. 1933. Band Ⅰ S. 277. Artk. Entlassenenbehandlung und-fürsorge.

註三二 此の「保護在留」の制度は滿洲國監獄法（康德四年十一月二十九日勅令第三三七號）中第十五章第九十四條以下第百二條に於いて規定せられてゐるところである。なほ之に關する細則は同國監獄法施行規則（康德五年一月二十二日司法部令第二號）中第十五章第二百二十二條乃至第二百三十六條に於いて規定せられてゐる。本文揭記の如き理由による要保護在留者に對し保護在留の手續をとるには監獄の長に於いて別に定める監獄官會議に諮りて之をなす。保護在留の期間は六ヶ月以內となつてゐるが、此の期間は更に右の會議に諮つて一回に限り更新することが出來るやうになつてゐる。なほ保護在留者には受刑者と異る次の如き種々の處遇がなされる。在留者は監獄に附設された保護在留所に收容される。右の外例へば、在留者に就ては心身の狀況に因り不適當と認むる場合のほか雜居を原則とする（監獄法第九十八條）。但し必要なる場合の外は受刑者とは雜居させぬ（同第九十五條）。在留者に對しては懲罰し得ない。しかし懲戒はなし得る（同第二百三十三條）。在留者には敎化と作業が課せられるが（同第九十七條）作業に就いた在留者に對しては成績に應じて必ず工錢が給與されることになつてゐる（同第九十七條第二項）。右の工錢は普通勞働賃金を斟酌して定められる（監獄法施行規則第二百三十一條）。在留者の居室には花卉又は書畫の類が

備附される（監獄法第二百二十九條）。以て在留者が眞に人間的に處遇されてゐるのを推知し得やう。さうして、期間の滿了によつて在留を解く場合には、可及的に社會事業を司る公務所、團體、又は寺院、敎會若は篤志家に其の保護を委託するやう努力がなされること勿論である（監獄法施行法二百三十六條）。

註三三 滿洲國に於ける此の保護在留制度は同國監獄法の施行以來日が淺いのと本制度に對する行刑官の理解が薄いのとのために、未だ保護在留の處分に付せられた者は割合に少く、且つ本制度に於いて最も主眼とせらるる可き監獄法第九十四條第一項に依る處分は殆と皆無であつて、同條第二項、第三項に依る處分即ち單に釋放時に於ける一時的便法として適用せられてゐるに過ぎないといふことである。滿洲國に於ける本制度は、それ故に未だ試驗的ともいふべきであつて、今後此の制度が行刑官、社會の人々から適當に理解が吝まれないならば、わたくしは、行刑と釋放の際の受刑者の境遇的激變、釋放時の瞬間の急激なる自由の獲得に對する弊害に對する最も適當なる安全瓣として本制度がその刑事政策的價値を發揮することを確信し得る。

註三四 わが邦に於けるかつての「別房留置」の制度が之に類似してゐる。

註三五 一九三三年のプロシヤ刑務法第一三八條も同趣旨である。

註三六 Elster u. Lingemann, Handwb, der Kriminologie, 1933. Band Ⅰ S. 226. Artk. Entlassenenbehandlung und-fürsorge.

六

扨て、わたくしは、司法保護事業の本質を以て以上の如くに論斷、否な獨斷したのである。わたくしが、以上に於いて司法保護事業として論じたところは主として一般の釋放者保護及び其の事業に就てゞあつた。それの理由は、此の論文の副題が「新立法の實施を機緣として」とあるに鑑みてゞあつた。もとより、概言して司法保護事業といふも、一般釋放者保護、思想犯者保護、少年保護とそれぞれ其の保護の對象を異にするのみならず、それぞれ其の獨自性と獨自的意味を有してゐる。しかし、そのそれぞれの本質が國家的性質を帶びて居り、本質的に國家によつて經營されねばならないといふ點に於いては一般釋放者保護に於けると異らない。少年保護が如何に國家的に必要であり、それが國家的に經營されねばならないかといふことは、從來屢々の機會に、わたくしの既に論じて來たところであり、思想犯者保護もわが邦獨自の制度として、思想的統制が今日國家的の時務として特に重要視されてゐる狀態にあ

つては之亦特に本質的に國家によつて經營されねばならない。

扨て、以上の如く、司法保護事業一般を本質的に國家事業として國家的に經營されねばならないとすれば、それは國家の如何なる機關によつて經營されるのが妥當とされるかといふことが問題になる。此の問題は現在實際的には司法保護事業を經營せしめるか、或は司法系統以外の他の系統の官廳、例へば厚生省、内務省等をして之に當らしめるのを妥當とするかといふことに歸着する。さうして、一應常識的には司法官廳をして之が經營に當らしめるのが妥當であると考へられる。しかし、之に對しては相當な反對があつたのである。その有力な代表的な論說としては、昨年の春、讀賣新聞紙上に共の社說として揭げられた反對論が擧げられるであらう。（註一）いま、多くの反對論として表はされた論說中傾聽すべき論點の二、三を簡單に摘記すれば次の如きものがあらう。但し、右はいづれもその論難の趣旨を摘示するのみに止める。なほ、之等の說論は昨年「司法保護事業法案」が議會に提出される以前に於いて行はれた議論であつた。第一に問題となつたのは、司法保護事業を經營する官廳の系統組織について司法系統に屬することに對する反省を求めた論議である。例へば次の如きものである。曰く、『司法省では司法保護事業の統制を强化し、併せてその發達を助成するために司法保護事業法を立案し、近く閣議を經て今議會に提出する由である。刑餘者の保護事業に法的根據を與へると共に、助成の途を樹てることは、何人にも異論のない所であらう。問題は唯今回立案せられてゐるが如き系統組織でよいかどうかである』と。此の社說は勿論今次の司法保護事業法の議會提出前に發表されたものである。（註二）

それで、同社說はさらに語をつゞけて曰く、『第一に問題になるのは相手が犯罪者であるの故を以て、すでに社會に出た後までも司法省が此の種の事業を管轄し、社會事業法があるに拘はらず、特に司法保護事業法を制定する必要があるかである。司法省は裁判、檢察に關する主管省であるから、犯罪の豫防、再犯の防止に關係のあるのは本質的

に認められるが、さればといつて犯罪に關係がある以上、直接間接を問はず司法省が握つてゐなければならぬといふ必要のないのは他の省の例を見れば明瞭であらう。すでに厚生省が出來て一般の社會事業を管轄するのであるから、司法保護事業の如きも、當然厚生省の主管に移すべきであり、又これが行政上の能率を上げる所以でもあるのである』と。（註三）此のほかにも反對理由は擧げられてゐるが、主要なものでないので省略した。

惟ふに、司法保護は今日に於いては刑政に於ける重要なる一機能の地位を獲得してゐること前述の如くであつて、何人も異論のないところであらう。さうして、刑政に於ける全體性的考案がもし是認されるならば司法保護の事業は司法官廳によつて經營されるのが最も妥當とせられるであらう。しかし、それはそれとしやう。而して、司法保護が本質的に被保護者を社會的に復歸せしめることを目的とし、之に依つて一般に犯罪防止、特に再犯防止を目的とし、之に多大に役立つてゐることはいふまでもない。司法保護も裁判、檢察同樣本質的に犯罪の豫防、再犯の防止に關係してゐるのである。既に司法保護が犯罪の豫防に關係ある司法省の本質的な所管事項に該當する以上之を以て司法省の經營となすは必ずしも妥當を缺くものではない。しかも、犯罪豫防は事實上内務省の所管とするところにも關係する。それ故に前記の社說の如く司法省が握つてゐなければならぬものではないといふ議論は大いに理由のあることである。しかし、司法保護は刑政の一機能として、また、國家の具體的秩序維持を目的とする刑事政策の思想に從つて行はれるものである。かゝる點から司法系統の官廳が經營するのが妥當とせられる。また一方、それが刑政の一制度として刑事政策に基いて經營されゝばこそ釋放者其の者が社會に出た後までも司法官廳が之に干涉することになるのである。それは單なる社會政策として行はれるのではないのである。次には、すでに社會事業法が制定せられてゐるのであるから、司法保護事業はこれに包含せしめても何の支障もないし、それで充分である。司法保護事業を殊さらに社會事業と分離獨立せしめ方面委員の外に司法保護委員をおく必要はない、といふ議論が行はれた。この論も實際

刑政第53巻第3号
矯正図書館

論としては大いに傾聽すべきものを含んでゐる。實際、社會事業を離れて司法保護事業は考へられない。兩者は密接な關係がある。しかし、われわれは、司法保護事業が刑事政策に立脚し、社會事業が社會政策に立脚してゐるものであることを忘れてはならない。惟ふに刑事政策の目標は種々考へられるであらうけれども、その本質的なものは結局、犯罪を防遏し國家、社會の具體的秩序を維持するにある。之に對し社會政策は社會階級間の衝突を防いで其の調和を圖るところにある。それぞれの施設、方策が相一致する場合が存することはあるが、その場合に於いても兩者はそれぞれその由つて來る理由と立脚地を異にするのである。（註四）されば、司法保護委員と方面委員は兩存する必要が考へられるのである。さうして、こゝに參考となることは、かつてはわが監獄事業は內務省の所管事項であつたことがある。しかし、その後右監獄經營は司法省に移管され今日に及んでゐる。わたくしは、刑政に於ける全體性的考察を主張する立場から刑政制度經營の一元化といふこと、從つて司法保護事業一般の經營の司法官廳によることを最も妥當と確信するものである。

最後に一言を附加することが許されるならば、司法保護事業に犯罪の防遏を期待するのはよし。しかし、司法保護事業の犯罪に對する防遏力を過信するの餘り、犯罪の防遏は此の事業によつてのみ庶幾し得べしとなすことは大なる迷蒙である。牧野博士が曰はれる如く、犯罪は同じく他の社會問題であるとせられる病氣、貧乏と密接な相互因果的關係に於いて發生する。（註五）されば、犯罪なき社會は畢竟一のユートピアに終るであらうけれども、しかし、犯罪は以上兩箇の社會問題たる病氣と貧乏の發生を防壓することによつて之と關聯してのみ之を防遏することが出來る。これ、よき刑事政策はよき社會政策を前提とするといはれる所以である。されば、司法保護事業も他の社會政策的施設、經營の協力に俟つところ多大であり、國家の司法保護事業が社會一般、特に民間の協力を必要とすること、また、多言を要しないことである。

註一 昭和十四第三月一日附讀賣新聞（第二萬二千三百三號）第三項社說

註二 前揭

註三 前揭

註四 鳥學士「刑事政策大綱」第七頁參照。

註五 牧野博士「三個の社會問題」刑法研究第六卷第五一四頁以下。

刑政第53巻第3号
矯正図書館

ベルギー社會防衛制度の現勢（三）

第三節　異常者に對する社會防衛施設

○　一九三〇年十二月十五日の勅令は、發狂或は精神狀態の重大な不均衡或は精神耗弱と認めらるゝ被告人若くは有罪者の收容施設を決定した。

男子被告人及び有罪者。

一　國立ツールネー精神病者特別收容所。

二　ガン中央監獄特別區。

三　メルクスプラス行刑施設特別區。

女子被告人及び有罪者。

一　國立モン精神病者特別收容所。

二　フオーレスト女監特別區。

○　同令適用の當初、精神病者特別收容所（モン及びツールネー）は精神病者收容所に宛てられ、ガン及びフオーレスト監獄の醫療敎育區（les sections médico-pédagogiques）は精神耗弱者が、メルクスプラス及びフオーレストには精神の均衡を失へるものが夫々收容された。その後通牒に依つて、病狀の困難或は危險な收容者は全部ツールネー送致に決定した。ツールネーに特別區が創設されて、性的倒錯に陷れる異常者を收容處遇することゝなつた。

○　收容者制度の一般的指導權は、社會防衛施設の長に委ねられてゐる。同施設の制度は監獄の制度とは凡そ緣遠いものであり、寧ろ可能なる限り精神病院や普通病院施設に近いものである。訓練は、全て極めて嚴格なものではあるが、好意ある配慮を除外されたものではないであらう。不道德の行爲や勞働の嫌忌、規定の命令への不服從は禁止されてゐる。だが、以上のやうな行爲が行はれたとしても、異常者にとつて、それは屢〻精神的欠陷の病的表現に過ぎないのであるから、彼等に、一般監獄規則——例へば、暗室屛禁、減食、運動停止等——の罰則を科してはならない。その罰則は、或る種の優遇（例へば娛樂參加）の剝奪である。

作業賃銀は、被告並みに取扱はれる。實際、此の作業賃銀から取扱の費用を留保することは一應道理のあることだが、刑罰費を科するといふことは同法の精神に矛盾することになるだらう。

○　拘禁期間——拘禁期間の計算は次の如く規定されてゐる。

一　被告人の假釋放

a　假釋放の期間は拘禁期間を過超することを得ず。拘禁期間の滿了時に際しては、假釋放は確定的のものとなる。

b　假釋放が、新たに中間的判決なしに取消されたならば、假釋放中の期間は拘禁期間內に包含される。

二　併合有罪宣告並に他の事件に關する併合科刑。

a　社會防衛法の第二十三條に依つて拘禁中の犯罪人が、他の事件に緣由して、裁判所から拘禁を宣告されるならば、拘禁刑は併科して執行される。刑期の滿了前に、司法大臣と精神病附屬收容所委員會が、同人の社會防衛施設收容を最早や必要と認めなくなれば、刑の執行は監獄に於て續行されることゝなる。

b　一裁判所に依つて拘禁されてゐる被告人が、又他の犯罪に依つて有罪を宣告された場合或は過去の犯罪に依つて刑の執行を要求される場合は、二つの設例を必要とする。綜合拘禁期間が三年以下なる場合は、刑の執行延期の特赦申立が行はれる。が、これに反して、全刑期が三年或はそれ以上の場合には、一九三〇年四月九日の法律第二十三條の規定が犯罪人に對して適用される。

收容並に刑の執行は併科して行はれる。

三、併合拘禁

精神異常者と認定される被告人が、繼起的に異れる被告名に依つて、二回の司法拘禁處分の對象となりたる場合、第二回目の處分を宣告せる裁判所が、二個の拘禁期間の連結に關し特別處分をしないときは、第二回目は第一回の處分に追加される。第二回目の宣告が第一回より以前になされてゐても然るのである。

第四節　收容費用

○　一九三三年四月十四日の勅令には、一九三〇年四月九日の法律第七條の適用に依つて社會防衛施設に收容された被告人の收容費用は、被告人自身或は被告人を給養する義務あり、且支拂能力ある個人の負擔すべきことが規定されてゐる。若し彼等

にしてその條件を具備しなければ、該費用は國家の負擔となる。この規定は一九三三年五月十七日の特別權力に關する法律に依つて採擇された。

○ 一九三〇年四月九日の法律第二十三條に依る收容犯罪人の收容費用は、刑期滿了迄國家の負擔である。收容停止の場合には收容被告人の場合に準じて取扱はれる。

○ 收容者或は收容者を給養する義務を負ふ個人が、如何なる方法で收容費用を支辨するかといふことを決定するのは、精神病附屬收容所委員會の權限に屬する。

○ 收容費用支辨の起算日は、拘禁の確定命令の執行を俟つて、同附屬收容所に犯罪人を入所せしめた日、或は處遇を適用した日に始まる。收容費用支拂義務は、收容者の假釋放或は確定釋放の日に停止する。

○ 收容者或はその家族の物質的狀態に變化ありし際は、收容費用の支拂ひに關して、同委員會は新たなる決定をなす。

○ 收容費用を、收容者自身或は彼等の家族の負擔に於て回收する原則は、少年保護に關する一九一二年五月十五日の法律第四十二條に基くものである。この二箇條の法律に依れば、處遇方法は刑罰的性質を持たない。この規定は、收容者の處遇費用は、彼等に支拂能力ある限り、收容者自身或はその家族に科することが正常視せられた故に決定されたのである。

○ 一九三三年八月十四日の勅令（l'arrêté-loi）に採用された一九一二年五月十五日の法律第四十二條の原文は、收容者自身支拂能力なき場合、彼等を給養する義務ある個人にその收容費用を負擔せしめることを規定してゐるのである。

民法上の此の移付行爲は、收容費用を負擔すべき個人の選擇のみを目的とするのである。給養費支拂ひのために要請される全べての條件は、收容費の回收を目的として、作り出さるべきではない。

第二章　累犯者並に常習犯罪人に對する政府處分

第一節　法律の原理

○ 累犯者としての決定は次の二つの法律に依る。即ち、一八六七年の刑法及び一九三〇年四月九日の社會防衛法に依るのである。

○ 刑法の第一條に依れば、累犯とは過去に犯せる犯罪の重大性に基いて決定されるのである。

犯罪が重罪（un crime）である場合、作爲者が新に重罪を犯すか、或は輕罪（un délit）を犯した際にさへ累犯者となるのである。

過去の犯罪が輕罪である場合は、少くも一年間の拘禁に處せられる。作爲者が新たな輕罪を犯した場合、刑期の如何に關せず累犯者として規定される。

○ 少くも一年の拘禁に該る過去の犯罪が、一罪或は共犯關係として判決されてさへも、輕きに依つて宣告された併合罪の結果に過ぎないとすれば該犯罪人は、一九三〇年四月九日の法律に依り、刑法第二項第五十六條の規定に依る犯罪の累犯者としての行政處分を受けない。

○ 刑事累犯の效果――刑法體系の中に於て累犯は刑の加重を行はれる唯一のものである。

此の刑罰加重は、重罪に關する累犯の場合でなければ、判事の任意認定による。重罪に關する累犯の場合には、少くも十七年間の强制勞働刑を課せられる。

刑法に依れば、累犯の刑罰の性質は何等の斟酌も許されない。輕罪累犯の場合でさへも、刑期は十年を科せられるが、强制勞働或は懲役刑を科せられることなく、その期間拘禁される。(H. Bekaert, "L'application de la loi de défense sociale aux récidivistes," Rev. dr. art. 45, al. 3)

○ 二　累犯とは一九三〇年四月九日の社會防衛法に依るのである。この法律は、刑法の累犯者全部に適用される。その他

a　輕罪を犯し、次に重罪を犯せる者。

b　十五年間に犯罪を犯せる者にして、裁判に於て、三犯罪は、夫々少くも六ヶ月の輕拘禁（un prisonnement correctionnel）を宣告され、判事が執拗なる犯罪傾向を認めるもの。

三個の犯罪が繼起的のものであるか、同時的のものであるか

は重大でない、又累犯であるか、併合罪であるかもさして重大ではない。三個の併合罪で充分である。(voy. mercuviale de M. le procureur général L. Cornil à l'audience de rentrée de la cour d'appel, le 15 sept 1930)

累犯者及び常習犯罪人に關して、一九三〇年四月九日の法律は累犯者に對して追放（elimination）を宣告する權利を判事に與へてゐる。それは、刑期滿了後、政府の手で行はれる。此の處置は刑法第五十四條及び第五十七條に規定された場合に徵して命令さるべきである。（普通法の重罪累犯）。他の場合は、判事の任意認定に依る。

精神異常者の拘禁に關しては、これと反對に、累犯は刑の性質を荷ふことになる。そのことを命令する上級裁判所は、宣告刑を加重し、この點に關しては、裁判所全員の贊成を得て行はれねばならない。

○ 重罪、或は輕罪後の輕罪累犯は、科刑が一年の拘禁に該る場合、政府は少くも十年間の刑執行を命ずる。若し拘禁が一年以下なる場合は五年の刑期を命ずる。同條は、判事に對して行政處分を五年から十年の間で採用する權限を附與してゐる。

a　嘗ての輕罪判決の期間の割合に關せず、又初判決の執行が遙か過去に行はれたとしても輕罪後重罪を犯せる者は累犯者である。

b　常習犯罪人は總べて累犯者である。

○ 如何なる條文に基いても、判事は追加刑執行中は、犯罪人を行政處分に附する權限はない。同一人にして同時に、刑法第五十六條の意味に於ける累犯者であり、且一九三〇年四月九日の法律第二項第二十五條の意味に於ける常習犯罪人たる時は、累犯者を最長期間行政處分に附し得る法律に依つて規定された二つの場合の累犯者であることを斟酌して刑の執行延期が決定されれ。(voy. mercuriale de M. L. Cornil, citée supra, n° 188)。

○ 行政處分に附し得る力ある有罪宣告は、次いで、該手段の更新を決定する權限を持つものである。(même mercuriale)。

○ 政治犯罪條項の宣告は一九三〇年四月九日の法律の條項の適用を受けない。同法律の目的とするところは普通法犯罪だけである。

○ 行政處分に附する旨宣告された犯罪者は大赦、(amnistie)の對象たり得る者のみ復權の恩惠に浴することが出來る。

○ 行政處分が義務的執行を要しない場合は、前有罪宣告に關係ある訴訟記錄が、新訴訟記錄に關係ある場合を除いて、判事は前犯罪の有罪を宣告することはない。尙判事は、裁判に際して、行政處分に附する特別なる動機を考慮しなければならない。判事は法的條件の陳述に限つてはならない。

○ 行政處分に附された累犯者及び常習犯罪人は、同決定の認定的效力を擧證すべく要請することが出來る。該要請は、同處分を宣告せる裁判管轄區の控訴院檢事長に提出されねばならない。檢事長は、訴訟記錄が法廷に提出される以前に、彼等の要請に關して、當該者のために援用される再處分の機會を確保してやらねばならぬ。該控訴院は、必要なる犯罪關係を聽取せる後に、重罪裁判所に於けると同じく、一辯護士を立合はせねばならぬ。

○ 累犯者の控訴權の濫用を阻止する目的を以て、第二項第二十八條には控訴を受付け、事件の再審をなす期間が決定されてゐる。

第二節　保安處分の執行

行政處分に附されたる犯罪者の拘禁は勅令（一九三〇年四月九日法律第二十七條）に依つて指定された施設に於て行はれる。

此の保安處分は——カルトン・ド・ヴイヤール（Carton de Wiart）伯爵の署名せる議會への報告書に記載されてゐる——勞働の家、農業コロニー、社會的或は個人的な福利施設、社會保護施設、或は病院、一種の寄宿者特別收容所に、彼等の年齡職業技能、精神狀態等に應じて拘禁處分をなす。

○ 立法官は累犯者及び常習犯罪人に適用する制度を組織する仕事を政府に委託してゐる。政府は、それ等の拘禁が嚴密に社會防衛の必要に基いてゐるか否かを監督する義務を負ふてゐる。政府は刑の執行を延期することが出來る。所長や保護委員

が此の點に關して意見を求められた際には、彼等は、累犯者がその拘禁中に示した改悛の徴表や、處遇變更（reclassement）の機會を斟酌しなければならない。所長及び保護委員の報告には、人類學部及び社會部の報告が添加されねばならない。政府は拘禁中に累犯者を釋放する權限を持つてゐる。政府は累犯者を釋放或は假釋放に附する際、該決定は或る種の條件の遵守に基いて行はなる。併し、確定刑期中は、先取的釋放（libération judiciaire anticipée）を除いて、累犯者は政府の監視下に置かれ、彼等にして不良なる行爲をなし或は科せられたる條件を尊重しない場合、彼等を拘禁し、或は拘禁權利の回復を命ずる權限を持つてゐる。

○ 一九三〇年十二月十五日の勅令は、一行政處分に附すべき累犯者或は常習犯罪人を收容する施設を決定した。

男子累犯者及び常習犯罪人はメルクスプラスに創設された特別施設に收容されてゐる。同施設は、小額の費用で國立福利コロニーとして使用し得べき場所に設立されたのである。

同階級に屬する女子は、サン・タンドレ・レ・ブリユッジュ（Saint André-lez-Bruges）の國立福利施設に創設された特別區に收容されてゐる。

一九三〇年十二月十五日の勅令は、メルクスプラスの施設及びサン・タンドレの特別區に『累犯者收容社會防衛施設』（Etablissement de défense sociale pour récidivistes）と命名した。同施設の內部組織は、人類學部長委員會の意見を徴して、司法大臣の規定するところである。

第三節　メルクスプラスに於ける累犯者收用社會防衛施設の制度

○ メルクスプラスの特別區は一九三二年一月十五日同目的に使用すべく決定した。

同施設の內部制度としては、司法大臣の認定せる假規則が行はれてゐた。該規則は一九三五年九月三日の規則に代位された。

○ 田園に位する施設の位地、並に同所の處遇は、釋放前に改悛の情を遞增させ、處遇變更に好適な環境を作り出す結果になつた。(Bekaert, "L'application de la loi de défense sociale à l'égard des récidivistes", Rev. dr. pén. 1936)。

かくて、收容者は四つのグループに分けられてゐる。

a　觀察グループ。最近に入所せる者はこれに屬する。袖口に赤い一本の腕章を附けてゐる。

b　審査グループ。これに所屬するは觀察期間內に在る者にして、彼等は左袖に二箇の赤い腕章を附けてゐる。

c　信認グループ。善良なる行爲と道德的傾向に依つて抜きんでてゐる者。彼等は左袖に一箇の星章を附してゐる。

d　特別階級。このグループには訓練不能者が所屬する。そして特種な徽章を附してゐない。

不道德なる者等、執拗なる訓練不能者であることが明瞭になつた者は、メルクスプラスの全收容者に危險なる影響を及ぼすを以て、行刑施設の一區に收容されるに至つた。同區は一九三五年チュルヌー監獄に創設されて、後一九三八年一月一日サン・ジル監獄に移された。

○ 觀察期間内にある者及び第二期訓練中の者は獨房制度に附される。他の者は夜間獨居、晝間雜居制である。

○ グループの移動は毎月の職員協議會に依つて決定される。協議會は、行狀、作業、勉學の度合に應じて與へられる點數並に各部の長（牧師、教師　看守長、職長）の提出せる報告に基いて行はれるのである。そして信認グループへの進級は、五年の刑期に對して一年以上、五年から十年の刑期に對して二年以上二十年の刑期に對して四年以上引續き在所せる者にのみ與へられる。

權利を回復せる者（les intégrés）に對しては、處分期間が短縮される。五年間の行政處分を宣告された者は八ヶ月、十年間を宣告をされた者は十七ヶ月の處分に決定される。

最短期間は司法大臣の決定に依つて低下され得る。

○ 人類學考査——收容者にして重い精神異常を呈する者は、人類醫學者の考査を受くるために福利コロニーの精神病院附屬收容所に收容される。

若し彼等が精神病者であると認定されるならば、レックハイムの國立休養コロニーに收容される。

恢復或は經過良好の場合には、同休養收容所の醫務課長は、司法大臣に報告書を提出し、同書に於て收容者の處遇變更の機會を指摘し或は假釋放を試むべき條件を枚擧する。若し處遇の變更が確保されない場合は、快癒或は經過良好なる收容者は社會防衛施設に於て權利回復のグループに編入される。精神病者の制度に關する法律は、嚴密な精神病者として考慮される。再發の場合には、必要な外的條件の完成を俟つて初めて收容される。

收容者の該休養コロニー收容期間は行政處分期間中より控除される。

○ 作業——施設醫院の免除許可を得ない限り作業は强制的である。技能、肉體的、精神的狀態、そして可能なる限り過去の職業を斟酌して與へられる。

仕事は原則として工場作業である。三工場（木靴、指物、玩具）がメルクスプラス同施設の收容人口の大部分に仕事を提供してゐる。

若干の收容者が、家内勞働と農業に從事してゐる。

收容者は、管理費用として十分の三を差引かれた殘りの賞與金を與へられる。該賞與金は、一時間、高級なる仕事に對して〇・七〇フラン、平仕事に對して〇・五〇フラン、見習仕事に對して〇・三〇フランの割で與へられる。

同賞與金の半額は處分可能であり、他の一半は出獄の際の積立金である。出獄の際の全積立控除金額は行刑局の認可を得なければならない。

○ 教育——小學校の第四學年に相當しない學力しか持たない、四十歲以下の收容者は、每日一時間の日課を課せられる。四十歲以上の收容者も學校に通ふ許可を得ることが出來る。教師は少くも每週一回收容者の會合を開いてやる。教師は圖書館を保管してゆく責任を帶び、收容者を指導して讀本の選擇をなさしめる。教師は收容者の知的啓發や、人格や、道德的傾向を考慮してゐる。

○ 宗教——宗教に關する監獄一般規則の訓示は、此處の收容者にも適用される。

○ 訪問——所長、教誨師、醫師、教師、保護委員は規則的に收容者を訪問する。彼等は直系の親族、姻族、配偶者、後見人——本人であることを證明するを要す——の面會を許可されてゐる。

面會の頻度及び時間は所長の裁量に一任されてゐる。面會は特別なる場所に於て行はれる。

○ 通信——收容者は一週間に一回、近親者と通信を交換することが出來る。通信は所長の檢印を要する、但し、當局宛のものはこれから除外されてゐる。

信認グループに屬する收容者は一層頻繁に外部と通信することが出來る。

○ 給養——觀察並に訓練グループに屬する收容者は、福利コロニーに於ける收容者と同樣の給養制度下に處遇されてゐる。審査グループの者は、補給食として朝食の際豚の脂と人工乳酪の若干量を支給される。

信認グループの者は同制度の取扱を受け、尙餘分の補給食を給せられ、一週三回朝夕、ラード、肉類、魚類の罐詰を與へられる。

パン（一日七五〇瓦）は切つて與へられる。

○ 衣服——收容者の官服は福利コロニーの收容者と同樣である。

が、此の兩者を區別するために、作業服の頸部を赤い笹緣でかざつてある。

○ 空時間の利用——共同の娛樂（des récréations en commun）、體操、學習、ラヂオ聽取、映畫會（des conférences projections）、監督下の散步、森に於ける木材伐採が、收容者の空時間を利用して行はれる。

○ 懲罰——規則違反は罰せられ、行爲の輕重に應じて次の懲罰に附される——

一、賞與金の停止。

二、勞働、學習、物品購求（cantine）、面會、通信その他收容者に與へられた優遇の剝奪。

三、獨居拘禁。
四、屏禁 (la cellule de répression)。
五、乾パン及び水のみの給與。
これ等の懲罰は夫々、收容者をより嚴重な減護を受けるグループに退級される。

○ 釋放——休暇 (un congé) 或は假釋放は、信認グループに屬する收容者にしてその心情が可良であり、その處遇變更 (le reclassement) が可能であると判ぜらるものに對して、司法大臣が許可するのである。

行政處分からの解放或は假釋放に附された者は、任意に入所し (revient volontairement)、彼等の行爲に不良なるものなしと認められるまで訓練されて、從來屬したグループから解放される。新たなる休暇 (un nouveau congé) は、彼等が處遇變更に重要と思惟せられるチヤンスを提供した場合に與へられる。

收容者にして、行政處分解放或は假釋放に附された期間中、拘禁刑の宣告を受け或は必要なる條件を充足しない場合には、觀察、審査或は特別グループに編入される。

第四節　累犯者の拘禁刑の執行

○ 拘禁の本刑並に追加刑の合算が三月以下なる場合には、檢事局は公文書を以て司法省に減刑を提案する。

拘禁の全期間が少くも三ヶ月或は減刑が一度も與へられない者に對しては、何はともあれ可能なる限り繼續して、刑の執行は收容者の身分に應じて社會的處遇方法でなされる。

第五節　處遇の變更 (reclassement)

○ メルクスプラスの福利コロニーに設立された社會訓練、保護課 (l'Office de réadaptation sociale et de patronage) は司法省社會部と協力して信認グループ所屬者の處遇變更を圖つてゐる。同課への收容者の出頭は、先づ、收容者を信認グループに進級せしめるための組織會議への出席を以て初まる。

第六節　訓練區の制度

同區に收容されてゐる收容者は、優遇、面會、通信、釋放の許可を除いて、普通有罪者 (les condamnés) と同樣である。同收容者は一週一回、通常應接室に於て直系の親族・姻族、配遇者及び後見人と面會することが出來る。例外の場合を除いて面會は特別應接室に於て行はれる、一週に一回、近親者との通信授受を行ふ。各收容者とも、時々の釋放を考慮して半年に一回、一司法官、一行刑局社會部委員 (un délégué du service social central) と一人類醫學者の構成する委員會の考査を受ける。該委員會がそれを有效と認めた場合、收容者を審問する。委員會は——その意見は純粹に諮問的なものであるが——、收容者にして改悛の徴候が認められた際、メルクスプラス行刑施

設への移監を司法大臣に提議する。

第七節　統　計

○ メルクスプラス行刑施設の收容能力は一四四監房である。該施設の總收容人口は、一九三七年十二月一日一四二人で次の如く區分される。

a 觀察グループ　九
b 審査グループ　七〇
c 信認グループ　六三
d 特別グループ　〇
e サン・ジルの特別區（危險並に不道德なる者）四〇

現行法（一九三一年一月一日より一九三七年十二月一日迄）に附された累犯者數は二九二人に上つた。

同期間内に於ける釋放者數は二四七人に上つた。

a 刑期滿了の確定釋放者　一三
b 死　亡　三
c 假釋放　二三一

同期間内に再處遇變更 (reintégrationsa) を受けたる者の總數。

a 志願入所者 (Volontaires)　七九
b 新たに輕罪を犯せる者　三四
c 不良行爲或は監督處分に附されたる者　五九

釋放人數と再入獄處分人數に關する數字の比較は、一九三七年十二月一日の現勢に徴すれば、五九人の累犯者は、數年間或は數ヶ月間社會に於ける地位を恢復せる後に釋放されるといふことを認めしめる。

又一方、再入獄處分を志願せる者（七九）は再入獄强制處分に附された者（五九）よりも多いことが認められる。この認定は、大部分の累犯者は意志薄弱で、社會生活の要求を充足する能力なく、又彼等に對する保護方法が計畫倒れであるといふことを示してゐるらしい。(Bekaert, "L'application de la loi de défense sociale aux récidivistes", Rev dr. pén. 1936)。こゝに於て、次の如き問題が起つて來る、累犯者に體刑或は加辱刑を適用するよりも、檢事長コルニル (Cornil) が水曜會に於て嘗てそれを示唆したやうに、よりよき社會的保護の見地から不定期間の保安處分——累進制と釋放の可能性を含む——を科することが適當ではないかと。(Mercuriale de M. le procurr général Cornil, citée supra, n° 188)。

此の解決方法は、一九三〇年四月九日の法律の組織に依つて、刑期の滿了した累犯者は、たとへそれ處遇が彼の全拘禁期間中何等の結果を得ないにしても、釋放さるべきを決定しただけに一層示唆的である。

○ サン・タンドレの女子特別區は、一九三七年十二月一日四人を收容してゐるに過ぎない。その中何人も、釋放に附される價値はないと考へられてゐる。

英國の行刑制度に於ける最近の發達 (七)

——Recent Developments in English Penal System——

ベルリン大學教授
ドクトル・ヴエルネル・ゲンツ

當然ではあるが、ボースタル施設に於ける懲罰狀態は他の施設とは全然その趣を異にしてゐる。ボースタル施設に於ては、懲罰をその方法で區別すると、

	收容人員	懲罰件數	規律違反	獨居拘禁	減食	特權喪失
1934	3297	907＝27.5%	1409			
1935	3016	980＝32.5%	1325			
1936	2933	888＝30.3%	1307			
1937	3277	924＝28.2%	1340			

之に反して不良性を帶びた少年を收容する施設に於ては、

	收容人員	懲罰件數	規律違犯數	獨居拘禁	減食	特權喪失
1934	1272	430＝33.8%	644			
1935	1170	467＝39.9%	590			
1936	1137	362＝31.8%	524			
1937	1236	326＝26.3%	429			

ノース・シー・キャンプ (N.S.C.) は一九三五年に至つて初めて開設せられたのである。

懲罰方法の種類は

	收容人員			懲罰件數			規律違犯		
	Ld. Gr.	NSC	合計	Ld. Gr.	NSC.	合計	Ld. Gr.	NSC	合計
1934	297	—	297	109＝36.7%	—%	109＝36.7%	111	—	111
1935	253	64	317	153＝60.5	15＝23.4	168＝53.0	153	15	168
1936	262	126	388	169＝64.5	36＝28.6	205＝52.8	169	46	215
1937	271	186	457	190＝70.1	66＝35.5	256＝56.0	192	143	335

之に反して三ヶの不良性少年犯人收容施設では、

	獨居拘禁		減食		特權喪失	
	Ld. Gr.	N.S.C.	Ld. Gr.	N.S.C.	Ld. Gr.	N.S.C.
1934	—	—	—	—	109回	—
1935	—	—	十一回	—	142〃	15回
1936	二回	—	四回	一	169〃	43回
1937	—	—	—	—	190〃	143回

	獨居拘禁	減食	特權喪失
1934	74回	208回	628回
1935	55〃	220〃	575〃
1936	64〃	191〃	511〃
1937	39〃	138〃	375〃

此等の數字は、いかなる種類の懲罰が一々に科せられるかを示してゐるばかりでなく、なほまた外部からの强制に據つて規律を維持せんとすることの極めて少ない英國のこの二つの施設

この數字の面から已に明かであるように、ボースタル施設に於ける懲罰方法の關係は、ローカル・プリズン（地方の小刑務所）やコンビクト・プリズン（懲役監）（大）に於けると全く異れるばかりでなく（この兩者に於ては敎化上極めて重要な、特權喪失をその特色とする所謂消極的な懲罰が專ら行れる）、また（これも敎化上の意味から定められたのであるが）收容者各自の責任觀念に負はさるゝ要求が成年者の行刑施設に於けるよりも遙かに高く且つ多種多樣であるということを知ることができるのである。

猶はこの事は、正常な精神狀態を有つた、社會的更生の見込の良好な十六歲より二十三歲までの靑少年に指定せられてゐるローダム・グレンヂ及びノース・シーキャンプの兩ボースタル施設と著しく不良性を帶びたもの、特に當つて感化院に在つたものに指定せられるキャンプ・ヒル、ボートランド、ノッテインガムの三施設と比較すると、一層明瞭になるのである。

矯正図書館
刑政第53巻第3号

刑政第53巻第3号
矯正図書館

（ローダム・グレンヂとノース・シー・キャンプ）の收容者一人當りの懲罰件數のパーセンテージが他の施設のものに比して最も大きいといふことが此の數字から分明になるのである。そのパーセンテージは、懲役監に於けるもの〻三倍で、平均したローカル・プリズンの十二倍で、一九三七年に至つては、猶ほ依然として不良性少年犯人のためのボースタル施設に於けるパーセンテージの二倍以上に達してゐるのである。同時に、また、この統計上の數字から、此等の「オープン・インステイテュウシヨン」（防備のない開放施設）に於ける極めて自由なる箇性の解放を看取すべく（かゝる施設に在つては收容者に彼等の義務を逃がれる種々の機會の與へられるのは言ふまでもない）、而して、その半面には、特に此等の施設に於ける敎化上の努力の並大抵でない眞面目さと熱心さとが潜んでゐることが察せられるのである。この努力は皮相な批評家が看て以て寛に過ぐるとなす所のものとは全く異つてゐるのである。

茲處で特に興味の深いのは、殆んど似たり寄たりの素質の犯人を收容してゐるローダム・グレンヂとノース・シー・キャンプの二つのボースタル施設の差異である。といふのは、この二つの施設は收容されてゐる少年の素質の相類するにも拘らず、懲罰方法に於て敎化的に見て互に全く異つた途をたどつてゐるように思はれるからである。一九三七年にローダム・グレンヂでは受刑者の約七〇%が懲罰を受けたのに反して、ノース・シー・キャンプでは僅かにその半ばの三五パーセントに過ぎなかつたのである。この事情は嘗つて前きに述べたノース・シー・キャンプに於ける職員と受刑者との間の共同生活の親密なことによつて說明し得らるゝと思ふのである。しかし、またこの數字については、何物の罰せらるべきかに關する別趣の見解のその根柢に横はるもの〻如くに見えるのである。それは、一九三七年の年報に於けるノース・シー・キャンプのデイレクター（所長）の敎化的に看て極めて理解に富んだ語句から分明になるのである。

「施設の規律に對する違犯に在つては、違犯の取扱ひ方の目安に置く觀察點は規則の神聖犯かすべからざるの所に存するのではなく、少年の犯かしたる所のものが、將來施設を出て普通の環境の中に生活する場合に、いかなる程度に於て本人の進歩向上に有害に不利益となるべきものであるか、といふ問題に存するのである。」

と彼は曰ふてゐるのである。

是れは、施設に於ける規律が其自身目的ではなく、只だ單に更らに一層高い處に存する目的のための工作手段たるべきものであるといふ思想を巧みに說明したものと云へるのである。

(十一) 最後の考察

リポーツ（年報）の我等に與へる英國の刑罰執行の觀念と形

貌とは多くの點に於て他の國々の刑罰執行とは趣を異にし、特にドイツのそれとは異つてゐるのである。一國の刑罰執行制度は、これまで多くの人々によつて說かれてゐるように、必ずしも其國の文化の水準の測度計とはならないが、しかし、また、それは其國民全體の精神的の目安とする所のものを反映してゐると云へるのである。

しかしながら、このリポーツが吾人の注目に値するのは、それが現代の英國の行刑制度について描き出した面貌姿態のいかにも興味深いためのみではなく、むしろそれが英國の行刑制度に於ける更らに一層偉大なる改革への轉廻期に沿ふて立ち、而して刑罰執行革新の理想が躍如として其中に描き出されてゐるために特に然うだと曰ふのである。——卽ち、十九世紀に發達せる受刑者の處遇に於ける報復威嚇の思想と共に、刑事政策上一層有效なる方法のために刑罰執行に於ける抑壓手段の廢棄（一九三八年十一月十日の行刑改良法案の說明に同年十一月二十八日の下院に內務長官サミユウル・ホーアは次のように演述してゐる。「英國の新しい刑罰執行に於ては、もはや報復威嚇の思想を入る〻餘地はないのである。新しい刑罰執行の指導的方針は豫防と敎化とである。かるが故に、我々はビクトリア朝時代の芝居じみた「ピーナル・サービテユウド」（懲役）、「ハード・レーバー」（苦役）と共に、一切の古臭い名稱や機構を除去せんと欲するものである）、不定期刑の適用の擴張、受刑者の良き素質、判斷及び本能に訴へ且つ身體、精神及び意志の多方面にして責任の多い嚴格な「トレーニング」（訓練）に於て受刑者の品質の水準を高めて、由て以て彼等の自發自奮の念を促がすために規則を緩和し、受刑者の分類を改良醇化し、更らに一層恰好なる建築物を以て朽廢せる施設に代へ、特に多大の費用を要し、しかも、大部分の受刑者には不用なる安全防備を少數の施設に制限し、篤志援助員（voluntary worker）の制度を促進し、釋放者援助の組織を統一するといふ、——これが英國の內務長官サー・サミユウル・ホーアが已に一九三七年六月四日に下院（House of Commons）の討論に於て詳細に亙りて說明し且つ今や行刑改良法案（Criminal Justice Bill）に編まれたる行刑改良の指導精神なのである。（A）

（A）サー・サミユウル・ホーアはこの法案（ビル）を「嘗つて議會に提出せられたる行刑改良の法案中最も切實深刻なるもの一」と云つてゐるのである。

一九三七年十一月二十九日及び十二月一日に於ける此法案の詳細に亙つた第二讀會は、その基礎觀念が黨派の別なく全下院によつて徹底的に承認されたことを示してゐるのであつた。この全院一致の法案支持の結果が一九三九年二月七日より四月二十日まで下院の特別委員會に於ける討議となつたことは、特に印象が深いのである。

この法案がパーリアメント（議會—上下院を合せて云ふ）

刑政第53巻第3号
矯正図書館

によつて可決採擇せらるれば、この誌上（Monatsschrift）で右につき詳細に報道するつもりである。（完）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform Juli 1939

第六十九回アメリカ行刑會議

——The Sixty-Ninth American Prison Congress——

「今までの會議中での最上の成績」（"The Best Yet"）——この語が、十月（一九三八年）の十六日から二十日までニユウ・ヨーク市で開催せられたアメリカン・プリズン・アソシエーションの第六十九回年次大會を品評するに最も適當なものだと思へるのである。會議の本部は市のホテル・ニユウ・ヨーカーで、今までにないほどの多くの參列者の名簿登錄があつたのである。合衆國の四十二ヶのステート（州）、キヤナダ、イングランド及びグリース（希）等より來り會した一千一百餘人の花々しい參列は、會議の討議に付された主題と共に、第六十九回のカングレッスを最も際立つたものにしたのである。會議終つて、ニユウ・ヨーク出發後直ちに入手した委員諸氏からの報告は、このカングレッスがこれまでに開催された此種の會合中の最も影響の大きい效果的なものとしてピーノロヂーの記錄に長く傳はるであらうといふ一般の評言を裏書きするものであつたのである。

この會議に於て、ピーノロヂーの領域に於ける或る一つの事項が特に採り上げられて他の事項以上に强調されたといふことはないが、多くの委員は別して豫防、醫療、教育方法、パロール（假釋放）及び刑務所の管理の問題に特に力を入れて論議してゐたのである。猶ほ會議參列の委員はニユウ・ヨーク市刑務所、ニユウ・ヨーク・ウオールズ・フエーア（世界博覽會）並びにシン・シン・プリズンを三日に亙りて視察したが、シン・シンでは所長ローズ氏の心からの歡迎で樂しい一日を過ごしたのである。

ニユウ・ヨーク市の矯正（行刑）局長（Commissioner of he New York City Department of Correction）にしてアメリカン・プリズン・アソシエーレヨンのプレシデント（會長）たるオースティン・エチ・マツコーミックのバンクエット・セツション（饗宴日席上）に於て試みられた會議の主調たるべきアドレッス（演說）は、犯人の改善犯罪の減殺に敵對して馬を進むる「ピーノロヂーの四騎士」（"Four Horsemen of Penology"）について力說する所があつたのである。プレシデント・マツコーミックによれば、四騎士のリーダーとなつてゐるものは「無智」である。

「……而して、彼の背後に俱乘して、「無智」の胴中を抱きしめて、悚へながら彼の肩越しに眼を看張るものは、「恐怖」である。彼等は一つ馬に乘つてゐるのである。而して、一緒

に乘つてゐるがために我等の勝利が阻まれるのである。」

法律家連の犯罪問題についての誤解の原因を究めて、コムミッショナーは、

「犯罪の全問題についての無智特に犯人なるものゝ眞に如何のものなるかについての無智のために、この問題を解決せんとする社會の態度は合理的な考究に訴へ建設的な處置に出づるよりもむしろ屢々恐怖とヒステリアによつて特色づけられるのである。」

プレシデント・マツコーミックは更らに語をつゞけて、

「無智と糊塗と混亂とは十分效果的に社會の防衞に役立つべくプリズンを運用することを妨げるのである。それはパロール（假釋放）の制度を不具にして、徒らに政黨の爲すがままに任かすのである。武裝した警察隊のみでなく、一切の社會力を利用して、ヒステリカルでなく冷靜愼重に、氣まぐれでなく着實に、犯罪に對する眞に有效なる攻擊の開始せらるる日を遲延せしむるのも、實に是れがためである。

アポカリップス（默示錄）の四騎士の他の一人は「飢饉」である。「飢饉」といふのは、プロベーションや、パロールや、受刑者の社會的更生なる吾人の任務を遂行するため絕對的に必要缺くべからざる行刑施設經營の種々のプログラムに對して割り宛てられた乏しい飢餓的豫算を指すのであつて、殊に職員のしみッたれた人件費を云ふのである。」

默示錄の四騎士の第三番目は「疫病（Pestilence）」であつた。而して、氏は曰ふのである、

「我々も亦た我々の「疫病」を有つてゐるのである。その疫病はポリテイツクス（政治）である。……今日アメリカの法の執行のシステムを蝕ばむ最も怖るべき破壞的な勢力は政治である。この勢力は行刑並びに矯正の二つの分野に於て特に別して破壞的な威を逞ふするのである。といふ譯は、それがこの二つの分野にかもす禍害が一般によく理解されてゐないからである。ポリテイシアン（黨派の人々）が我々のヂエール（地方の小刑務所）、プリズン及びパロール・システムから無遠慮な執拗な彼等の干涉の手を離なすよう强要さるゝことは決してないのである。依怙偏頗の處置、不適任、不正、不人情、國帑の浪費、人命の浪費——此等の忌むべき事共が我々の領域に於ける政治の干涉の結果なのである。」

四騎士の最後のものは「死」であつた。而して、スピーカー（演說者）の語によると、

「死は一切無の哲學のシムボルとしてのだめだといふデフイーテイズム（敗北主義）の姿で我々に對して馬を進めてくるのである。それは、男でも女でも一遍かんこくへ行つたらおしまいである、彼等のために何をしてやつても、もう既に晩い、パロールはヒユメーン（人情的）ではあるが、しかし、

無益な一個のゼスチユアにすぎないものである。プリズンもパロールも行き止まりの袋小路でどうしようもないと、いふ思想のシムボルなのである。」

マツコーミツク氏はその活氣に滿ちたプレシデンタル・アドレッス（會長の挨拶）を終るに當りて、重ねて力を籠めて、

「若し我等にして、コンモン・コース（共通の目的）のために戰ふ我等にして手を携へ心を合せて踏み止まつてゐるならば、我等にして我等の立場を固守するばかりでなく、勇氣と決意とを以て進み攻むるならば、「無智」と「飢饉」と「疫病」と「死」とのホーア・ホースメン（四騎士）が伍を亂して馬に拍車を當てゝ遁走するのを見ることができるに違ひないのである。」

と言つて壇を下つたのである。

著名な來賓中には、ルーズベルト大統領夫人が見えてゐたが、夫人はナシヨナル・プリゾナース・エイド・アソシエーション（受刑者援助協會）及びナミヨナル・プロベーション・アソシエーションの共同主催にかゝるランチオン席上一場のアドレッスを試みた。七百有餘の聽衆は犯罪豫防の演題に於けるルーズベルト夫人のアドレッスを聽くためにホテルのグランド・ボールルーム（大舞踏室）に充滿したのである。「只だの一個のシテイズンとして一話すのだと前置して、夫人は、「犯罪豫防は、都市たると農村たるとを問はず、社會問題に觸れる一切の事物を利用すべきで、且つ、諸君（プリズン・ワーカー）には一般社會からも政府議會からも双方からの一層深い理解が必要なのである、と說き、重ねて、この理解の改善涵養の必要を指摘して、大統領夫人は我々は、「釋放者の憐れむべき狀態を一般社會に知らしむるためどうかしなければならない」と語つたのである。

このカングレスに眞摯な興味を有つてゐた大統領夫人は、次の日のプログラムになつてゐたシンシン・プリズン（ニユウ・ヨーク市を距る北方三十哩ハドソン河の東岸オシニング村に在り）への見學旅行に委員の一行に加はつたので、委員は合衆國のファースト・レデイ（大統領夫人のこと）と行を共にすることを心から喜んだのである。

アメリカン・プリズン・アソシエーションのこの注目すべきカングレスの感情所信とは、感謝の決議と共に可決採擇せられたる次に揭ぐる決議の中に最も善く概括せられてゐるのである。

一九三九年度會議決議事項

アメリカン・プリズン・アソシエーションは、行刑處遇をして受刑者の社會的更生を企圖するものたらしめんがために、多年、教育、精神病研究、職業訓練、醫療、宗教的陶冶並びにソーシアル・ワーク（社會事業）の如きプリズン・ワークに屬する一切の公務（サービス）の進歩發達を支持し援助してきたのである。アソシエーションは、此等のサービスが改善の可能性を示す受刑者に適正賢明に執行せられたならば、現在の如き牢獄式のいかめしいプリズンを建築する必要は大部分これを排除し得るものであるといふ所信を、改めて玆處に記錄に留むるものである。

以上の見る所により、アソシエーションは、最近ニユウ・ヨーク・ステート及其他のステートに於て不必要なる多數のステイール・セル（鋼鐵製居房）の構築に巨費が投ぜられ、且つ、同時に經費節減の名に於て議會が受刑者の研究及び處遇のため必須なる敎化並びに精神病研究の如き根本的必要缺くべからざる行刑事業に對する豫算を削減又は抹殺したる事態の發展を悲しむものである。アメリカン・プリズン・アソシエーションの見る所を以てすれば、受刑者全部を拘禁するため高價なるステイール・セルを構築するよりも、むしろ現在以上に彼等の多くを社會に更生せしむるに努めたならば、社會の防衞は一層完かるべしと信ぜらるゝのである。依つて、

決議　一

將來に於て行刑改良の問題につき更らに一層正當なる考慮の加へられ、而して、經費節約の必要なる場合には、他の重要ならざる方面に於て行はれんがため、以上の行刑政策に關するアソシエーションのステートメント（聲明）にガヴアーナー（州知事）、議會及び行刑當局の注意を促がすものである。

最近に至り假釋放者（parolee）及び釋放者に職業を得るの漸次困難となり、且つ、アメリカン・プリズン・アソシエーションはこれまで屢次犯人の社會的更生を援助するの義務あることを個人佛主に勸說しきたり、更らに、其上に、多くのステートの官吏任用令には前科者の採用を禁ずる法律によらざる勝手氣まゝな制限の存するものゝ如くなるを以て、依つて、

決議　二

かゝる無標準なる制限の正否を再考し且つ、適當と認むる場合に於て州の行刑局は文官たり得る資格を前受刑者に附與し得る手續を定むることを文官試驗委員に勸說するものである。

アメリカン・プリズン・アソシエーションは、多年行刑施設の管理の職は一個の職業にして、それ等の地位に職員を任命するには訓練、經驗並びに知力に於て特に十分の資格あるものを撰擇すべきであることを主張して來たのである。

かるが故に、アソシエーションは、最近行刑局、行刑施設、並びに右に關聯する諸機關に職員を任命するに當り、この原則に背馳する多くの實例につき不滿足の意を表明するものである。種々の制限及び不便の存するは免れざるも、分類せられたる採用試驗制度は、上記の官職に適用さるゝものとして、この重要なる國家の行政事務の政黨の手による干涉操縱に對する最も

刑政第53巻第3号
矯正図書館

信頼するに足る防禦方法たるを失はないのである。

ユウナイツド・ステーツ（合衆國）のプレシデント（大統領）の興味と示唆とに出でユウナイテッド・ステーツ（合衆國政府）のアトウニー・ゼネラル（司法長官）によつて招集せられたる一九三九年四月の全米パロール會議（National Parole Conference）（昭和十四年八月號「刑政」海外時報參照）はパロール（假釋放）の原則を決定宣言し、且つ、此等のプリシプルス（原則）はパロール・ワークに於ける實際的にして一般に承認せられ得る目的とその實行の手續方法を表明し、而して更らにナシヨナル・コンフエレンス（全米會議）の事業を促進するため委員が設けられたのである。依つて、

決議　三

アメリカン・プリズン・アソシエーションは去る四月のパロール・コンフエレンスの事業を裏書し而して右の會議に於て採決せられたる原則を實行に移すべく不斷の努力を致さんことを勸說するものである。

一八七〇年（第一回アメリカ行刑會議の開催されたる年）以來刑務官（prison officers）の訓練（トレーニング）教育はわがアソシエーションの主要なる目的であつた。近年に至りて行刑處遇の方法手續に起つた大いなる變化はかゝるトレーニングに對して未だ嘗つてあらざりし程度の緊切なる必要を感ぜしむるのである。

合衆國政府內務省教育局（United States Office of Education）はこの必要を認めて、ヂオーヂーデイーン法の條件の下に、官吏勤務上の教習のプログラム中に刑務官吏の訓練教育を包括したのである。依つて、

決議　四

アメリカン・プリズン・アソシエーションは刑務官吏にかゝる訓練教育を授くるため教程を準備するに當り、合衆國政府教育局長（Commissioner of Education）ヂオーン・スチユウドベーカー博士並びに教習課長（Assistant Commissioner for Vocational Education）ライト博士兩氏の處置努力を推賞し、合せて、箇の性質の常設機關の創設せらるべきを思ふがために、行刑矯正兩施設にかゝる教程を開設するべく合衆國政府のステート（各州政府）と協力するの勞を惜しまざらんことを勸說するものである。」

（終り）

猶は次號にはこの會議に於ける總會に於て提唱せられたる主なるアドレッスの拔萃の二三を紹介したいと思ふ。

Journal of Criminal Law and Criminology, December, 1989

北米合衆國アラバマ州の刑務所に於ける製糸作業

——Silk Production in Alabama's Prisons——

北米合衆國のアラバマ州では（Alabama）（南部の一州にして、北はテンネツシー、東はヂオールヂア、南はフロリダ及メキシコ灣、西はミスシツピー河に境してゐる）、現在進行中のプランが成功すれば、州の刑務所で絹糸が製產せらるゝことになつてゐるのである。已に州とニユウ・ヨークの一會社との間に契約が調印されたのであつて、會社からは證明濟蠶卵紙を提供するのである。アラバマ州からは二萬本の桑樹を栽培するために二〇エーカーの土地を提供することになつてゐる。已に以前にも、かんごくの作業としてシルク・プロダクション（製糸業）を開始する計畫は屢々あつたのであるが、凡てすぐに放棄されてしまつたのである。十九世紀の初期にニユウ・ヨーク州の二ヶ處のプリズン（オーバーン及びシン・シン）でこの作業が計畫されたのである。オーバーンでは實際絹の縫糸が生產されたのであるが、この企業は財政上失敗に終つたのである。

Survey Midmonthly, January, 1940

アラバマ州に於けるパロールとプロベーション

——Parole and Probation in Alabama——

アラバマ州は成年犯人のプロベーション（監視付刑の執行猶豫）を試みようとする合衆國の南部での第二番のステートで、こゝでは最近の憲法の修正でプロベーションに關する一法律を制定する權限を議會に與へたのである。この修正後直ちに施行されたこの法律によると、巡回裁判所の判事並びに大審院及び控訴院を上級審とする裁判所の判事は、陪審員が十年以上の刑を科さなかつた場合には、いかなる犯人にもプロベーションを適用することができるのである。プロベーションの決定は判事によつて命ぜられたる徹底的の調査に基くのである。プロベーションの解除は判事の自由裁量に委ねられてゐる。

このプロベーション法と共に、アラバマでは新しいパロール（假釋放）法を施行することになつたのである。この法によると、受刑者のために割の好い職業の見出されたか又は再び社會の厄介物とならないといふ確かな證據が示されたかするまでは、いかなる受刑者もパロールされないことになるのである。このプランは新しく組織された州の假釋放局（Board of Paroles）によつて執行さるゝもので、パロリー（假釋放者）はパロール・オフイサーによつて監視さるゝのである。

刑政第53巻第3号
矯正図書館

合衆國イリノイ州に於ける少年犯人の處遇改善

——New Unit for incorrigible Boys in Illinois——

合衆國イリノイ州の少年犯人のホームたる聖チヤールス少年學院（St. Charles School for Boys）についていかに爲すべきかは、已に久しくこのステートに於ける論議かまびすしい問題であつたのである。「シカゴ・トリビユウン」紙の如きは、不斷この學院の「ボーイ・バンデイト」（少年强盜）に對する攻撃の筆を搦くことなく、彼等はステートの施設で「コツドル」（甘かす）されてゐるものだといつて憚る所なく嘲笑をさへ交へてゐるのであるが、新聞紙の如き局外者でなく、よく事情に通じた人々の間にも不滿の意はいぶりながら燃えてゐたのである。其の中、最も妥當なる批難の主たるものは、收容者の超過と若い少年と年の多い初犯者との隔離方法が講じられてゐないといふことであつた。で、最近に到り、イリノイ州の議會では此等の事態を改善するために「インコリジブル・ボーイズ」（矯正困難の少年）のために二十五萬ダラを投じて別に新たに一施設を建設するの政府案を可決したのである。別に擇まれた敷地に建てらるゝ新しい施設と現在の聖チヤールス學院とはゞ來兩者共に合せて「イリノイ州少年訓練所」（Illinois State Training School for Boys.）と呼ばるゝことになるのである。兩施設の間には交換が行はれて、ボーイにして聖チヤールスに於て制御し切れないような「がつちり」ものは、新しい施設へ移さるゝのである。

爾後法律に違犯した少年は州の福利省（State Department of Public Welfare）（矯正慈惠の兩部の行政事務を統轄する）によつて分類せられ隔離せらるゝのである。犯人たる少年を州の施設に收容せんとする裁判所はコムミツトメント・ペーパー（牧容指揮書）と共に本人のケース・ヒストリー（身分調書）をデパートメント（省）に送達するのである。この新たに制定された法律には、何の罪たるを問はず殺人以外の罪にして有罪の判決を受けた十歲以上十九歲までの少年はこの新しい施設に收容せられ得ることが規定されてゐるのである。以前は少年犯人としてこの施設に收容さるゝ少年の年齡は十歲より十六歲までのものであつたのである。

Survey Midmonthly, December 1939

ペンシルベーニア州に於ける精神缺陷犯人の永久隔離

——Permanent Segregation of Mentally Defective Criminals in Pennsylvania——

ペンシルベニア州政府の發表する所によると、精神錯亂者ではないが缺陷のある犯人のための施設が近く開設せらるゝことになつたのである。これに要する建物は現在ペンシルベニア・インダストリアル・スクール（授産練習所）として使用されてゐるハンテイングドンに於けるそれ等が充てられる筈である。この施設は一八七八年議會の決議によつて創設せられたもので、最初はペニテンシアリー（刑務所）として建てられたものであるが、其後一八八九年始めて受刑者を收容するに至る以前に、其名稱も目的も變改せられて現在は州のリホーメートリー（感化施設）となり、十五歲より二十五歲までの男子犯人を收容してゐるのである。ハンテインドンの建物は、現在のスクールの收容者が今やハリスバーグの近傍に建築中の施設に移さるを待つて、直ちにその新しい目的のために變改せらるゝ筈である。

精神缺陷犯人のためのプリズンの開設は、精神耗弱性犯人及び耗弱性にして同時に精神疾患ある犯人の永久隔離のために一個の施設を設くべしとの久しい間の州内の輿論の抗爭努力のクライマックスに達したものであると云へるのである。已に十五年前、州政府ではかゝる目的のために土地を買收してゐたのであるが、其後決して建築には取りかゝらなかつたのである。

Survey Midmonthly, January, 1940

パロールとプロベーシヨン

「犯人の過去の履歷が彼の生來のクリミナル・タイプでなく、且つ、眞に改悛可能であつて有用なるシテイズンとなる見込あることを信ぜしむる十分の理由を與へるものならば、單に社會の防衞といふ功利的見地のみからしても、パロール（假釋放）とプロベーション（監視附刑の執行猶豫）とは現在吾人の有てる犯人處遇方法の最有效なるものである。

プレシデント・ルーズヴエルト

（一九三九年四月ワシントンに開催せられたる全米パロール會議に與へたるアドレッスの一節）

刑政第53巻第3号
矯正図書館

靜岡市の大火と刑務所の狀況

靜岡刑務所

當時地元の靜岡刑務所に於ても此の突發した大變災に直面して一時非常なる危險下に曝されたのであつた、しかし全職員の機敏なる處置と犧牲的精神の發露とに因り幸に所内の秩序は完全に維持せられ衆情亦極めて平穩に何等の事故をも生ぜしめず、一面殆んど全縣下より應援の警防團及靜岡歩兵第三十四聯隊將兵の必死の活動と風速風向の緩和移動等と相俟つて辛ふじて危地を脱する事を得たのであつた。

市内出火と知るや急遽登廳して非常警備勤務に服したる非番看守十六名に及び何れも公務の爲に私心を抛ちたるは推賞に値すべく尚當日勤務中なりし職員にして自宅及家族の安否等を顧慮せず公務に服し遂に類燒の厄に遭ひ家族亦殆んど身を以て難を免れたる者等十一名に達し、更に又猛火の爲醫療機械全部を家屋と共に全燒せしめたる囑託齒科醫一名を合せて十二名の罹災者を出すに至つたのは洵に御氣の毒に堪えぬ次第である。

當時靜岡刑務所に於ける内外の狀況は左記の通りである。

第一、市内大火の一般的狀況

一、出火の日時及場所

一月十五日午後零時二十分頃靜岡市新富町一丁目の民家より發火したるに折柄風速約十二、三米の西北風の爲忽ち隣接三番町小學校々舍に燃え移り附近民家數戸を燒き拂ひて火勢頓に盛となり强風に煽られて風下に當る下石町、幸町、稻川町方面に飛火したるため市内數ヶ所より火を發したり。

二、燒失したる區域は市内西北部より東南部に渉る約三粁餘、市の中心部を貫き且つ最も殷賑なる商店街を全燒せしめたるものにして其の町名は吳服町、七間町、兩替町等以下三十七ヶ町、戸數約六千四百戸に及べり。

三、燒失したる官廳及其の他主なる建物

靜岡驛、靜岡運輸事務所、安田銀行靜岡支店、駿河銀行支店、安田貯蓄銀行支店、遞信省工務局靜岡出張所、三番町小學校傳馬町小學校、森下小學校、女子商業學校、民友新聞社、讀賣新聞支局、松坂屋、田中屋兩百貨店、寶臺院(國寶)、大東館旅館、靜岡映畫劇場、花月劇場、東寶劇場、若竹座、靜岡キネマ、電氣館、歌舞伎座、妙音寺、別雷神社、對馬神社、小

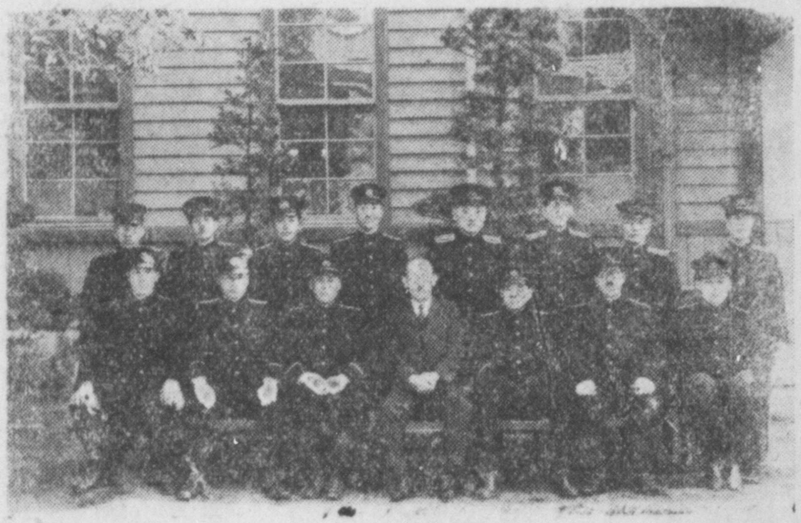
梳神社等。

四、危險に頻したる官廳等

日赤病院、靜岡警察署、靜岡市役所、靜岡市公會堂、舊御用邸、縣廳及知事官舍、城内東小學校、同西小學校、商工奬勵館、男子師範學校及附屬小學校、葵文庫(圖書館)、勸業銀行支店。

五、消防防火の狀況

當地方には二ヶ月殆んど降雨なく建造物は勿論一般極度に乾燥し殊に當日は西北の强風なりしため出火と同時に忽ち附近に擴大し又次ぎ々々に飛火して數丁を隔つる風下にも火を發し市内及附近の各消防隊必死の努力と歩兵第三十四聯隊將兵の出動に依る破壞防火作業も火勢を防止する能はず又縣下山間部を除く各市町村の消防隊の應援を得たるも消火栓貯水池等の水量は忽ち使用し盡すの有樣にして十二時間



在京四刑務所應援隊

餘に渉る廣汎なる猛火に對しては如何とも施す術なき狀況なりき。

第二、刑務所に於ける狀況

一、非常警備

十五日午後零時二十分頃市内に火災起れるを知るや風位風速等より萬一を考慮し直ちに工場外就業者全部を夫々所屬工場に復歸せしめ其の戒護者を以て非常配置に就かしめ相前後して登廳したる非番看守十六名を之に加へて内外の警備を爲すと共に消防夫指定受刑者十五名を附したる消防隊二ヶ分隊を編成しガソリン喞筒一臺、手押喞筒一臺を各之れに配屬し最も危險を豫想せらるゝ第十、第十二工場方面に配置す、又舍房中央上二ヶ所に見張看守を配置して延燒方向及飛火等を監視せしめたるも若し市役所、公會堂、舊御用邸等に延燒することあらんか猛火は忽ち商工奬勵館、假設郵便局、東小學校、男子師範及附屬小學校等の木造建築物に延燒すること必至の狀勢と謂ふべく、自然當所第九乃至第十二工場並に懲役第五乃至第八舍方面は忽ち危險に瀕し延て全構内及官舍の大部分は所詮類燒を免るゝこと能はざるべきを以て午後

刑政第53巻第3号
矯正図書館

一時三十分遂に避難の準備を開始したり。

二、重要書類搬出及收容者の避難準備

收容者の身分帳簿及放免暦簿並に官吏身分帳、金櫃其の他一切の重要書類は之を貨物自動車及乘用自動車に積載し命令一下直ちに安全區域と認めらるゝ裁判所構內留置場に搬出するの準備を完了す、又收容者中未決拘禁者三十九名は裁判所構內留置場に病舍收容の重輕患者十八名は構外東北隅なる演武場に其の他の受刑者は構內北隅の畑地に避難せしむることゝ爲し、未決拘禁者は護送用自動車を以て、重輕患者は擔架又は徒歩にて北門(非常門)より演武場に護送し其の他の受刑者は各工場舍房より夫々避難せしむる方法を以て各部署を定め夫れ〳〵待機せしめたり。

三、戒護者の來援

濱松刑務支所より看守部長、看守四名、沼津刑務支所より支所長一名の戒護應援を得たり。此等應援者は何れも濱松放送局のラヂオ放送を聽き或は警察署より非常時の事あるを聞知し午後三時當所に到着したるものにして當時既に靜岡驛燒失に因る汽車不通の爲濱松方面は用宗驛より徒歩沼津方面は靜岡地方裁判所行自動車に便乘して來援したるものなり。



靜岡市應援臨時炊出

四、延燒地域の偵察

延燒地域就中吳服町、兩替町、七間町方面の猛火は風向の變移に依り直ちに當廳に危險を及ぼすのみならず又警察署、市役所、公會堂舊御用邸に延燒せるや否やは收容者避難開始の要否を決すべき分岐點となるを以て頻繁に職員を現場附近に至らしめ其の情報の蒐集に努めたり。

五、電燈、電動力に關する事項

當所使用の電力は靜岡市電氣部より供給を受け居るも送電線の燒失等に依り午後一時頃送電停止となりたるを以て夜間作業は勿論不能なるに付晝間作業を以て打切り夕食終了後還房せしめたり、電燈は不時故障の用意として蓄電池の設備ありと雖も之を以て全構內の照明を爲す時は僅かに四十分內外を以て消耗し盡すべく依て全舍房は廊下に一燈乃至三燈を、事務室は戒護課に一燈を點じ他は全部消燈し蓄電力の持續を圖り房內の視察は携帶電燈を用ひたり。

當所作業中主たる抄紙工は何れも電動力に依り機械を運轉し且抄紙工用揚水を爲しつゝあるを以て送電停止と共に抄紙機械の運轉は停止し揚水又不能と爲れり、因つて翌十六日市電氣部と交涉の結果電燈は十六日夜より動力は十七日より送電供給を受くることゝなり不取敢右期日より平常通り作業を開始したり。

六、免業日の變更

前項記載の通り電動力の停止に依り翌十六日の作業殆んど不可能と認め且多數罹災職員ある見込なるに依り之れが善後處置等を考慮し一月二十一日の第三日曜免業日を臨時變更して十六日を免業日と爲し其の機會に於て收容者に對し教誨席上大火災の狀況を告知し尚燒失區域に家族親族ある者に對しては發信接見等特に考慮するを適當と認めたるを以て前記の通り定例免業日の變更並に狀況告知等を實施したり。



靜刑奉仕班活動

七、非常警戒の緩和

十五日午後零時過より猛威を逞ふせる火焰も同日午後四時頃に至り風速約六七米となり又市役所、公會堂、舊御用邸の一線に集中したる消防隊必死の努力效を奏したるため當所の危險は漸く之を脫したるの觀あり又濱松、沼津兩支所應援者の協力を得たるを以て玆に稍愁眉を開くことを得たるも多數職員の居住する鐵道線路南方地區に於ては盛んに延燒を續け居れるを以て該區域方面に居住する職員に對しては一時退廳を許し家族の安否、避難先等を調査せしめたり尚翌日十六日午後零時三十分頃に至り各地區は漸

次鎭火の狀勢を呈したるを認めたるに依り午前一時に至り非常警備人員を半減して罹災職員全部を退廳せしめ其の儘徹宵警戒を續けたり。

八、一般衆情

一般衆情は極めて平穩にして喞の喧騒等なく收容者は何れも火焰天に沖する狀景を居房窓より望見し又構內道路を避難する市民の雜沓の聲竝に消防隊の急行するサイレン等を聞き一種謂ふべからざる心情に驅られたるもの丶如く何等不謹愼なる行動を爲す者なかりしのみならず平常以上に靜肅裡に經過したるは欣幸に堪えず。

九、罹災職員並に其の家族の救濟

罹災職員中全燒の難に遭ひたる者左記の通り十一名に達し又燒失區域を距る僅に一町內外の地域に居住の者數名あり此等罹災者家族の收容所として當所看守合宿所（俱樂部）を充當したるも多くは夫々親族等に避難す唯內一名の職員のみ家族六人と共に卽日右合宿所に收容したり。

第三、外部に對する援助協力

一、大火に際し縣下各署より警察官吏及救護班其の他來援したる內警察官吏及救護班員等八十餘名は靜岡保護觀察所を宿舍に充當することゝなりたる處同所に於ては疊、炊事、寢具等の設備なきため當所に援助方申出あり依つて當所より收容者用蒐莚、同浦團を提供し且食物炊爨方を爲すことゝし一月十八日より之を開始したり。

二、靜岡市に於ては罹災並救護援助其の他大火善後處置に從事する官公吏團體等に對し食物供給に付軍隊其の他の協力を求めたるも炊事設備其の他の關係上尙不足を來すの故を以て當所に對し之が協力を求め來りしを以て之を快諾し十八日夕食より當分の間當所炊事場の設備を利用して炊爨を實施することゝ爲したり。

三、靜岡縣工務課より罹災者の使用すべき廣紙供給方の申出に應じ當所製品廣紙第一囘分として一千締を提供することゝ爲し內五百締を十八日送付し引續き豫定の數量送付を完了したり。

四、靜岡市に對し物資配給其の他の運搬に關し廳用貨物自動車の使用に應ずべき旨の申入を爲したる結果主として食糧配給運搬に充當することゝ爲したり。

五、演武場の提供

愛國婦人會靜岡支部の申出に應じ當廳構外演武場を臨時託兒所に充つることゝし晝間同會々員及役員監護の下に當分の間四歲乃至七歲の幼兒の託兒所として之を提供したり。

罹災職員人名（全燒）

天坪町四十六番地　看守部長　大石松次郎（自宅）
南町二丁目十八番地　看守　井上長太郎（自宅）
森下町一丁目四十五番地　同　藪谷金作（借家）
森下町一丁目二十七番地　同　大石良雄（借家）
稻川町一丁目三十一番地　同　小川正信（借家）
日ノ出町七十一番地　同　齋藤幸太郎（自宅）
泉町一丁目二番地　同　加藤石太郎（借家）
傳馬町百三六番地（橫山館）同　馬淵正太郎（下宿）
右　同所（同）　同　近藤宅次（下宿）
鷹匠町二丁目字番地（中村鐵藏方）同　新藤章（下宿）
森下町二町目字二番地（佃年郎方）同　加藤寬（下宿）
紺屋町四十一番地　齒科醫囑託　櫻井明（自宅兩業）

靜岡市大火、其後の狀況

一、應援隊　大火の當日濱松、沼津兩支所より來援したる應援職員は各支所に於ける事務殊に配置等の關係を考慮し二日間應援の後何れも歸所方を取計らひたり。

又一月十八日在京四刑務所より看守部長看守計八名の應援を得たるが爲、職員罹災に因る配置缺員及火災善後處置に關する靜岡市其他への協力等に依る看守配置不足を補足することを得て多大の援助を得たり、其後罹災看守の出勤と共に一月二十五日夫々原刑務所に歸還方取計らひたり。

二、外部に對する援助協力　靜岡保護觀察所、靜岡市、愛國婦人會支部等に對する援助協力は當該官廳及團體の需めに應じ引續き施行し居り、靜岡市委囑の炊出しのみにても一月三十一日迄に既に米百六十俵、延食數五萬一千三百人分に達し尙二月十五日迄之を繼續する豫定なり。

三、收容者の義捐金　一般收容者は罹災者の慘狀殊に寒風吹き荒ぶ焦土に衣食住の自由を奪はれたる幾萬の罹災者を想像して同情の念に堪えず、せめて作業賞與金中より應分の義捐方許可ありたき旨出願せる者續出せる狀況なりしも作業賞與金の性質等に鑑み一先づ之を慰留し置きたるも其の後同樣出願を爲す者引きも切らず其の哀情洵に掬すべきものあるに依り特に本省の認可を得て釋放時に於ける衣類旅費支給に差支へなきもの丶內、領置金に付ては十錢以上二圓以下、作業賞與金に付ては現在高五圓未滿は十錢、百圓以上は二圓以下の範圍內に於て釀出方を許可したるところ合計金百七十六圓三十錢、此の人員四百八十三人に達し領置金又は作業賞與金計算高を有する收容者の殆んど全部は進んで義捐金を釀出したり。

刑政第53巻第3号
矯正図書館

全國刑務所時局作業製作品品評會見聞記

前田靜雄

(一)

昭和十四年十一月一日は、裁判所構成法施行五十年記念式典が催され、此の日畏くも　聖上陛下の行幸を大審院に仰ぎ、司法官に對し優渥なる勅語の御下賜があり、亦刑務所製作品の上に　天覽を賜る等、數限りなき光榮に浴した佳き日である。

此の式典を機として計畫された全國刑務所時局作業製作品品評會は、十一月二日を期し、東京拘置所講堂に於て、午前十時より賞狀授與式を劈頭に、朝野の名士を招待して擧行せられたのであつた。

招かれて集つた人々の中には、陸海軍部、司法省、裁判所を始め、各官衙の人々、全國刑務所長、作業技師、入賞の榮譽を擔つた作業技手など五〇〇名に垂々として、講堂の廊下迄も埋むるの盛況であつた。

開會の辭に續いて、君が代の曲が嚴肅裡に繰り返へされ、宮城の遙拜、戰歿將士や戰地將兵に夫々默禱が捧げられてから、行刑局長の挨拶、賞狀賞品の授與があり、次で審査委員長の挨拶があつて式を閉ぢ、引續いて審査委員の講評に移つた。

先づ軍需品の審査所見を軍部代表として陸軍兵器本廠監督班の板橋事務所長である内山少佐が立つて諄々と說かれた。

今回の軍需品の審査程、大掛りの審査は未だ嘗てないと云へる程素晴しいものであつた。

即ち陸軍省からのお聲掛りで、造兵廠、東京工廠、火工廠兵器本廠、それに從來の被服本廠の檢査官が審査に當つて下さつたので誠に至れり盡せりであつた。

如何に當局が軍需品の審査に重點を置かれたかが判ると思ふ。

次いで、高等工藝の伊東教授の溫顏が印刷物、雜貨、代用品に就てものやさしく講義口調で講評せられ、代つて同校の竹屋教授の率直な機械類への批判があつた。

從來は、工大の關口博士が審査を引受けられるのであつたが、今回は博士が滿洲の方へ行かれた爲、刑務作業に理解のある同氏の溫容に接することが出來なかつたのは、誠に遺憾ではあつたが、工大の淺川機械科長の名指しで、竹屋教授が擔當されることゝなつたのであつた。

最後に、おなじみの木檜教授の木工製品と同代用品に就て、例の諧謔を交へた名調子で聽衆を壓倒したのであつた。

これで講評を了り、時局に相應しい晝餐後、午後一時より西巢鴨會場の案内があり招待日の行事を了つたのであつた。

茲に特筆大書すべきは、今回の入賞品中、岡山刑務所出品日本刀及び川越少年刑務所作業技手出品卓子は、大臣賞を與へられたことで、嘗てなき榮譽であつた。

此の日、天氣晴朗、招待日に集るもの、午後一時より四時に至る間に約三千人と算定された盛況で、審査品を陳列した西巢鴨製品陳列所階上の如きは、身動きも出來ない程であつた。

(二)

茲に先づ會場の模樣から記述して見やう。

製品陳列部は、二階建鍵形の建物で、階上六〇坪、階下五〇坪を品評會出品の陳列場に充てたのであつた。

階上は、主として木工製品、漆器、代用品、雜貨、印刷物、輸出品各種、陶磁器、石細工、革製品、紙類等を、階下は、軍需品、防具類、洋裁縫製品、並に機械類を陳列し、又一部即賣品をも陳列したのであつた。

西巢鴨事務所の構内廣場二〇〇坪には殆んど全部を掩ふバラックが假設せられて、之を即賣場として數列に陳列臺を設け、山と製品が積まれて居つた。

構外の東京拘置所との隣接空地はテント張として、出張即賣場に充てられ、此處には、東京拘置所、靜岡、甲府、これに向ひ合つて川越少年、小田原少年、千葉、宇都宮の各刑務所の即賣品が陳列せられたのであつた。

偖て、招待日の狀況を今少し詳しく申述べますならば、午後一時から四時迄、僅か三時間の内に、目星しいものは大概賣約濟の赤札が貼られると云ふ有樣であつた。

即賣品の雜閙は、之亦品評會場に劣らぬ盛況で、靜岡の塵紙の如きは、三十二梱も用意して來たのであるが、僅か二時間足らずで、其の半ばを賣り盡し、解梱の暇遲しと詰め掛ける人波に暫く係員も茫然とした位で、此儘繼續しては第二日に賣るべきものがなくなる心配から制限賣りをやり二締以内としたが、遂に賣止めをするの餘儀なきに至つた程であつた。

川越少年では、木工製品の外、農産物の即賣も行つたが、瞬く間にトラック一車を賣り盡し翌日を約束せざるを得ない景氣で係員を驚嘆せしめた。

他の箇所も繁忙を極めたことは申す迄もないが、此の日の賣上は九千九百圓に上つた。

第二日、即ち品評會一般公開日第一日は、之亦天氣よく、明治佳節で人出は約八千と算へられた。

此の日午前中に總出品點數の過半數は賣約せられ、この二日間で赤紙の貼られないものは、軍需品、參考品を除いては殆ん

ど見當らぬと誇張し得る程で、係員は全く目の廻る多忙さであつた。

卽賣場を覗いて見れば、靜岡の廣紙は朝の內に全部を賣り盡し、尙紙を求める人引きもきらず、何等かの對策を考へざるを得ない狀況で、立川作業課長、平田技師其他幹部が鳩首協議の結果、早速明日に間に合はすべく、トラックを徹宵運轉し、五百締分取り寄せることゝした位であつた。

斯くして、翌日は靜岡、川越、府中等は相當の補充を行つたのであるが、恰も燒石に水の感があり午後は再び賣切れの狀況で、最終日の如きは出張販賣場は全部引揚けて仕舞つて、跡は製品の配達所に充てると云ふ從來にない驚くべき賣れ行きを示した。

本品評會を通觀すると、招待日、第一日にて大部分が捌かれ、第二日は土曜日に當る關係と品不足の爲、稍入場者は減少し五千五百人程と見られ賣上も前日の半分、又第三日は天氣快晴、小春日和を思はせる樣なよい天氣の爲め、客足は郊外に流れたせいか日曜日の割には少く三千をいくらか出るか否かの程度であつた。

結局、總賣上は約三萬三百圓に達し、從來の品評會にも見られない時局下の所謂殷賑產業による購買力の昂揚にも眼を瞠らざるを得ないのであつた。

（三）

次に、目星しい出品物に就て說明を試みたいと思ふ。

大臣賞を與へられた岡山刑務所出品の日本刀は、誠に結構な出來榮で、江村所長が高松刑務所在任當時より、苦心慘憺、銳意努力の結果、今日の榮を贏ち獲られたもので、刀劍展審査員である軍部審査員の一人は、口をきはめて賞揚し、現在日本に

次に繰つて品評會の成績に就て述べさして貰ふ。

出品點數は總計六九四點で刑務所出品が五〇五點、技術職員出品が一五六點、この外に今回始めて試みられた受刑者の時局作業に關する考案出品は、各所での解釋の誤りか其の應募數は甚だ少く僅か三三點に過ぎなかつた。

斯くして愼重なる審査の結果、入賞したものが一六八點で、其の入賞率は二四・二%で前回の時に比し稍增加の傾向が窺はれる。

刑務所出品では、優良一六、佳良二三、良三三、可四八で內軍需品は優良七、佳良一四、良一二、可一八で、總入賞點數一二〇點中五一點の多きを占めて居る。

刑務所出品の入賞率は、二三・八%に當る。

技術職員出品は、一等五、二等一二、三等二一で二四・四%入賞率を示して居る。

最後に、受刑者の考案品は、優良一、佳良二、良五、可二で三〇・三%が入賞したことゝなる。

（四）

次に、目星しい出品物に就て說明を試みたいと思ふ。

大臣賞を與へられた岡山刑務所出品の日本刀は、誠に結構な出來榮で、江村所長が高松刑務所在任當時より、苦心慘憺、銳意努力の結果、今日の榮を贏ち獲られたもので、刀劍展審査員である軍部審査員の一人は、口をきはめて賞揚し、現在日本に於ける新刀の間に充分伍し得るものであると評して居つた程で、大臣賞に推擧せられたのも偶然ではない。

技術職員出品で、大臣賞を受けたのは、川越少年刑務所の關口作業技手であつて、所謂時局作業に相應しい考案を多分に盛つた卓子であつて、從來、机の抽斗と云ふものは、奥の方は空間として利用しないのが恒であるが、之を巧に利用して物入れとし、又抽斗前方の部分をも種々考案して、規格版用紙入とか、又別個の抽斗を設ける等苦心を拂つて居り、其の出來榮に於ても、技術の優秀さを示して居る。殊に、塗裝の點に就ても光つて居つた。

この外、刑務所出品中、優良賞を得た出品の內から異色のものを拾ひ上げて見ると、次の如きものがある。

府中の應接セットは、時代色を出す爲めに、「タンク」型を肘掛椅子にも、小椅子にも取り込み、而も落ち付いた製品で、置床迄もセットに取入れて居る。

大阪の四呎旋盤は、工作機械類中の白眉であつて、精度の點に於ても、相當よく、市販品に伍して遜色がない出來である。

精度其他に就て稍劣るが、六呎旋盤は仲々よい出來で、神戸のミーリング、大阪のセーパー等孰れも刑務作業が重工業部面に今後の躍進を約束するかの如く見られた。

横濱の劍道防具は、鮫革を用ゐ、代用品と銘を打つて出品した丈に優秀な出來榮で、色具合も非常によく、被服本廠の審査員も非常に褒めたゝへて居つた。卽ち面の具合と云ひ、籠手の具合と云ひ、絶好の出來で、殊に籠手に硬き鮫の革を以て斯く迄巧みに仕上げたことは、絶讃に値すると、感を久しうして居つた。

其他、千葉の机椅子は感じのよい作品で、殊に椅子に金屬製ボールベアリングの代用として硬質ガラス玉を使用して、而も巧に纏めて居つた。之れは、代用品をうまく使つたと云ふ點が物を云つて入賞したのであるが、是等の考案は、刑務所獨特の考案になつたのではなく、既に昭和十三年七月に廣島市太田某によつて出願せられ、十四年九月に實用新案の公告となり、公告番號第一四六五三號を受けて居るのである。

然し設計者である千葉の若林作業技手が考案した時は、未だ特許局でも公告しない以前であつたから萬已むを得ないが、一たび登錄せられてからは、ガラス玉がよいと云つて各刑務所で競つて之を採用する譯には行かぬ。

尤も、部分品として市場に製品化して居るものを用ふることは、差支ないが然らざるものを應用した場合は、之に抵觸せぬ樣、注意が肝要である。

（五）

次に、軍需品に就て一言申上げてみたいのである。

軍需品の審査と云ふものには、一般の作品と違つて、種々の問題があるので、今後の品評會に於ては、一定の條件の下に課

刑政第53巻第3号
矯正図書館

題せらるべきであると思惟せられるのである。

例へば、彈藥箱を審査するにも、縱令、軍の規格は定められて居るとはいへ、東京と大阪と、又は廣島と云ふ如く場所によつて、多少檢査官の手心、又は其の作業廠の重點の置き方にも違ひのあるのは已むを得ぬのである。故に、之を審査し等級を附することは、是等地方檢査官の要求に合致しないものが優位を占むる場合も起り得るので、今回の審査の場合にも此點に相當の異論があつた。

又、軍需品は出來榮に主眼を置くことは、一考を要するところであつて、假令、其の仕上が如何に優れて居ても規格に定められた寸法を無視して居つては意味がない。因つて規格を第一とし、要求せられて居る寸法に照し、之に合格したものの內、材料の使用方、其他注意を要すべき點を經査の上、尙同程度の出品は、仕上の狀況を見ると云ふことに審査方針が進められたのであるが、今回の出品物を見ると特に入念な仕上をして品評會用としか思はれぬ樣なものも少くなかつた。

卽ち必要以上に人工を掛け、規格に依れば荒仕上にて差支ない所迄も丁寧に鉋掛がしてあるが如きは、一考を要するのではないかと思はれたのである。

從つて審査員はどれを見ても結構な出來で甲乙を附けることが困難である。平常作業のものが皆斯樣であれば誠に良いのであるがと云つて居られた。

要するに、軍需品、殊に粗箱類の如きものは、人工と時間を之に多く掛ければ、規格を滿足し軍の要求する所は滿點となる。

殊に、材料も精選し、注意點を愼重に工作せば、一點の非を打つところもないものが來ることは當然である。

故に斯樣な種類のものに就ては、今後課題する時は、一定の條件を與へて出品せしめることが必要であると思ふ。

出品當局者も所謂品評會用のものを特製せず、平常作業の內から其一つを抽出して提出すると云ふ風にしたいのであるが、そこには人情が伴ひ、言ひ易く行ひ難い點と考へられるのである。

今回は、軍需品の入賞率が他に比し、群を拔いて居たのは、右の如き事情に外ならないので、寧ろ入賞圈內より落すに骨折られた程であつた。

(六)

次に、受刑者の考案出品に就て述べさして頂く。

從來の品評會には、技術職員の考案出品は行はれて居つたが、今回は時局作業の意味を強化し、亦受刑者からも考案を募つたのであつた。

然し、最初各刑務所で誤解があり刑務所出品を受刑者出品として送つて來られたものが少くなかつた。

例へば、旋盤であるとか、茶棚であるとか云ふものを、數人合作として擧げて來たのであるが、刑務所出品も勿論受刑者の手に成つたものであるから、考へ方によつては是でも受刑者出品とすることにも考へられるが、然し經常作業で作つて居るものでは意味がない。旋盤にしても特に受刑者が、或る箇所を考案し、從來のものと異る點があるならば差支ないが、茶棚の如きは從來からあるもので、そこに工夫の餘地がない。

要するに、受刑者の工夫とか、又は時局作業に相應しい經常作業では行つて居ない特殊技能のものと云ふ樣な作品を意味したのである。

此の種の出品中で、優良に入賞したものに甲府收容者○田○行考案の廻轉椅子があつた。

之れは、誠に目立たない事務用小椅子であるが、その廻轉部分が非常に良い着想によつて、金屬部分を使用せず、單に木部のみにて成り立つて、簡單にして圓滑に廻轉し、又修繕も容易なる點に、木檜審査員は早くも目を着けられ、之れが受刑者の考案ならば、誠に感謝すべきものである、之は技術者でも一寸と氣の付かぬところであると激賞せられた。

之は、當局でも調査の結果、特許出願の價値あるものとして、手續中にあるので、玆に詳細に說明することは略させて頂くが、誠に代用效果の著しい、今回の主旨にしつくり副ふたものと推賞し得るのである。

この外、府中刑務所收容者の考案になる編輯尺、二重底靴下、ガラス製黑板等があるが、是等は多少の工夫を廻らしたもので、よい點もあるが、又一考を要する點も認められるのである。

最後の黑板は旣に實用新案を出願中とか聞き及んで居る。

(七)

次に、技術職員出品に就て、一考を要する點がある。

之は根本問題であつて、品評會の初期に於ては、技術職員の出品は必ず自己の手により加工せられたるものに限ると云ふことにし、若し實地技術を有たないものは、設計圖面等の考案に就て審査を受けることゝしたのであつたが、品評會を重ねてその經驗によると、圖面の審査では餘程優れたものであつても漸く三等に二三入賞するのが關の山で、實物製作では、圖面設計に比し入賞率が高く、圖面に表はせば誠につまらぬ月並のものでも、實物となると相當高位に入賞すると云ふ傾向が見られる所から、設計圖面の出品は回を重ねるに從つて其數量は少くなつた憾がある。

從つて、實物製作には回を追ふて自己製作が疑問の樣なものも出て來たのであつた。

今回に至つては、或る者は全く設計丈が技術者のもので製作は受刑者の技術のよいものを驅使して作つたと云ふものも現はるゝに至つたのである。

尤も經費の點を考慮に入れ官司業整理を許容した爲に已むを

得ないとも云へる。

斯くする時は、從來の刑務所出品と何の選ぶところがないのである。

卽ち刑務所出品と雖も技術者設計指導の下に製作したものであるからで、技術職員出品として斯くの如きものをも許容せば、この兩者間に何等の區別を認むることが出來ないことゝなる。

技術職員出品とするからは、そこに何等かの異色がなくてはならないことは當然と考へるのである。

例へば、受刑者を以てしては到底望めない樣な塗粧を技術者自らするとか、仕上をするとか、一部分加工に手を下すとか云ふ特色がなくては、この兩者を分けた意味がなくなると思ふのである。

今後は此點に就ても相當の考慮を拂ふ要があると思ふ。

大分品評會現場から離脫して申譯ないが、これも品評會是正の一考案として參考に供した次第である。

尙技術職員出品中に、異彩を放つたものは、曩に申述べた大臣賞獲得の川越少年刑務所の關口技手の作品で、之れは本人自らの工作であることが證明され、出來榮と云ひ、考案と云ひ充分なものであつた。

靜岡刑務所の西岡技手の銃劍術防具用手剌用具は首肯の出來る考案で、從來剌方は防具を天井より懸垂せしめて作業したものを、金屬性支持器により固定し且つ之れにスケールを附して、定規とし作業し得るが如く考案したもので、從來の筋附工程を省略せんと企圖したものである。

其の實用價値はどの程度か疑はざるを得ないが、防具の如き舊來の方法を固執して居る作業への一狼火として效果的と思ふ。

未だ幾らも各種作業に於ける器具の改良考案はあつて盡きないものと考へられるので、今後の品評會に於ては、此の方面への着眼進出を望んでやまないのである。

(八)

刑務所出品に於ける、時局に對する考案を一瞥して見れば、木、竹、籐をスプリングの代用としたもの、卽ち小菅の椅子、新潟の寢臺、千葉の乳母車がそれであるが尙一層の考案を要するものと見られた。

金屬代用として、木を利用した大阪の木製バケツ、ガラスを利用した小田原の花筒、府中の尿素樹脂製品、又肥料セメント用麻袋に代用した前橋の紙製大袋等があつたが、後者は特に刑務所の考案ではなく旣に工業化したもので尿素樹脂、ベークライト、又は代用紙袋は代用品の域を脫し、常用の常識化しつゝあるものである。

この時、靜岡より出品した野生藤蔓を抄紙原料に代用した白紙、封筒があつた。

元來藤葛は山野に多數繁茂し、高松刑務所の調査によると、須崎營林署管內にても一ヶ月一萬貫位は集め得るとの事で、內地丈でも相當多數が容易に入手し得る點より見て、天然資源の啓發利用の國策にも副ひ得るものと考へらる。

果して、どの程度の利用價値があるかは、今後の研究に俟たなければならぬと思はれるが、出品物に就て見ると手觸りは稍硬き感がある。

又封筒は纖維化されない木質を巧みに混ぜ漉きをして雅致のある製品とした點に考慮が拂はれて居て面白いと思はれた。

松江出品の代用キルクも相當利用の途があるものと思はれた。

是で大體今回の出品物中の特異性あるものを瞥見したのであるが、最後に輸出品に就て、一言述べたいのである。

(九)

輸出品は、刑務作業が國策に副ひ取入れた一部門であるが、全國に於て如何なるものが施業せられて居るかを今回の時局展で一般に紹介せんとしたのである。

然し、出品せられたものは甚だ少數であつたことは遺憾であつた。

尤も之は大部分が受負、委託によるものであつて、其の事業主の沽券、從來の博覽會其他に於ける受賞關係もあり、此の出品に就ては審査を遠慮したのであつた關係上、出品が少なかつたことゝも考へられる。

博覽會、共進會等に於ける審査は、出品の品位計りでなく、其の事業の歷史、規模、會社に於ける地位等考慮に入れ受賞せられるのであるから、時局展の如き特殊品評會に於て等級を附せられるのは寧ろ種々の點で不都合があることを當局が慮つたのであつた。

輸出品中には織物、漆器、縫製品等があり特に目を惹いたのは、奈良刑務所の硝子玉製品である。眞珠、珊瑚等のイミテーションで仲々立派な製品があつた。又歐米へ輸出せられる滋賀刑務所の玩具プロペラーは、外國人が機械力により加熱壓搾によつて造る不細工なものを一蹴して日本人の器用な手先の仕事が勝利を得て、澤山の注文が殺到して居ると云はれて居る。

之は朴の木片の廢物利用で出來るもので、手先の器用な受刑者ならば直ちに熟達し得る簡易作業である。

(一〇)

今回の時局作業展は、特殊の條件の下に行はれた爲、出品に相當な苦心が入り、從つて出品點數も從來に比し低調であつたことは已むを得なかつた。

それかあらぬか、臺灣、滿洲へも出品方が勸誘せられたのであつたが、種々の都合で、協力せられたのは朝鮮丈であつたことは遺憾であつた。

偖て出品物の說明はこの位として、品評會、卽賣會の成績を

掲記して筆を擱くことゝする。

時局作業品評會、即賣會賣上高調

	西巣鴨事務所扱	出張販賣（東拘、千葉、宇都宮、甲府、小田原、川越扱）	計
招待日	六、八〇九・七九〇圓	三、〇九九・二三〇圓	九、九〇九・〇二〇圓
第一日	七、二八五・〇八〇	二、五八一・七四〇	九、八六六・八二〇
第二日	四、九九八・九二〇	一、四二八・九七〇	六、四二七・八九〇
第三日	四、一六五・五九〇	—	四、一六五・五九〇
計	二三、二五九・三八〇	七、一〇九・九四〇	三〇、三六九・三二〇

小田原
川越　兩少年刑務所

第十四回協議會狀況

一、開催日時
昭和十四年十一月二十日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
小田原少年刑務所會議室

一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、佐々木文書主任

一、議題及議決事項
少年受刑者と好惡

本問に就いては小田原及川越の收容中のもの夫々三三八名及二八七名に付き、豫め「收容少年の好き嫌ひに關する調査表」を作成、之に對し協議員一同批判と檢討を加へたり

（一）本調査書作成の方法は
（イ）兩所收容者中計六二五名に付き、「好きなものへは○、嫌ひなものへは×印を附け、好きでも嫌ひでもないものはそのまゝとせよ」なる指示の下に、個々に別紙調査表（畧）を與へ、十一月十八日一齊に之を調査す
（ロ）收容少年は何れも興味を以て熱心且つ眞劍に此の調査に應じ、其の際、功利的なる氣持は動かざりしものと認められる

（二）少年受刑者が關心を有するものを順次に上げれば次の如し（無關心なるもの平均一三〇人）

3 其他欄（ 同 一四二人）
4 學科欄（ 同 一四三人）
5 花卉欄（ 同 一四六人）
6 講話欄（ 同 一五一人）
7 食物欄（ 同 一五二人）

食物と教育とに關して、好惡何れにもせよ、意思表示多く、之に對し少年受刑者の關心强きものと認められる

（三）少年受刑者が關心を有せざるものを順次に上げれば次の如し

1 住宅欄（ 同 二七七人）
2 衣服欄（ 同 二五二人）
3 働き場所欄（同 二四五人）

食に就いては關心强くして、住・衣に就いては關心少し

（四）本調査表に自らに現はれるものは、惟ふに、次の如き諸點の影響なりとす
第一、少年の特質（其の年齡・性別等）
第二、犯罪少年の特質
第三、現在の生活狀態（刑務所の位置・賦課作業・給養其他）

第四、從前の生育環境（其の家庭・生計・教育等）
第五、時代思潮
第六、希　望（憧れ）

第十五回　協議會狀況

一、開催日時
昭和十四年十二月十九日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
川越少年刑務所々長室

一、協議員
川越少年刑務所側
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長　今里庶務課長

一、議題及議決事項
少年受刑者と其の前歴
本問に就いては小田原及川越に收容中のもの夫々三四七名及二六一名に付き豫め別紙「不良前歴調査表」（畧）に基く調査表六箇を作成し、且つ別に第七表として大正元年以降の兩刑務所釋放者の再入狀況を調査し、之に對し協議員一同批判と檢討を加へたり、次の如し

（一）本調査書作成の方法は
（イ）「不良前歴調査表」に於ては、兩所收容者中計六〇八名に付き、或ひは身分帳記載の事項に從ひ或ひは本人の自供に基き或ひはまた特に調査照會をなす等、極力眞實を追求したるも、なほ不分明のもの若干ありたり
（ロ）兩所釋放者再入狀況調書は大正年間四一二〇名、昭和年間（昭和十四年十二月十二日迄）四五八七名に付き、殘存身分帳其他に基き調査したるものなり

（二）本調査の目的は
（イ）少年刑務所收容少年の前歴不良の事實を具體的に知ることに依り、卽ち、今日の少年行刑對策を反省するの資たらしめむとするにあり
（ロ）從前約三十年間に兩所の敎化を受けて釋放せられたる少年達の再入狀況を知ることにより、飜つて、今日の少年行刑對策を反省せるの資たらしめむとするにあり
（ハ）右兩者を通して、其の成績を顧みることに依り、却て、行刑敎化の謂はば「飽和點」の有無を探求せむとするにあり、此の點に關しては本協議會第十三回議題「少年受刑者と環境」に比照すべきもの多し

（三）第一表敎護院・矯正院等に「入所（及處斷）回數調」に依れば
不良前歷なきものは（不明を含んで）三九%にして、少年刑務所入所前何らかの所に收容せられたることあるもの六一%の多數に上り、且つ其の半ばは二回以上のものなり（此の比率は小田原・川越略相同じ）

（四）第二表「各所別每回在院期間調」及び第三表從前各所に於て敎化を受けたる期間を各人別に通算したる「在院期間」、第四表其の「出所事由調」に依れば
（イ）概ね其の在院期間極めて短し
（ロ）其の多くは逃走者にして、退院者と逃走者との比は三八%對六二%なり
（ハ）小田原、川越の拘禁區域に於ては、不起訴・執行猶豫等の處斷を受けて後兩所に入りたるもの二五三名に對し、敎護院、矯正院等に收容の處分を受けて後兩所に入りたるもの二一〇名なり

（五）第五表・第六表の「次期犯罪着手期間」に依れば
六月以內に再犯せるもの七〇%を越へ敎化と保護との不足を嘆ぜしむるものなり

（六）第七表「兩所釋放者再入狀況調」に依れば
其の成績良好なりとは稱し難かるべし

第十六回　協議會狀況

一、開催日時
昭和十五年一月二十五日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
小田原少年刑務所會議室

一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長　高田敎務課長

一、議題及議決事項
少年受刑者と其の兵後關係調査
本問に就いては小田原及川越より昭和十三年中及び昭和十四年中に出所（假釋放及び滿期釋放）したるもの夫々四八九名及び一九八名に付、豫め兩所の敎務課及庶務課に於て別紙（秘・略）の如き調査を完了、之に對し協議員一同

（イ）大正年間と昭和年間と各十四年間を比照して後者の行刑成績の豫想外に良好ならざるの原由の一として少年審判所・矯正院の介在を擧げ得べし、極端なる不良者をのみ收容するに至れる今日の少年刑務所は其の敎化に於て益々至難さを加ふるに至り、從つて之に對する施設及方法の改善を要請せらるゝこと益々急なり
（ロ）少年受刑者の前歷及其の豫後を通して不良者の數は恒に概ね六〇%なることを示す（而して環境不良者の數亦概ね六一%なり——第十三回參照）
（ハ）少年受刑者の前歷及其の豫後を通して、戒心を要するものなり

刑政第53巻第3号
矯正図書館

檢討を加ふ、次の如し

(一)本調査方法は

最近二ヶ年間（昭和十三・十四年）に於ける兩所釋放者計六八七名に付き、或ひは本人の通知に基き或ひは市區町村役場への照會回答に依り昭和十四年十二月末現在に於て之を完了したり

(二)本調査の目的は

少年刑務所に於けるイ)收容少年の訓練特に其の教練實施方法の現況に對する反省と將來に對する指針の資料を得ること、ロ)少年受刑者出所後の動態特に其の非常時局下に於けるそれを知つて今日の保護對策を考慮すること等でなり

(三)調査の結果は

(イ)未檢査の者二割を超ゆ

其の數の多きは檢査期以後の出所者多きこと其の一因たるも此の點に關しては釋放に當り技術上考慮すべきものあるべし、又在所中徴兵檢査手續未了等の爲其の出所後其の年受驗し得ざりし事情の者亦多々あり、此の點に關しては將來在所者に關して受驗手續上更に一層常に親切にして愼重なる取扱をなすことを要すべし

(ロ)受驗者の合格率は極めて良好なり

合格率の素晴らしさは驚くべきものあり、しかも、其の殆んどは甲種合格の榮を擔ふもの、其の由つて來る所を考察するにA)、個人的に其の心身に兵役服務上良好なるものを有することを擧げ得べし、この點一般世人の少年受刑者に關して豫想する所に反するものの如し、B)、所内に於ける教練其他の諸訓練が其の果を結びたるものなること亦異論なき所なりとす

(ハ)假釋放者の合格率は滿期釋放者のそれよりも遙かに良好なり

なほ此の點に關連しては其の滿期釋放合格者を假釋放せざりし事に就き結果より見て假釋放制度運用上反省すべきものあるべし

(ニ)入營中の犯罪者皆無に近し

入營中再び犯罪を犯し自らの榮譽を汚すのみならず軍の名譽を損ずるの不心得に至りたる者は皆無に近く、僅かに一名に過ぎず

(四)將來への對策の主なるものとしては

(イ)所内訓練の強化

特に教練の強化を必要とすべし（短期受刑者を對象とする小田原に於ては特に然りとす）

(ロ)所内教練の公認

入所中の受驗手續・徴兵檢査・入營中・保護一般等々の實際を通じて、所内教練を一青年學校として公認せらるゝことを切に要望す

(ハ)現行の長期中假釋放制度の根本的改革

一、次回の議題

少年受刑者と其の犯罪原因

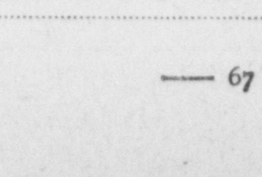
殉國の英靈



山形刑務支所看守部長
陸軍衞生上等兵
故加藤茂氏

故加藤茂君は昭和十四年四月〇〇日臨時召集、山形、秋田の二驛で歡呼の聲に送られ勇んで出征、〇〇部隊に屬し、第一線に奮闘中であつたが天運時をかさず、皇紀二千六百年の春を前に客年十二月十一日戰死を遂げられた。故人は山形縣の出身で四年前父を喪ひ二人の妹を扶けて母に仕へて孝養怠りなく鄉黨での模範青年といはれた。昭和十二年二月十二日秋田刑務所看守に任じ、轉じて山形刑務支所勤務となり精勵にして將來を嘱望せられた。訃報一と度到るや、不運の君に捧げる哀悼の聲翕然として起つた。戰死の日附を以て看守部長を命ぜられ、取敢へず秋田刑務所は山根戒護課長を母堂の許に派遣し厚く弔意を表し靈前に香華を捧げて冥福を祈つた。

享年二十六歳也



宮崎刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵
故兒玉茂氏

君は昭和十三年第二補充兵に編入せられ昨年十二月〇〇日臨時召集〇〇部隊に編入勇躍出征〇〇國境警備中不法越境の外蒙軍の大部隊と激戰去る八月二十二日と散らる年齡僅かに二十三。

君は十三年七月八日宮崎刑務所看守を拜命在職僅か六月に過ぎざりしも明朗活達の若手刑務官として將來を嘱望せられたりしに可惜。

日ソ停戰協定なりハルハ河畔に砲煙收るの時今更ながら君を思ふの情や切なり。



姫路少年刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹
故福井一一氏

氏は明治四十四年一月十五日播州赤穗より海上、程遠からぬ風光明眉の孤島、家島に生る。昭和七年一月歩兵第三十九聯隊に入營、過ぐる滿洲事變には現役にて出征し敵の裝甲列車を分捕つた等數々の勳功を建て其の功により勳八等に敍せられ旭日章竝功七級金鵄勳章、滿洲國景雲章等を授與せらる。昭和九年五月九日歩兵伍長に任ぜられ翌十日現役滿期除隊となる。昭和十二年六月十一日姫路少年刑務所看守を拜命し教練事務を擔當恪勤精勵上司同僚の信望厚く六百有餘の少年受刑者よりは慈父の如く敬慕せられ將來を嘱望せられ居たる模範刑務官吏であつたが日支事

變に際し昨年六月應召、北支に出征し匪賊掃討戰に從事、右翼分隊長として活躍中本年二月不幸敵彈を受け頸部貫通銃創により河北省○○○に於て壯烈なる戰死を遂げられた。戰死と同時に歩兵軍曹に昇進し尚陣歿當日附を以て看守部長に昇進せらる。

松江刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹
故 小谷靜男氏



昭和十三年六月應召○○部隊に屬し勇躍征途に上り以來北支の曠野に幾臨戰武勳赫々たるものありしか不幸病魔の冒かすところとなり北平の○○陸軍病院に於て療養中本年八月廿八日遂に戰病死せらる。享年三十四歳

氏は鳥取縣氣高郡豐實村に生れ昭和三年十一月松江刑務所看守を拜命同六年二月鳥取刑務支所勤務被命同十一年月九月刑務官練習所へ入所同年十二月卒業性質溫厚篤實にして格勤精勵前途を囑望せらる、殉歿日附を以て復職、看守部長に昇進す。

朝鮮總督府看守部長
陸軍歩兵伍長
故 永吉靜氏



二十七年
戰歿年月日
昭和十五年一月○日午後五時○分
戰歿の場所
中支安徽省蘆州○○地區

動功の概要　今次支那事變に際し昭和十三年九月○日臨時召集として應召歩兵第○○聯隊に入隊同年十二月○日安徽省蘆州○○戰闘に於て轉戰中の處一月向ひ中支派遣各地に於て轉戰銃創を受け戰死。

刑務所勤續年二年二月。

遺族　戰死者永吉靜妻　永吉ミツエ

臺北刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長
故 千葉留次郎氏



君は昭和丁丑秋九月應召、武漢攻略の大業成るや直ちに南支に轉じ、次で海南島敵前上陸に參加、爾來同島に依つて殘敵掃蕩に從事中、一夜、驟雨暗黑中の戰闘に於て行方不明となりたるも、後に至り安定縣○○○附近に於て死體發見さる。享年僅か二十有六歳。

君は東北岩手に生を享け、資性明朗剛毅、早くより刑務官を志ざし入營前既に當所に奉職、滿期退營の後も引續き當所に拜命。眞摯なる刑務官として前途を囑望さるゝ事多かりしに寔に痛惜に堪へず。

戰死當日附復職、部長に昇進さる。遺族は岩手郡一方井村に母及兄弟が在住する。



刑務所便り

身心鍛錬
雪中大相撲

札幌刑務所

各所の泊込作業より歸來せる收容者一同も、年末年始を本所に過した。親を偲び子を思ひ、應召の兄弟を大陸に想起して感慨深き數日を送るのであつた。

皇紀二千六百年の一月三日、午前中は活動寫眞を觀覽せしめて、沁々と親の有難さを感涙せしめ、午後は身心鍛錬の爲、一二級者約八拾名をして、雪中に大相撲を競技せしめた。

此の日夜來の降雪はれて、天氣晴朗なれども氣溫は零下五度、雪中より土を堀り出して鋸屑を混じ、自然少々ながら雪が混ぜられたもので土俵を作り、積雪二尺以上を踏みしめて莚を敷き、東西四十組に別れて午後一時より三時迄、双方旺んな聲援裡に、龍虎相搏つ壯烈な肉彈戰を演じたのである。雪の上に氣持よく轉落するもの、下手投げで雪煙をたてるもの、寄り切りで雪の中に倒るゝもの等々大關關脇小結にて優勝したる者に應じて、夫々の御幣を賞與して終了した。

終つて、一同喇叭吹奏裡に遙拜所に禮拜し、二尺餘の雪を踏んでその周圍を愛國行進曲に合はせて數回行進して後、入浴せしめ、一同に汁粉を與へて、寒けれども愉快に此一日を送つた。

風邪に罹りし者もなく、凍傷に冒されし者もなく、雪の國に相應はしい、身心鍛錬興亞の訓練であつた。

三四級の者にして、許さるゝならば之に參加したい希望の者もあつた樣である。

雪中の相撲は蓋し當所を以て嚆矢とすることであらう。

漁撈訓練修了式

大村海上刑務支所

昨年六月に西日本の特異施設として御目見得した當大村海上刑務支所に於ては、開設に伴ふ諸準備を急いでゐた處本年三月頃大體之が準備も完了したので、其の開設の目的たる、最初の漁撈水產加工訓練所を開設する事となり其の準備に着手し、五月中に準備完了、六月一日に第一回訓練開所式を擧行する事が出來たのである。そして去る十一月三十日を以て豫定せし六ヶ月の訓練期間を終了する事が出來たので之が修了式を十二月七日に擧行したのである。而して之が修了式の實況と訓練の概要は左記の通りである。

十一月末日頃から急激に襲來した寒波

の爲、每日西北の風が吹き荒び酷寒の樣な寒さに惱まされてゐたのである。然し幸ひにして修了式の二日程前からこの寒波も何處かへ去つたのか又暖かさを取り戻し、七日の修了式當日は朝から雲一つなく晴れ渡り、風無く波靜かな、綠の島影海に映じていやが上にも大村灣の風光を美化して呉れた。

開式時刻の午前十一時には、來賓として長崎縣水產試驗場の場長乾技師及長崎刑務所長代理總永庶務課長も見へた。式場は宇治の後甲板で小春日和の溫かい日光を一杯浴びた實に氣持よい場所、定刻十一時には全員入場、開式の辭があつてより、第一に宮城遙拜、君が代の合唱、敎育勅語奉讀、勅語奉答歌があり、終つて修了證書及學術優秀の者三名に賞表狀と賞品の授與が嚴肅の裡に行はれ、續いて英保支所長の訓示があり、之が終ると長崎刑務所長及長崎水產試驗場長の懇篤なる祝辭があり之に對して、修了者代表の答辭、終つて大村海上刑務支所の所歌を高らかに合唱し最後に 天皇陛下の萬歲を三唱してこの意義深い修了式を閉ぢたのである。

次に訓練の概要と其の成績を擧ぐれば次の通りである。

一、訓練開始、昭和十四年六月一日
一、訓練實習夫十三名（十四名の處一名病氣の爲中途除外）
一、選出刑務所　姬路、岩國、久留米の三少年刑務所及尾道刑務支所
一、訓練期間六ヶ月（各二ヶ月宛三期に分つ）
イ、學科漁撈、漁具、漁船、海上氣象、水產生物、運用學、航海學、水產製造學、海洋學、海上衛突豫防法
ロ、實技　手旗信號、漁船操艦、漁網編成、遠洋及近海漁撈水產製造、機關、電氣、無線、航海、運用

講師は學科講義として長崎縣水產試驗場の農林技師三名を囑託し、尚學科及實技に關しては當所支所長並に作業技手等が之に携る。

訓練終了時に於ける成績は、各講師の熱心なる指導訓育と、彼等實習夫がこの種專門的な學科と實習に興味を持ち且つ戰時下の緊張せし氣分に依り驚く程熱心に修學精勵せし結果全く豫期以上の好成績で、學科及實技を通じての全體平均點數は七〇點以上となり各講師も其の答案の優秀なるに一驚せられし程であつた。そして彼等はこの時局下に於て一意專心水產報國の使命を全うすべく固い決意を示しつゝ今後の漁撈作業に努力邁進し更生の誓ひを立てゝゐる。

遙拜所竣工式典

尾道刑務支所

當所に於ける少年行刑敎化の要諦——敬神崇祖、報恩反始の實踐窮行に、鋭意敎養中のところ昭和十年四月行刑局長の通牒に基き遙拜所の建設を思立ちたるも

各本所に於ては既に之が建設を見るに至りたるが、當支所に於ては豫算の關係等の事情上未だ實現に至らざりしも、偶々今時局の影響を受け敬神崇祖の思念涵養の特に必要なるを認められ、之が建設の申請に對し此の程認可を仰ぎ、神聖莊嚴なる遙拜所の落成を見るに至りたるを以て、舊臘二十五日　大正天皇祭當日午前十一時より遙拜所竣工式典を嚴修なすに至りたり。

此の日天氣晴朗にして絶好の式典日、早朝より拂ひ潔められたる遙拜所前に整列せる一同の顏も自ら歡喜の色が輝き、恰も神光に照護せられたるが如き神聖味漲りいとも嚴肅の裡に午前十一時、齋主鄕社長神社永井社掌齋官を從へて着席、當日來賓として參列せし尾道區裁判所判檢事、廣島刑務所戒護課長其他來賓着席、續いて當支所長以下幹事部職員各々所定の位置に着するや、松尾庶務主任は一同に對し式典開催の旨を告げ終つて、宮城並伊勢神宮の遙拜を號令し、次いで戰禱（戰歿將士の英靈を追悼し、出征將兵の武運長久を祈願す）左記次第の如く式典を擧行せしが參列者一同何れも目睫に逼る皇紀二千六百年を控へ、然も遙拜所はこの紀元二千六百年の記念事業として建設せられたる深き意義を認識し、一樣に自奮自勵、强力日本の建設を自覺せしものがあつたのと信じ慶賀に堪えざるものがあつた。

式典次第

一、開式之辭
一、修祓
一、祝詞奏上
一、式辭
一、工事報告
一、玉串奉奠
一、閉式之辭

支那事變戰歿職員慰靈祭

福岡刑務所

十月二十五日應召、十三年七月見習醫官として滿洲海拉爾に出征、十四年三月陸軍々醫少尉に任官し、八月二十四日ノモンハンの戰鬪に於て名譽の戰死を遂げられ、十二月六日英靈を迎へたるに依り、十五日當所敎誨堂に於て、遺族代表三名を請し職員、收容者一同嚴肅莊嚴に慰靈祭を執行したり。當日は佛前を莊嚴し、白木の位牌を安置し本派本願寺寄贈の香を供へ左右に當所並に小倉刑務支所敬弔の花輪各一對を供ふ。次第及祭文左の如し。

一、收容者入場、職員並遺族入場。
二、告示。三、讀經（三奉請、敬白、阿彌陀經念佛廻向）。四、祭文（所長）五、弔電披露。六、燒香（遺族、職員代表、收容者代表）。七、敎誨。八、終了。

祭　文

本日玆に當所職員にして曩に應召出征せる陸軍々醫少尉竹林道生君、名譽の戰死を遂げられ、無言の凱旋を迎へた

當所保健技師竹林道生氏は昭和十二年

るに依り、恭しく壇を飾り香華を供へ、慰靈の典儀を擧ぐるに當り、謹みて英靈に白す。

君、夙に軍務に服し、眞摯精勵陸軍伍長に進み、現役を終つて職を刑務界に奉じ、專ら衞生保健の任に當り、接するに溫情を以てし、施すに仁術を以てし、其の惠澤に浴するもの、擧げて數ふべからず。偶々一昨年夏、支那事變の勃發するや、十月二十五日召集令狀に接し、君命を富岳の重きに比し、身命を鴻毛の輕きに比しつつ、勇躍再び軍營の人となり、保健衞生の務に任し、昨年七月二十二日、見習醫官として、博多驛頭、國民の輿望を擔ひ、湧くが如き歡呼の聲に送られて猛然征途に就き、滿洲國海拉爾の地に於て、精勵恪勤、專ら第一線勇士の身上に、意を用ひ心を碎きて、起死回生の妙技を致し、本年三月二十日陸軍々醫少尉に任官し、榮譽特に顯る。滿蘇國境の風雲急にして異變續發するや、出でて砲煙彈雨の間に馳驅し、將兵勇士の間に奔走して、應急の措置を採り、救護醫療の務を盡し、傷痍の人々をして再び三度、前進蹶起の勇を援け、國防の陣を堅持せしめ、赫々たる偉勳を樹て、更に大に期待する所ありしに、八月二十四日不幸敵彈に護國の花と散る。草むす屍、水づく屍は、固より覺悟する所なるも、征途半にして此の事に遭ふ。君の胸中や察するに餘りあり。事變の解決尙ほ遠きに際し、此の名國手を失ふは、惜みても惜むへし。家族親族諸氏の上を思へば、眞に忡忉に勝へず。然れども君の忠魂は永久に滅せず、昭々たる功績は皇國の靑史を飾り、七生報國の精神は千載に輝きて、永く國民の龜鑑となる、君以て冥すべきなり。

茲に遺族諸士を聘し、職員、收容者一同、君が功を讃へ勞を謝し、謹みて一座の法筵を設け、君が冥福を祈る、冀くは英靈來り享けよ。

昭和十四年十二月十五日

福岡刑務所長從五位勳四等　安東福男

德島刑務所演武納式

昭和十四年十二月二十三日畏くも皇太子殿下御誕辰の吉日を卜し、當所に於ては演武納式を擧行した。この日朝來の薄雲りは開式前早くも朝暾に散じ、好晴無風に惠まれ芳野德島地方裁判所長並永井檢事正兩閣下の臨席を仰ぐ晴れの演武式場たる所內道場には、獻饌莊嚴なる武神の左右に全國武道大會柔道優勝旗、同第四區優勝旗、縣下柔道大會優勝旗並僚友會旗が今年度武道部の偉勳と職員親和の象徵として燦然亦肅然たる光輝を放つて樹つて居り、欄間高く龜山上皇の御親筆「敵國降伏」の石版刷扁額を仰ぎ、下つて近く當地に行はれた司法保護事業助成東京大相撲双葉山、男女川合併興行に於ける靑柱の注連を飾り、興國と尙武の氣軒昂たるを思はせてゐた。定評高き當所武

道玉國の陣容見參せんと定刻前、旣に續續押寄せた各方面の來賓は、參列縣下柔劍道界の諸先輩並職員と共に場の內外に溢るゝ許り、纏て午前九時武道部長の開式宣言に始まり武神禮拜、出征將士の武運長久祈願、所長告辭に亞いで高島敎士湯佐錬士の帝國劍道型、湯佐、靑木兩錬士の大森流居合術あり、個人試合の幕は切つて落され裂帛の氣合と劍火散る接戰裡に勇壯なる繪卷を繰り擴げ、選士陣の充實に來年度に於ける飛躍的進出を思はせるものあり、米村戒護課長、靑木錬士の銃劍對劍道の異彩ある異種試合に終り、柔道に移り暮石上野、川野岩田各三段の講道館投げ及び固めの型、飯田錬士、仁木敎士の極めの型に續いて初段個人試合二段、三段、四段の高點試合、飯田錬士天野四段の模範試合あつて、猛鬪亦勇戰肉彈相搏つ息詰る緊張の裡に來年度連覇の力强さを感せしめつゝ午後一時終了、兩長官並所長の賞品授與、永井檢事正閑下の激勵の辭に終り僚友相携へて武技の向上、親和の增進に多大の收獲を得て、刑務報國の意氣を爛が上にも昂揚しつゝ無事散會した。

帶廣少年刑務所
移轉開廳式
帶廣少年刑務所

帶廣少年刑務所移轉開廳式は、時恰も皇紀二千六百年の新春一月二十一日午前十時より敎誨堂に於て盛大に擧行された。極寒の降雪期であり、天候は帶廣名物の寒風に氣づかはれたが、此の日幸一點の雲なく又風もなき日本晴れ、殊に數日來より零下二十六、七度の酷寒も一轉零下十六度の溫暖な打つてつけの開廳式日和である。東天白み初むる頃、正門には早くも國旗は揚々として飜へり、掃き清められたる玄關前はほんのりと薄雪に覆はれて一段と清々しく、又各室の美裝も整ひ來賓の賁臨が待たれた。午前九時三十分を過ぐるや、此の佳日を祝ふべく一時に多數の來賓者は殺到せられ慌しい現況が釀された。定刻の午前十時に至るや、周圍を紅白の幔幕に引廻され萬國旗を張渡して裝飾せる式場は、燦々たる陽光を浴びて正面に懸垂せる大國旗は、一層その莊嚴味を加へられた。先づ職員の入場、ついで行刑局長代理八木田書記官始め日高札幌控訴院長、小林釧路地方裁判所長、同兒玉檢事正、大谷派本願寺宗務總長代理松山大谷女學校長、松川十勝支廳長、關川札幌刑務所長、渡部帶廣市長、鈴木網走刑務所長、地元官公衙及學校長並に有力者を主たる來賓として約百五十名は肅々と着席せらるゝや、光弘敎務課長の開會の辭に續いて左記擧式次第の順序により開廳式は執行せられた。

擧式次第

昭和十五年一月二十一日午前十時開始

一、開式ノ辭、二、宮城遙拜、三、國歌齊唱、四、皇軍將士ノ武運長久祈願並戰病歿英靈ニ對スル默禱、五、帶廣少年刑務所長式辭、六、來賓祝辭、

刑政第53巻第3号
矯正図書館

七、祝電披露、八、萬歳三唱、九、閉式ノ辭、

式辭

本日玆に帶廣少年刑務所移轉開廳の式典を擧ぐるに當り、閣下竝諸賢の御賁臨を辱ふするを得たるは、不肖竝當所職員の光榮之に過ぎず、衷心感激措く能はざるところなり。

抑々當少年刑務所は、函館刑務所内の一區畫に特別設備を施し、北海道及樺太に於ける少年受刑者を收容せるを以て創始とす。然るに少年行刑は成年行刑とは全く特異性を有し、成少年者を同一刑務所に拘禁することは教化上に及ぼす影響憂慮すべき點多く又一面拘禁區は本道南端に失し且つ同地に在りし控訴院も往年札幌に移轉したる等に因し、遂に大正十一年十月司法省告示に依り獨立少年刑務所の特設實現の氣運熟し、函館刑務所内特設少年受刑者收容所を解崩、其古材を使用し其間一時札幌刑務所内に假設少年受刑者收容所を置き、札幌刑務所の直營として同所に隣接せる札幌郡札幌村字苗穗四百八十四番地を卜して大正十二年八月起工、翌十三年六月三十日竣工を見るに至る。同年七月一日移轉、札幌少年刑務所と命名し、同年十月一日新築落成、開廳の式典を擧ぐ。然るに兩所同一地番に類似の所名を使用せし爲め屢々書類其他に錯綜誤認の失を生ずるに至り、大正十五年五月十五日司法省告示に依り北海少年刑務所と改稱せらる。

爾來年月を經ること十有六年、少年教育行刑上にも一新機軸を畫策するの必要を生ず。則ち樺太及本道民の大半は農林牧畜漁撈竝其加工產業等、筋肉勞務に從事するを以て、少年收容者の釋放後の家庭復歸を考慮するの時其職に堪ふべき旺盛なる精神力と剛健なる身體とを鍛鍊し勤勞の美風養成は最も緊要事と言ふべく殊に近時厚生省に於ては、國民體力管理に上程し、大和民族を再建せんとの計畫ありと聽く。斯の秋に當り地方的狀勢及時局の趨勢に卽應し勤勞習慣竝剛健なる心身の養成は農業訓練を以て其第一とすと雖も、北海少年刑務所の耕耘地は狹隘にして僅か十名内外の就耕に適せざるのみならず又一定區畫を隔つと雖も、札幌刑務所に隣接し陰に陽に受刑者相互間見聞するの機會多く、爲めに行刑教化上遺憾なりと考慮せらるゝ點屢々あり、故に數年來各前任所長は是が移轉を唱道せしも其機熟せず、茬苒時を過ぐ。然るに幸ひ今般當局の容るゝところとなり、本年十一月十日を以て帶廣刑務支所を閉鎖し同日付を以て同支所跡に移轉の指令を請け、北海少年刑務所は玆に帶廣少年刑務所と改稱し更生呱々の聲を擧ぐ。

惟ふに文化の進運に伴ひ生存競爭は益益激甚を極め殊に輓近時局の世相は複雜化し、爲めに家庭教育の缺陷に乘じ、或は社會の惡環境に使嗾され罪を犯し、科に問はるゝ少年者の逐年增加の現象は掩ふべからざるところなり。

玆に於て夙に國家は世態を通觀し之が對策として少年法の實施以來少年審判所及國立感化院の增設等犯罪防遏に全力を傾倒せるは周知の處にして、吾等特設少年教育行刑に携はる者は人的資源の擴充を叫ばれつゝある時局に鑑み深甚の考慮を拂ひ、彼等をして一日も速に智育、德育、體育の完成に努め、善良なる靑少年として社會に復歸せしむべく一段の努力を要するところなり。蓋し行刑教化の要諦は人と人との關係に屬し、當路に其人を得ることは緊要なる問題なりと雖も半面其行刑遂行には物的設備の整備擴充は、車の兩輪、鳥の兩翼の如く蔑にすべからざるところなり。

幸にも當所は三十町步の耕地を有し、農業を以て收容者の心身鍛鍊の目的遂行に適し敎化の中心たる殿堂は莊嚴にして本道稀有最勝の稱あり、土地は高燥にして四周は樹林に圍まれ、四季の眺めを擅にするを得。且つ諸施設も前所と遙かに勝るを欣快とす。然れども當所は成年收容者を目的としたる建築施設にして教育場及軍事教練場の設置等、少年行刑に適正を缺ぐる點ありて寔に完璧と稱するを得ざるも、我等職員一同は心機更新、協力一致凡ゆる角度より研鑽し以て其足らざるを補ひ、本來の機能發揮に努力し、國家刑政の目的たる累犯の絶滅を期せんとす。然りと雖も、行刑有終の美を擧ぐるは、獨り其の職にある者のみを以ては到底望む能はざるところにして、釋放保護の徹底は來賓閣下竝多數諸賢の一層の御指導と社會一般の御援助、御協力によりて其完成を期せんとし、玆に衷心懇願してやまざるところなり。

聊か蕪辭を連ねて式辭とす。

昭和十五年一月二十一日

帶廣刑務所長從七位勳六等 伊藤祐之

祝辭

本日玆に帶廣少年刑務所移轉開廳の式典擧行に際し、祝辭を述べるの機會を得ましたことは私の最も欣幸とするところであります。

惟ふに行刑の目的は受刑者を隔離拘禁するの一方、之を矯正遷善し再び社會に復歸せしめることに存するのであります。

特に少年行刑は第二の國民として將來の日本を擔つて立つ者を其の對象とするものでありまして、國家百年の計劃の下に興亞の聖業達成に向つて邁進致しつゝある今日、彼等を有爲の國民にまで敎化善導し人的資源確保を期することは、寔に國家緊急の要務と言はねばなりません。

倖に當刑務所は少年受刑者の人格陶冶に最適の自然に惠まれ、尙且、廣大な耕地を有し吾が農業立國の精神を基調として大地に鍬し、質實剛健なる勤勞の美風を涵養せしめるに、好個の條件を備へて居るのでありますから職員各位は克く此の特長を銘記活用せられ、移廳に際しての一新の氣運を永久に失ふことなく益々研鑽創意を加へ、以て少年行刑所期の成

に對する施設の完否、處遇の如何は犯罪の消長に至大の關係あるものと謂ふべく、曩に少年法の施行せられ普通犯罪者と其の取扱を異にし、尚少年刑務所を獨立せしめたる所以實に玆に存するなり。

而して今回本所を當地に移轉したるも亦故なきに非ざるべし。帶廣市は一望開豁せられたる十勝平野の中央に位し、十勝札内の兩流に臨み風光物資双つながら惠まれたるの地なり。此の地に不遇なりし少年犯罪者を收容し清淨なる生氣に浩然の氣を涵養しつゝ精神を鍛鍊せしめ或は土に親しみつゝ學業を習得せしめ以て心身共に健全なる發達を遂げしめ、一は犯せし過去を償ひ、一は將來世に立ち忠良なる臣民として國に報ゆるの觀念を愈々鞏固ならしめんとす、寔に欣快に堪えざる處なり。移轉舍を觀るに、完備せる諸施設は前敍の環境と相待ちて、其の精神教化上に及ぼす影響蓋し甚大なるべく、一度蝕ばまれたる童心を善導教化するに絶好の道場と言ふを得べし。今や我國稀有の時局に際會し、事變の前途遼遠にして有爲なる青少年に望む所大なるものあり。されば行刑當局各位愈々研鑽せられ益々其の實績を擧げ、以て本所移轉の目的を達成せられんことを。

聊か以て祝辭と爲す。

昭和十五年一月二十一日

札幌控訴院長正四位勳二等日高要次郎

軍事教練査閲狀況

岩國少年刑務所

光輝ある紀元二千六百年の新春を迎へ現下の非常時局に對し東亞新秩序建設の任に耐ふべき旺盛なる精神力と剛健なる身心の鍛錬を爲し、以て銃後青少年の責務を全ふするてふ趣旨の下に、去月十九日山口歩兵第四十二聯隊補充隊長片山中佐殿を迎へ、當所軍事教練の査閲を行つた。

此日當地は近年稀に見る寒氣に襲はれ早朝より降雪頻り、雪國をも想はす日であつた。待ちに待つた査閲日に、この雪に

果を擧げられんことを希んで已まない次第であります。

聊か所懷を述べて祝辭と致します。

昭和十五年一月二十一日

司法省行刑局長 從四位勳三等 秋山要

祝辭

本日玆に帶廣少年刑務所の移轉式に臨み一言祝辭を述ぶる機會を得たるは洵に欣快に堪えざるところなり。

抑々行刑の本旨は、受刑者をして確固たる信念と道義的精神の培養に依り再び國憲國法に悖らざる忠良なる國民たらしむべく敎化嚮導し以て明朗なる社會に活躍せしむるにあるや論なし。然れば司法當局に於ても行刑諸般の施設改善に關しては常に格段なる努力を拂ひ、就中少年犯罪者に對しては特に其の意を注ぎ之が敎化善導に努め居る所なり。

惟ふに少年の罪を犯す者、其の大部分は環境の然らしめ居るものなること今更言を要せざる所にして、從つて犯罪少年見舞はれた少年達は心なき雪を恨んだ位であつた。幸ひ午後になつて雪も小降りとなり勇躍して査閲官の來訪を待つのであつた。午後三時三十分運動場に査閲受刑者の整列を終了し、敎官指導の下に所長の先達を以つていよ〳〵査閲は開始せられたのである。先づ玲瓏たる少年の吹奏する喇叭の音に一同宮城遙拜、伊勢神宮を遙拜して皇恩を感謝すると共に銃後御奉公の誠を誓ひ、つゞいて閲兵に始まり少年の眼差には一段の輝きを見せるのであつた。それより順序を追ふて各個敎練、戰鬪敎練の査閲を受け、日頃熱意ある敎官の指導訓練の結果を遺憾なく發揮し、その實況に就ては中佐殿の講評が如實にその間の消息を物語つてゐる。分列行進を最後として時餘に亙る意義深き査閲を終了し、引續き講評に加へ敎練精神に關する講話を拜聽しその日の行事を終つたのである。

この壯嚴なる印象を與へられた少年達は一段と日本精神の本領を把握し、更生

生活の上に多大なる好影響を蒙つたことは受閲者ならずとも見るものをして感激せずにはおかなかつたやうであつた。

片山部隊長講話

私は只今所長殿から御紹介に預りました片山中佐であります。昨日及本日は岩國中學校、岩國商工學校等の敎練査閲の爲やつて來たのであるが、其の序に當所の敎練も是非見てくれないかとの所長の御言葉により、立ち寄つた樣なわけであります。實は眞れでなくとも私は豫ねて豫ね當刑務所の敎練は先輩小磯閣下が五師團長時代に査閲なさつた時の立派なうわさを聞いて居るので、幸にも今日は其の機會を得たわけであります。諸君の動作は誠に立派である。小磯閣下と同一の氣分です。不幸にして自分は未だ戰爭に出ないが諸君と一所に戰爭に出て大いに働きたい氣持に打たれた。諸君はこの敎練の心持ちを持つて、所長殿の御方針に向つて着々歩武を進めて戴きたい。又諸氏の將來に向つても同樣實踐躬行してもらいたいのであります。

諸君の今迄の行動を敎練の趣意から云へば、一寸足の出方が間違たのに過ぎないと思ふ。卽ち自らの自覺が足りなかつたのである。只今やつた不動の姿勢や分列の時の樣な緊張した氣持で居れば間違はないのである。特に紀律節制、若人の潑剌たる熱と意氣、敏捷であつたこと、形の上に顯れた諸氏の行動は誠に立派である。この心持ちで行けば將來に向つても決して間違は起らないと確信して斷言出來る。諸君は敎練を行つて居る時の樣に全員殘らず本當に一生懸命、心にわだかまりなく、此處に揭げてある太陽の如く一分のすきもなく明朗な心持で進んで行つて戴きたい。

今次事變は國が初まつて以來、いな世界初まつて以來見たことのない大事業を成し遂げんとして、國を揚げて之の大仕事を行ひつゝあるのであります。私共の一生で出來なければ、諸氏の年輩の時代

に又幾年かゝつても必ずや完成させねばならない。世界人種は多いと雖も、誠意を以つてやる人は日本人より外にはないと思ふ。ソビエト、イギリス、フランス、アメリカ其の他の國にしても我國が支那を取りたいのだと疑ふ國ばかりで、將介石でさへ領土的野心が有るのだとばかり考えて、本當に日本を有難いと思つて居ないで却つて反抗して居る有樣であります。であるから日本は先、第一番に歐米の手本となつてこの大事業完成の爲め大いに働かねばならぬ。

諸君はこの太陽の如く純眞無垢である國旗に向つて大日本帝國の國柄を考えた時、又　天照大神の御神勅を仰いでも他に類例のない純眞そのものゝ心を持たないものはない。この貴いところの國に生を享けた吾々が、本當に目醒めてこの仕事を成就するにはどうすれば良いかと云ふことは、小學校の生徒でさえ知つて居る筈である。吾々はあまり貴い有難い國に生を受け艱難辛苦がまだたりない、外國に對しても苦勞がたりない、長續きがしない。

我國の姿は永遠無窮である。其の有り難い貴い國に生れ長續がしないことになれば誠に濟まないと思ふ。

或時は大仕事をしたことも有るが永續しなかつた。日露戰爭の時は臥薪嘗膽、露國をたゝき付けたが其の後緊張が欠けて明治天皇陛下から戊申詔書を下さつたのである。之の前の世界戰爭でも我國は現金の二十億圓を得ました。其の富と同時に續いて入つて來たのが色々の思想、文化等でありました。その中には良いものが有つたが悪いものも隨分あつて、國民は感謝と感激に燃えたが、權利、義務を主張し自分を返り見ないものも澤山有つて貴い堅實、質實、剛健が失はれ勝であつた。其後滿洲事變があり、人民戰線が起つて今回の支那事變となり、やむに止まれず日本はこれまで引ずり込まれて來たのであるが、遲かれ早かれ我國に起つて來る難關であつて、もうからうなつたからは行く所まで戰ひぬき堅忍持久、この大事業を完成しなければならないのであります。

諸氏の教練を見て立派な行動に感心した。之の教練の心持を以つて今後所長殿を父と仰ぎ、其他の職員を母と懷い純眞な心で更生の道にいそしんでもらいたい。

時局は正に重大にして前途なほ遼遠である。諸氏の成功も意志の强弱による。この教練の時の氣持にたえず磨きをかけて一日〳〵を迎へられる樣念願する次第である。

感　想

M　生

去る一月十九日片山部隊長の査閲があつた。當日は大變寒い日であつたが我々は寒氣に打ち勝つて伸か一時間であつたが終始一貫元氣でやり遂げた。あの規律整然たる號令一下一糸亂れぬ統制振り、活潑な列兵の動作は實に國家非常時に當り相應しいものと思ふ。そしてあの何處

何處迄もやり通すといふ强い意氣の下に任務、元氣、眞劍を標語として正道を歩むのは即ち之を社會生活百般に利用をし誤まらざるものである。我々はたとへ身は囹圄にあつても、それは一介の罪の爲に償ひとしての義務であつて人間さへ向上すれば萬事足れりとするものである。國民精神總動員の折柄、國を背負つて起つのは我々青少年の外にはない。我々の双肩には重大なる使命が負はされてゐるのである。我々は今ぐづ〳〵して居る時ではない。蔣介石政權の長期抗戰を叫び歐洲は大動亂を起して居る時に、非常時中の非常時と稱する國家未曾有の秋が訪れて來た。老幼男女を問はず一身同體となり、戰線に於ける皇軍將士、銃後の一般國民の熱誠は筆舌に盡し難き現狀である。我々は堅固にし自制心により怠慢心を打破して行かなければならんと思ふ。規律、節制、協同、團結、忍耐、服從等の教練精神をわきまへ、之を日常生活に應用化して能率の倍加を量り、偉大なる決心と覺悟とを持つて前途の光明に向つて進まなければならない。青少年時代は意志が薄弱の爲に悪に陷入ることが少くない。そして其の動作が緩漫な爲めに目的を達しないこともある。常に質實剛健な氣風を持ち迅速に進んで行かなければならぬと共に正しき目標を失はぬ樣留意することが肝要である。

畏れ多くも上に一天萬上の大君を戴き日出づる國に生を享けた我々は眞に幸福な民である。皇恩に大なる感謝を捧げ、萬分の一でも報ゆべく努力を續けて行き又その次に大切な親の恩にもよく報ひ、從つて忠孝一致して初めて善良なる臣民として僞らざるものである。光輝ある二千六百年に際して我等は覺悟を新にし、勇往邁進し日本男子として恥ざる立派な人間として不屈不撓の精神を以つて永遠に轟く歩調を受けついで大行進をせんとするものである。

此か所感を述べて筆を擱く。

家具木工職業訓練所の近況

川越少年刑務所

(一)　第十回訓練終了

昭和十四年二月十日を期し開設せられた第十回家具木工職業訓練所は爾來九ヶ月の間、訓練生一同正しく朗かに勉學實習を續け、輝かしい成果を收めて、去る十一月十日意義深い終了式を擧げた。

本回の訓練所は、當所木工訓練所開設以來例のない永久に記念すべき光榮を擔つた。それは、裁判所構成法施行五十年記念日に當り　天覽品製作の下命を拜した事であつた。選ばれた二名の訓練生は全く感激、齋戒沐浴して、飾棚の謹作にいそしむだ。

第二に、特に埼玉縣當局の後援を得て川越工藝指導所勤務地方商工技師小林市次先生が特別講師として圖案法を擔任せられ訓練上極めて有益なものがあつた事

である。

さらに、第三に、本訓練期間中に實習製作した成品は其の全部が兩度に亙る即賣會で賣切れ、殊に十一月上旬の全國刑務所製品即賣會では訓練生の製作品になるにも不拘頗る好評を博し、整理タンスの如きは別途に豫約註文五十餘箇に及ぶといふ全く豫想外の賣行であつた事など、皆にとつて嬉しい想出であつた。

十一月十日午前八時一同先づ所内遙拜所前に遙拜をなし、終つて終了式場たる教誨堂に入る。小山田作業課長の開會の辭に次いで、國歌奉唱、寺光所長から懇懇と九ヶ月の勉學實習の勞を讃へ且つ將來の覺悟に就いて訓辭があり、一同も感激深く謹聽、卒業式にふさはしい空氣が場内一杯に漂ふのであつた。

優秀者三名への賞狀並に修業者三十名への修了證書授與も型の如く進行して、夢の樣に過ぎた九ヶ月間の、張り切つた第十回訓練所も茲に終幕となり、訓練生一同は大事さうに證書を抱いて式場を出て行く。

幸多き未來を心から祈りつゝ、當所はまた來るべき第十一回訓練所開設の準備に當らなければならないのである。

(二) 第十一回訓練所の開設

回を重ねる事十回、古い歴史を持つ當所の家具木工職業訓練所はまた第十一回の訓練所を開設した。前回は久留米が拔けて淋しかつたが、本回はそゝ久留米を始め姫路、岩國、岡崎、尾道、盛岡、帶廣の全七ヶ所から嚴選された粒選りの少年二十五名が十一月中旬迄に全部當所へ移送完了し、暫くの間心理考査室で種々な適性檢査を受け、何れも美事に難關を突破した。

當所からの適格者十名を加へて總員三十五名に對し訓練生を指定、十二月一日午前十時から晴れの第十一回訓練所開所式が擧行せられた。此の日は珍しく晴れ渡つた好天氣で遙か澄み切つた空の彼方に秩父連山がくつきりと勇姿をあらはし、晴れの式に參列する一同が所内遙拜所への參拜も一入の爽やかさであつた。終つて一同教誨堂に入つて所定の席に就き、作業課長の開會の辭に次いで一同國歌を奉唱し、所長より醇々と訓練生としての心構へを訓するところあり、訓練生總代立つて元氣一杯な口調で力强く精勵恪勤を誓ふ。一同の面上には決意のほどがあり〳〵とうかがはれ、賴しい狀景であつた。

次に前回同樣特に當訓練所特別講師を快諾せられた川越工藝指導所勤務小林技師から懇切な說示があり、式は豫定通り進行して、かくて、意義ある第十一回家具木工職業訓練所が開かれたのである。

若き少年たちの上に幸あれと祈つてゐたい。



切抜帖より

長き聖恩・囹圄の感泣

減刑は四萬八千名

紀元二千六百年の紀元の佳節に際し、恩赦の大詔が渙發せられ、減刑及び復權の兩勅令に依つて、罪を犯した人々も有難き恩惠に浴するに至つたが全國を通じて復權者は約十八萬人、減刑は在監者が約二萬八千人、假出所中の者が約二萬人で合計四萬八千人の多數に上つてゐる。大逆罪、外患罪、住宅放火罪、通貨僞造罪、强盜致死傷罪、自己又は配偶者の直系尊屬に對する殺傷罪、竊盜若くは强盜の前科ある者が犯した强盜罪、强盜殺人、强盜傷人及び軍機保護違反罪等を除く犯罪で刑の確定した者は殆と減刑となり、轉向、非轉向を問はず思想犯（治安維持法）にも及び又目下摘發中の經濟犯をも含んでゐる。

約二百八十名假釋放の恩典

『光輝ある紀元の佳節を迎へ、司法部では恩赦を拜し　聖恩の廣大無邊に感激、全國刑務所に收容中の、約四萬八千の受刑者もこの佳き日を壽ぎ　聖壽の萬歲をとなへ、皇軍將兵の武運長久を祈つた。

この日、豐多摩刑務所に服罪中の二・二六事件元步兵軍曹某君（禁錮五年三月）等二月事件關係者三名その他、及び小菅刑務所に收容中の治安維持法違反某君（懲役七年）等全國で約二百八十名の人々が假釋放の恩典に浴し、佳き日の朝それ〳〵假出所した。

滋賀刑務所中心に『刑友會』を組織

滋賀刑務所に看守、看守長又は典獄補等として奉職し、現在辭仕して大津市内に居住する人約六十名に依つて、今回「刑友會」が組織され、近くその發會式が擧行せられるに際し、昨年十一月二十三日午後一時より大津市膳所町錦町崇忍寺（囑託教誨師沙加戸圭夫氏自坊）に於て、大正九年以來の死亡者十八名の追弔會を遺族を招いて執行した。なほこれと共に新舊兩職員の親睦を圖ると共に、人的資源欠乏の折柄及ばずながら事ある時には御手傳ひ申しませうとうるはしい情景をたゞよはした。

なほ法要には滋賀刑務所竹ヶ鼻敎務課長以下各教誨師が參動したが、この朗報を聞いて、京都敎務課長も隨喜し、參動導師をつとめ、法要も行ふといふ有樣であつたか、とにかく全國最初の試みといふべきであらう。

„少年受刑者„も銃執つて大陸の第一線へ

環境の不備から知らず知らず罪を犯すに至つた不幸な少年に敎育と技術を

刑政第53巻第3号
矯正図書館

興へて大陸に送り更生させやうと、聖戰下にふさはしい意義深い企てが、元檢事總長光行次郎氏、陸軍中將高田豐樹氏等によつて計畫されてゐたが、いよ〳〵近く財團法人「興亞學院」と銘打つて輝しい產聲を上げることゝなつた。

かねてから全國各地の少年刑務所に收容されてゐる少年犯罪者の指導方針に着目してゐた高田中將は、鹽野前法相、日銀總裁結城豐太郎氏、光行元檢事總長等と圖り、多數の財界有力者の援助を得たので、計畫は急速に具體化し、學院校舍並に附屬工場は目下神奈川縣川崎市木月町（東横線住吉驛前）に建築中で本春二月には落成する筈である。

訓練所は技術と德育に重點を置く關係から學校組織となし、光行元檢事總長が院長、高田中將が副院長、佐伯海軍主計中佐が理事長にそれ〴〵就任した。

先づ百名の要保護少年を全國少年審判所から智能試驗の上預かり、これに六ケ月間みつちり技術を仕込んだ上、大陸に送り出すのである。

技術は最初のうちは主として木工及び蹄鐵工だが、熟練工になつて利益が上れば、院生にも充分の給〝金を〟支給し、將來に希望を持たせる方針、一方高田中將は自ら軍事教練を指導し、一旦事ある場合には直に銃を執つて、第一線に活躍せしめるといふ大陸向きの人的資源增强に一石二鳥の役割を果すものでその成果を期待されてゐる。

高田中將は語る

「大陸で必要な人間を作つてどしどし送つてやる一方、保護少年の更生を慮つたもので、いはゞ一石二鳥を狙つたものだ。訓練その他、すべて私が率先して當るつもりでゐますが、幸ひ理解ある光行氏が院長を快諾されたことは非常に心强い一

我國男女の犯罪年齡

犯罪者として、こゝでは特別法違反者を除き、普通の刑法を犯したものゝ中、（甲）第一審有罪者と（乙）起訴猶豫者をとることにする。

乙は必ずしも微罪者ではなく、甲と同樣の重罪者をも合計、しかも毎年の人員が、甲を常に凌駕してゐる有樣であるから、これを犯罪者の統計から省くことは適當ではない。

我國の各年度の男女別人口數と比較し乍ら犯罪者數を調査してみると、大正、昭和に亙り毎年犯罪者を最大多數に出す年齡は男女共に二十五歲以上三十歲未滿である。たゞ男ではこの血氣壯年期に集中し、其の前後の年齡期では著しく減少する。

然るに女では四十歲未滿で一時減じ、五十歲未滿で再び增加し、其他の年齡期を通じても男ほど割合が減ぜず其一生を通じて犯罪危險率を多分に持つてゐる傾向を示す。

此男女の顯著な相違からして一般に男の犯罪はエネルギー過剩のためから、女の犯罪は「弱き者汝の名は……」の運命から起ると假定し得られるか否かは問題である。

（筆者は明大教授小熊虎之助）

海外異聞錄

◇全米を沸かす「空のス

（一）

動亂ヨーロッパを舞臺に王室用飛行機を飛ばして大膽不敵なスパイ活動をつゞけた怪人物の行動がアメリカの公判廷で暴露し、さすがに突飛なもの好みのアメリカ人をアッと驚かした。怪人物といふのは過般ヨーロッパから歸つて來た共產主義者、ニコラス・ドーゼンベルゲ〟といふ男で、Gメンは彼をパスポート僞造の廉で逮捕し、取調べをすゝめてゆくうちに端なくも僞パスポートでヨーロッパに渡つた彼が、國際關係紛糾するバルカンの一王國で繼奇小說を地でゆく暗躍をやつた事實が明るみに出て來たものである。

そして公判ではパスポート僞造の事實によつて有罪を宣告されたが、次回の法廷には證人としてアメリカ共產黨の大立物ブローダーが登場することゝなつて興味はいよ〳〵加はつた。これまで判明したドーゼンベルグの怪行動の片鱗はざつと次の通りである。

アメリカ共產黨の指導的立場にあつたドーゼンベルグがいつの間にか消息を絶つた。その彼がどこをどう渡つたかバルカンの某王國首都に忽然と姿を現した、ニコラス・ダラントといふのがその變名で、職業は藝術的寫眞撮影技師となつてゐる。彼のスマートなタデイオは忽ち同國上流婦人連の社交場となつた、婦人を扱ふのに妙を得た街の寫眞技師、しかもその水際だつた撮影技術は社交界の人氣の焦點になつてしまつた。出入りする名流婦人のなかにて王室に由緣の深い〝貴婦人がゐた、彼の辣腕はこの婦人を虜にして一步々々王室へ接近してゆく、間もなく非公式ながら王室御用の寫眞技師といふ地位を獲得した彼は、貴婦人の援護によつて遂に元首にまで近づいた假面の寫眞師を信用し切つた王は易々と彼の誘導に乘ぜられて王室の自家用飛行機を飛ばし明媚な王國の風光を空中から撮影することを委囑された、彼が待ちに待つたチヤンスは來た、王室用飛行機を自由に飛ばして剩すところなく王國の秘密を寫し撮つた、元首にお目にかけた印畫よりもつと重要なものが秘かに某國スパイ網へ提供されてゐた事實は彼がその王國を去るまでわからなかつたのである。

パスポート僞造ぐらゐは彼にとつて大したことではない、マニラでも天津でも幾度か氏名を僞つてパスポートを手に入れてゐる彼のスパイ行狀記が明らかになるにつれてアメリカの話題は

刑政第53巻第3号
矯正図書館

バルカンの某王國がどこであるかに集中した、ジヤーナル・アメリカン紙は論者の好奇心に應へてそれが「現在ソ聯と英伊兩國が互ひに勢力を爭つてヨーロツパ第二の噴火山といはれるルーマニア王國である、ドーゼンベルグは小パリの名あるその首都ブカレストを舞臺に暗躍したのだ、國王はいふまでもなくカロル二世陛下でありドーゼンベルグの魔手に陷ちた王室由緣の貴婦人とは王の愛人マダム・ペスクである」と大活字で報道しいやが上にも興味を煽つてゐる。

◇蛙を虐待して一ケ月の重禁錮

これまで來れば動物虐待防止令も遺憾なく威力を發揮したといふべし、最近シカゴポールで風體のよろしくない支那人が持つてゐた二つの袋がみとがめられて擧動不審の廉で捕へられた。取調べの結果袋の中から蛙が出るワ出るワ、その數およそ二百四、何のためかと問はれても默して答へない、裁判所でもこの支那人の處置に窮した揚句、動物虐待防止令にひつかけ一ケ月の重禁錮に處した。尙蛙は二十五匹死んでゐたが殘餘は法廷の命令により放たれた。

◇ブリユツヘル元帥牢獄で呻吟か

フインランド軍が分捕つたソ聯軍のタンクの中から一冊の書物が發見されたが、この書物から判斷すると失脚を傳へられてゐる元ソ聯極東軍司令官ブリエツヘル元帥は現在牢獄で呻吟する身となつてゐる模樣である、といふのは右書物にはブリユツヘル將軍の寫眞が糊で貼り込まれ、其の下に鉛筆で左の如く書き込まれてあつた。

「お前は牢屋に入つた、一生其處にゐることだらう」

又其の書物の別の場所には、元參謀總長エゴロフ元帥の寫眞が貼り込まれ、其の下にこれも

「お前は牢屋に入つた」

と書き込んであつた。尙その本はソ聯圖書館所有なる旨のゴム印が押してあるといふ。

◇女には弱い米國警察

ロサンゼルス警察檢察隊がかねて目星をつけておいた郊外の某賭博の巢窟を一網打盡とばかり襲撃し、居合せた二百名程の紳士淑女を捕へた。ところがウカツにも捕まつてみて分つたのだが、これがルクサンブルグ公國の領事達だつたものだ。早速國際問題は惹起するし「ルクサンブルグ公國女公樣は殊のほか御怒り」といふわけで、女には弱い米國の警察のことゝて、今度は自分の方が蒼くなつて善後策を講じてゐる始末とある。

書格と鵞

審査概評

課題

特級 ▲芳山君、極めて整ひたる作、惜むらくは、雄大の氣宇に乏し。

一級 ▲東涯君、君の作としては優れた作品ではない、未だ書ける人と思ふ。一級中には特に目立つ作品が少なかつたので一席とした。

二級 ▲峯月君、堂々たり。▲光仰君、清勁の作といへやう、このやうな書風は稍もすると平板になり勝ちなものであるから、渾厚な味を出す樣に心掛けられたい。

三級 ▲芳山君、眞面目な點に於て他に優る。▲崔龍君、意氣盛んである但し最字の終筆がもつとどつしりといきたい。

四級 ▲松雲君、かなり大きく堂々と書いてゐるが大きい割合に狹く見へるのは如何なものであるか一考せられたい。▲弘君、正整、然し筆力は未だ充分でない。

五級 ▲素堂君、よく整つてゐるが如何にも少さい、もつと大きく堂々と書くべきである。▲花溪君、未だ力が出てゐないが暢び〳〵してよろしい。筆力を養はれたい。

隨意

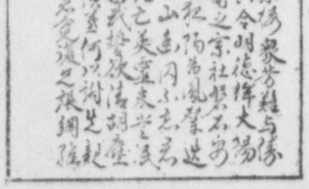
一級 東崔君、孫過庭を臨して筆力を得たり、ことに二行目が妙である。▲金花君、筆端奔流の如く極めて奔放の作。

二級 ▲竹巖君、歐陽詢を臨して形正しこれに峻拔な筆勢を得れば更らに妙ならん。▲寬君、かなり原本に迫つてゐるがぐる〳〵丸るめる樣な筆はあまり感服しない。

三級 ▲崔龍君、荒けづりの樣な感じはするが氣力大いに見るべきものあり。▲長一君、極めて眞面目の作、

四級 弘君、顏法を取り入れた楷書で緊密の作これに鋭い線が出ればしめたものである。▲松雲君、歐法を學んで峻拔の作。

五級 ▲舟水君、よく纏つてはゐるが如何にも筆力が出てゐない。筆力を養ふに



は練習以外に法方はない。▲正州君、眞面目ではあるが形も筆力も未だ十充でない、精進してほしい。

條幅

▲光月君、正氣歌全文極めて努力の作まだ輕卒な筆が多いが努力の點に於て他に優る。東崖君、老練の作、條幅はなか〳〵書きなれてはゐるが落款の崖字は如何にも奇である、何んとかうまい工夫はないものか。▲翠亭君、條幅として實によく收まつた作品である、處々不自然な筆があるので惜しい事に一席になれなかつた。▲竹巖君、面白い出來であるが、君の書はことさらに懷を狹くする風がある一寸樂しめる作ではある。▲皓晟君、五言一行見事に書き上げてゐる、この意氣でぐん〳〵と練習を積むべし。▲流芳君、歐風の細楷でものしてゐるがどうも線は單調である、ぐつと紙に食ひ込んだ筆が出て來なくては本格的ではない。▲常山君、大體纏つてはゐるが未だ十充でない、もつと〳〵研究せられたい。

第八回競書成績發表

◎印は當選、○印は昇級、課題隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

課題

特級

水戸 ◎宮芳山

府中 大川蘆畔

一級

豐川 ◎梶田東崖

水戸 ○吉田光月

靜岡 ○山本金花

靜岡 宮本安海

東京 山下流芳

水戸 見川秋翠

名古屋 通木薰洲

東京 吉川皓晟

二級

水戸 ◎遠西峯月

三重 ◎光仰

神戸 高橋鴻月

名古屋 竹内雲洋

名古屋 松浦竹巖

臺北 豐翠亭

名古屋 中野青雲

靜岡 望月湖畔

三級

木更津 ◎小石芳山

長崎 ◎古野龍市

東京 宮本關山

神戸 高橋白川

尾道 江波川風

名古屋 挺屋藤市

四級

金泉 ◎清原松雲

咸刑 ◎川端弘

神戸 池永正義

沼津 伊藤常春

水城 流星

千葉 海保常山

五級

京城府 ◎和佐野素堂

金刑 ◎花溪

廣島 小川舟水

濱松 益田晴月

濱松 翠山田茂丸

隨意

特級

水戸 宮芳山

一級

豐川 ◎梶田東崖

靜岡 ◎山本金花

名古屋 通木薰州

東京 吉川皓晟

水戸 吉田光月

靜岡 宮本安海

東京 山下流芳

水戸 見川秋翠

二級

名古屋 ◎松浦竹巖

濱松 ◎鈴木寬

水戸 ◎遠西峯月

名古屋 竹內雲洋

靜岡 望月湖畔

三重 光仰

名古屋 中野青雲

臺北 豐翠亭

金泉 矢野白嶺

宮城 龍子

鹿兒島 本城政客

神戸 佐藤利德

三級

長崎 ◎古野崖龍

東京 ◎日高長一

千葉 諸戸翠堂

神戸 高橋白川

東京 宮本關山

名古屋 挺屋藤市

四級

咸刑 ◎川端弘

金泉 ◎清原松雲

沼津 ◎伊藤常春

神戸 池永正義

千葉 海保常山

水城 流星

五級

廣島 ◎小川舟水

水戸 ◎後藤正洲

條幅

水戸 吉田光月

名古屋 梶田東崖

臺北 豐翠亭

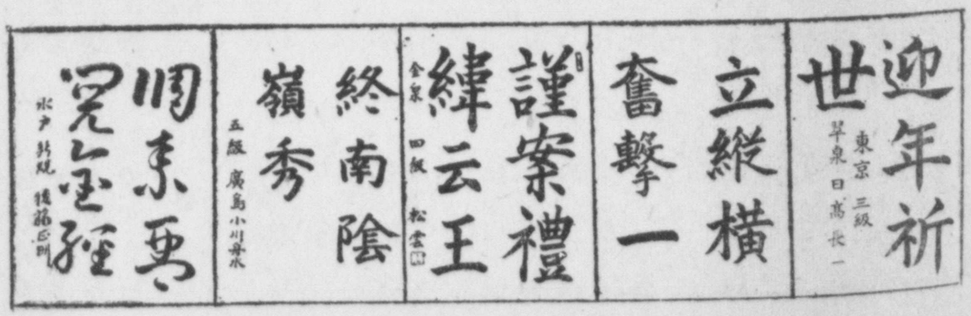
名古屋 松浦竹巖

東京 吉川皓晟









刑政第53巻第3号　　矯正図書館

選歌しつつ（二十九）

古今集の話（12）

大翼

古今集の載つてゐる歌は、萬葉集に洩れた多くの古歌、及びそれ以後の作品、それにこの集の選者達各自の詠をあつめたもので、その全部の歌を内容に従つて二十巻に分け、四季、賀、離別、羈旅、物名、戀、哀傷、雑、雑體、大歌所御歌、といふ如くに部立をしてある。

右の中で物名（モノノナ）の中には、あなうめに常なるべくも見えぬ哉戀しかるべき香はにほひつつ

毎月募集
刑政歌壇
當季雜詠　締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

軒先に庭木が落す雪の音ときたまありて書闌けにけり　一　浦上三浦子路
對岸の渥美半島吹き拔きて雪となるらし三谷の濱風　二　豐川高島明峯
弟が貼りて出征たる支那地圖のいろやゝに褪せ秋たちにけり　三　小菅兼平義郎
退院の見込あらなく病院の窓の老梅つぼみつけたり　秀逸　函館松田思秋
ふるさとを出で來る時に殘しにし言葉はあけくれ我を鞭打つ　一　岐阜梶田草民
白梅の匂へる苑にすめらぎの祝典の幕張りめぐらしぬ　二　小田原白河英龍
夜もやがて曉ならんほのぼのと望みを信じ生きてし行かむ　三　神戸安せい子
來し文は妻の文らし彼の囚人夕なづむ空みつめゐにけり　四　臺北佐藤修三
人間の心にふかくすくふらし見榮はる心もちてかなしも　五　青森一葉
遠山の峰よりおろす冬風に枯木淋しくなびきあひけり　佳作　大田沈秉燮
國擧げて戰ふ時を痢病みて隔離に臥す身のわが身なげかふ　○　滋賀樋口柏葉

の様に、題とする物の名を隱して詠んだものと

足引の山たちはなれ行く雲のやどり定めぬ世にこそありけれ

のごとくに、物の名を歌に表はしながら他の意を陳べたものがある。

雜歌（クサグサの歌又はザウの歌）は他の何の部にも入れかねる歌を集めたものであり、雜體（ザツテイ）は、長歌、旋頭歌、それに短歌の一部である俳諧歌を收めたからかくいふのである。この二つはそれぞれ別なものである。大歌所御歌は、神樂、風俗などの謠物を掌つてゐる官人や歌人などを召し置かれると共にこれらのものを傳習

初日さす忠靈塔にぬかづけば我が安らかに心ふるへぬ　○　土手町松延碧水
家内中希望語れば末の子は兵隊さんになると言ふなり　○　函館松田思秋
囚はれの身にしあれども神の子の働く見れば涙流るゝ　○　北區今西狂山
あか〳〵とストーブ燃ゆる音のして水仙のつぼみかすかゆれゐし　○　山形翠水
今朝も又召され征く人あるらしき御旗かざして生徒等急ぐ　○　青森秀峯
ひそ〳〵と私語く聲を洩らさじと雜居舍の前に跫音ぬすむ　○　横濱柳田北斗星
貧しけれど患ひなきをあめつちの神に謝しつゝ初日をろがむ　○　京都白柏大虛
あら玉の年立つ朝をみぞれ降る城趾に立ちて世を思ふかな　○　山口鴉谷燻平
貧しかるなりはひなれど木枯の夜を子等とゐて心たらへり　○　咸興岡元舜水
今年こそかもかくもしてと思ひしに師走も三日をあますのみとなりぬ　○　沼津常春
かりそめに罪ゆるされし子なりしに再びを來ぬたゞにさみしき　○　金泉幽紫
なぐさめのすべも知らねば唯君の胸に入りてぞ泣かむと思ふ　○　神戸やす子
御劍條の宮の玉砂利ふみしめて大前に祈ることゞも多し　○　豐川梶田東崖
へだてなきもの云ひかはし街人等雪かきをせり銃後の守り　○　宮城志賀宮童
極惡の罪を犯せし狂囚もいとやすらけくまなこ瞑れり　○　釧路高島實
長崎原野政喜

刑政第53巻第3号
矯正図書館

する役所、すなはち大歌所で歌はれたものを集めたのである。

今、これらの分類を示すと、第一巻が春歌上、第二巻が春歌下、第三巻が夏歌、四巻が秋歌上、第五巻が秋歌下、第六巻が冬歌、第七巻が賀歌、第八巻が離別歌、第九巻が羈旅歌、第十巻が物名、第十一巻から第十五巻までが戀歌の一から五まで、第十六巻哀傷歌、第十七巻雑歌上、第十八巻雑歌下、第十九巻雑體、第二十巻が大歌所御歌といふごとくに秩序が整然として居り、かの萬葉集に見るがごとく種々の類が一巻の中に編入してあるやうな混雑がないだけでも、編輯の方法はこの方が勝つてゐる。

訪ふ度に素朴な人としたしみし君は護國の神となりにけり　松江夜詩
○つゝましく咲きほころびし水仙に冬の陽射のさしてゐにけり　繪
○待つ人の來ぬ間の長きひとり居は火鉢の灰をかき散らしつゝ　岐阜高木孤月
○古里を出でゝ八年折にふれ國ぞ戀しき老ひて行く身は　鹿兒島小原杜蓮
○雪白き北の都の神垣に平和を祈り年明けにけり　札幌生來忠次
○み戰の庭に召されて三年なる髯立つ父の便り優しも　札幌八王子澤鼎
○土凍る庭に一羽の小雀が胸毛ふくらし餌をあさるも　德島笑山
○眞白なる遠山々の峽より炭燒く煙立ち上る見ゆ　札幌片岡好月
○征きてより便りよこさぬ友の身を氣づかひながら年明けにけり　奈良和田小草
○ひとりゐて心安しといふ父を元旦の朝なつかしむかな　水戸大內里水
○思はずも慄然とせり到らざる己が性格を吾子に見出でて　岐阜梶田草民
○灰色の空寒むざむとひろがりて通風筒に風鳴るきこゆ　松江田尻久美緒
○はなをさす「キミチ」のにほひいつしかにあれて樂しき冬となりけり　金泉後藤花城
○初春ののどけき光に綻びて氣高く匂ふ白梅の花　金泉矢野登志
○君か代の彌榮えます紀元節こそりて祝ふ一億の民　函館船山船風
この日頃ようやく慣れし炭燒の兄出征家を守る我かな　岡山高天三日月

鷹の句その他

花蓑

屏風岩鷹を放つて空ひろし　霜穗

屏風岩の空がひろく展げてゐて、そのあたりを悠々と鷹が一羽舞つてゐるといふ景色です、之を屏風岩に意思あるものゝ如く「鷹を放つて」と敍したところに作者の感情があります、只景色を平敍したのではこの句の如く魄力ある豪宕の句を成すことは出來ないでせう。

息白く耳打せしを見のがさず　北斗星

三四人若くは數人して道を歩いてゐるのでせう、その中の先へ行く一人が他の一人の耳に口を寄せ何か一言二言囁いた、他の者に悟られてはならぬ秘密の事に違ひないのが白い息を吐いて耳打するその樣子を眼敏く見て取つたのです、二人の間の秘密を見破つて扨はと思ひあたるやうなことがあつたのでせう、友達仲間の間にもいろいろの問題が起る、戀愛、友情それ等の機微なる心理の葛藤が多くはその原因をなしてゐる、この句などもさうした問題の葛藤を孕んでゐるやうです。面白いです。

毎月募集
刑政俳壇
題　當季隨意
締切　毎月五日限
用紙　官私製葉書

ふるさとや鶺鴒多の山こゆる　名古屋壽美
ふるさとの霜のきびしさ兄征けり　同
みちのくの雪夜々に越路の梨を一つづゝ　同
多薔薇に曉天霜を結ぶなり　同
曉の薔薇淋漓と霜を解すなり　同
青木の實色づき恙なき母よ　同
ふる雪にいくさの兄の文を待つ　いばら
三河野の草美しく枯れにけり　同
せんだんの實殘り多の雲とべり　同
髮白き老囚霜の花圃おこす　同
地を拓く囚列霜の野に長し　同
灑しぶきかゝるほとりの松氷柱　高松いしろ
早春の終日山の果樹園に　同

選

燒芋の車について繩の汽車　一泉

子供の遊戯に汽車ごつこといふのがあります、長い繩を輪にして輪の中に大勢の子供が這入つてその中の一人が先頭に立つて繩を引張つて移動して行くのです、子供達がそんな遊びをしてゐるところへ燒芋屋が小さい煙突から煙を上げて車を輓いてやつて來たので子供達は當意卽妙の思ひつきで燒芋屋の車を汽繩車に見立てゝその後から繩の汽車を移動して尾いて行くのです。思はず破顏一笑させられます。

浮鴨の岸へ來るよにしては去る　二九

岸に並んで日向ぼつこをしてゐる鴨も澤山居る、水に浮いて游泳してゐる鴨も澤山居る、この句の浮鴨はその水に浮いてゐる鴨を言つたもので、こゝにも表現の用意があります、岸に立つて鴨の群れの游泳してゐるところを見てゐるとその中の一羽の鴨がこつちへ向いて進んで來るので岸へ來るのかと思ふとくるりと廻轉して向ふへ行つて了ふのです、すると又他の鴨がこつちへ向いて進んで來たのだが、これも同樣に岸近くまで來るとくるりと廻轉して向ふへ行つて了ふのです、今度こそは岸へ來るだろうとそれとなく期待するやうな心持に引入れられて見てゐるのだけれどもその次の鴨も又その次の鴨も同じ樣に途中から向ふへ引返してしまふのです、何だかこつちが愚な弄されてゐるやうな氣がしてもどかしくなつて來るのです。

稻架の上何語り合ふ鴉二羽　意外

稻架の上に鴉が二羽とまつてゐる、これは雄雌でせう、互に向き合つて嘴と嘴とでつゝき合つたり、こつくりをし合つたり、雌が小首をかしげて雄の眼色を覗つたり、胸毛を啄んだり、樣々の仕草をするその有樣は如何にも仲睦じく何か語り合つてゐるやうに見える、一體あの鴉どもは何を語り合つてゐるのだらうか、と言つたのです、一篇の童話を讀むやうな面白味があります。

うすらひに吹上の水消え落つる　德翁

噴泉の水の面に薄氷が張つてゐます、その薄氷の上に吹上の水が幽かな音を立てゝ落ちてゐます、幽かな音を立てゝはゐますが吹上の氷は翳しぶきとなつて消えて了ふから氷上に落つる有樣は目に見えないのです、或は幽かな音さへもなく靜かに落ちてゐるのかも知れません、之を一消え落つる」とはいみじくも甲されたのものです。

雪風にゐどころなしや窯火守　千穗子

陶器を燒くには火加減が最もむつかしいといふから窯火守の任務は重大です、降つ

雪降りの金刀比羅宮に初詣　同

懷爐灰村に見かけぬ夜の客　同

夜に入りて凩募る看とりかな　鹿兒島　副島雅石

妻の顏やつれて白し寒燈下　同

くづおれて看とり婢の日向ぼこ　同

退院の顏が明るし多日黃に　同

堂裏の數蔭道や笹鳴けり　滋賀　樋口柏葉

出產の今日か明日かと松の內　同

夕づけば比良の嶺より時雨けり　同

壺の菊褪せていよ〳〵退院す　同

三日月の影幽かなり雪おろし　同

大吹雪霽れて孤村の朝けぶり　函館　船山船風

讀初や寒紅梅の活けてあり　同

雪の原橫切りてゆく移住民　同

大簞こよなき年の明けにけり　滋賀　西村幸吉

寒鴉能褒野の畦に下りてあり　同

初詣二見ヶ浦へ馬車駈りて　同

通りぬけしてゆく梅の賀茂神社　同

わが旅は中國よぎる雪の汽車　橋通　富山芳雄

寄せ墓をめぐる多田のひろ〳〵と　同

雪霏々たり伯耆大山見え分かず　同

土產店まだ起きずあり初詣　同

住吉や雪に埋もるゝ太鼓橋　大阪　今川湖舟

句座更けて折々霰玻璃戶打つ　同

探梅や金剛嵐まともより　同

寒雀暮色の庭の裸木に　同

多山やカキスの鳴ける杉林　大曲　老松蓮村

多の山麓の家も見ゆるなり　同

連峯の雪に輝く大初日　同

佛灯の冴えて曉鐘聞きし通夜　小田原　白河英龍

階段の水仙寒し柩出づ　同

雪降りて街の燈火遠く見え　青森　稻田秀峯

雪晴れて窓邊に遊ぶ雀かな　同

春寒し狐格子の吊し髮　名古屋　設樂銀月

電話室餘寒のマスク忘れあり　同

凍土のこの坂道や岩間寺　滋賀　大倉溪風

初日の出湖に向ひて拜みけり　同

芋莖吊るそびらに燃ゆる入日かな　富山　栃折越人

多の日や鼻を並べて檻狸　同

鹽鮭の片腹殘る師走かな　あきお

日はさせど襟脚寒く枯葉鳴る　同

笹舟の流れ來るあり水溫む　金泉　後藤虛斗

濯女に柳絮とぶことしきりなり　同

ても照つても窯の傍を離れることの出來ない揚合もありませう、ところが今日は雪交りの風が吹きつけてゐどころもないといふのです、そうした烈しい雪風の中にあつて窯火を守るといふことはすさまじくも又美しい情景です。

根深引く土に押されて麥かくれ　杜童

「もし〳〵お百姓さん氣をつけて下さい、こゝに私が芽を出してゐますよ」と麥の芽が物を言ひさうです。

松過ぎて讀みさしの書を讀みつゞく　太浪

松の内は何かと用が多い、廻禮、宴會等々、或は妻君の里へ一二日の旅をするやうなこともありませう、今年は日和つゞきのいゝ正月でした、暮のうちに讀みさしのままになつてゐた書物を松が過ぎて漸く讀みつゞける味を得て平常の生活を取戻したといふのであつて我等にも經驗のあることです。

輪飾のかゝる釣瓶手繰りけり　大笑

車井戸には綱の兩端に釣瓶がついてゐてそのどちらの釣瓶にも輪飾がかけてあるのでせう、綱を繰ると輪飾のついた釣瓶が上つたり下つたりして、こんなところにも正月の氣分を唆るものがありませう。

コーヒーに寒の眦ゆるむかな　聖志

海鳴りの高まりて來る吹雪かな　曉夢

寒月や忠靈塔の眞上なり　同　矢野白嶺

寒月に里の木立の影淡し　同

氷雨降る靜けき夜の讀書かな　函館　松田思秋

音立てゝ水車の春となりにけり　同

明近き一時寒き歩哨かな　宮城　高子

夜の更けて思ひ到りし去年今年　同

襟巻のまゝに炬燵の媼かな　富山　久美子

遠空に小さくなりぬ多の鳥　同

煤拂ひ額の裏より紙飛行機　福岡　宗霞舟

日向ぼこ蘇鐵の影の伸びて來し　同

兎啼くや硝子戸風に鳴りやまず　大阪　米田調月

石山の石面白き實南天　同

炭積んでトラック街に入りにけり　金泉　清原松雲

雪の夜の草の戸もるゝ念佛かな　同

炊煙のかすかにのぼる雪の山　大阪　北騎

雨戸打つ風の荒びや樽の宿　同

寒空や月に逆らひ雲走る　鹿兒島　小原杜蓮

いつしかに物芽の吹いて土戀し　小田原　土居如舟

公園のグランド工事春淺し　德島　笑山

初雪の霏々と降るなり誕生日

コーヒーを飲んで甘やかされたような快味を覺えると同時に眦の筋肉のゆるみを感じたのです、それは嚴寒と闘ひつゝ或仕事を仕了せた後の心のゆるみし心の滿足に外ならないのです。

かいつぶり入江の杭にかくれけり　山太郎

入江の杭に鳰のかくれたのが遠くから見えたのです、只それだけの一小風景だけれども何かしら淋しいものが齊と感じられます、鳰淋しい片影を描いて深い情感があります。

寒林の中より太き煙かな　鮮風

寒林といへば荒涼たる野中の疎林を思はせる、その寒林の中から太い煙がむく〳〵と立のぼつてゐるのです、恐らく林の中で焚火でもしてゐるのでせうが、はてあの煙は何だらうかといぶかし思はれもします、人里離れた物淋しい寒林の感じがそこにあります。

夜の霰すだまがをどる水の面　四觀

暗闇の空から霰がさつと降つて來て地上を轉げる白いものが夜目にも仄かに見える、池の上を見ると水けむりを上げてもやもやしたものが立騰いでゐる、それがすだま（魑魅）が踊つてゐるやうに見えたのです、そんな妖氣を感じたのです。

牡蠣簗に潮のしぶきのたちにけり　廣島　小森苔生子

書初の太しき筆を撰びけり　富山　十九士翁

靈峯は今朝眞白なり非番明け　小菅　池原九郎

湖暮れて尚ある凩の夕日かな　京都　白柏大虛

左義長の天に冲する煙かな　名古屋　鞍田陽明

雪の杜紅一點の椿かな　德島　寂風生

霜柱踏みつゝ行きて陽のまぶし　山形　村山翠水

日輪に船渠の霧を噴きあぐる　神戸　野村まさひろ

一本の棒さかりや畑の中　名古屋　挺屋藤波

地球儀や菊花の影のこまやかに　橫濱　先崎寧芳

寒月や灯影の一つ町はづれ　長崎　原野政喜

島遠く浪靜かなり初霞　小田原　大木舟波

時ならぬ雷鳴りて雨寒し　富山　健兒生

梅活けて明るき部屋の日曜日　松江　夜詩繪

雪晴れて眩しやかなる海の上　鹿兒島　橫山白楊

霜柱さく〳〵踏んで野良に出ぬ　名古屋　溝口曉海

がた〳〵と障子の音の寒さかな　滿洲　寺澤好秋

梅の咲く溫泉町をタヲル肩にして　大阪　山田微粒子

新米を積める農家に兵還る　岐阜　高木孤月

朝靄を破りて鴉の高音かな　小菅　兼平陽村

戸障子の鳴りをしづめて雪となり　滋賀　深田五角

敍任辭令

十二月七日

願免　横濱教誨師　不二井伏雷

十二月七日

免本職横濱　所長典獄　佐藤備六郎（宇都宮）
同　同　同　都福常（鹿兒島）
宇都宮所長心得　典獄補　武子喜久治（宮城）
鹿兒島所長心得　同　山本作藏（福島支）
福島支所長　同　宮古友次（釧路支）
釧路支所長　同　小野崎權七（名古屋）
横濱兼豐多摩　保健技師　富田信雄（豐多摩）
横濱兼鳥取支　同　小林悅三郎（鳥取支）
願免四級　看守長　渡邊直（青森）
水戸　同　中村外喜男（網走）
任看守長（網走）一〇級　看守　本橋達（東拘）
同（府中）五三　同　柴田四郎（同）

十二月十二日

横濱兼神戸　教誨師　本田龍馬（神戸）

十二月十四日

勳四　所長典獄　江村繁太郎（岡山）
勳五　同　島田鐵太郎（甲府）
勳六　教誨師　堀川實然（廣島）

十二月十五日

横濱　看守長　飯村清司（神戸）

十二月二十一日

兼宮城　同　佐久間勝治（青森）

十二月二十六日

任保健技師（横濱兼尾道支）一〇級　保健技手　中里重雄（尾道支）
横濱兼岡山　保健技師　谷澤延雄（岡山）
七級　司法事務官　吉田綱紀（行刑局）
三級　所長典獄　柳原鎭平（名刑）
同　同　東邦彥（横濱）
五級　同　中尾文策（水戸）
六級　同　佐藤備六郎（横濱）
同　同　都福常（同）
同　同　高橋健（沖繩）
七級　同　小川太郎（滋賀）
同　少所長典獄　飯野豐治（岡崎少）
五級　支所長典獄補　延原簡一（鳥取支）
同　少所長同　宇田象三（松江少）

五級　支所長　山中鐵一（浦上支）
同　典獄補　三宅定男（岩國少）
同　少所長同　掛樋松治郎（姫路少）
同　同　巍川兵次（富山支）
同　支所長同　楠本順作（北區支）
同　同　田中克己（福井支）
六級　同　寺光忠（川越少）
同　少所長同　小和田康長（大阪）
七級　典獄補　本田清一（府中）
八級　同　村松萬壽治（山形支）
同　支所長同　吉川桂太郎（名刑）
三級　保健技師　安達政信（宮城）
四級　同　成田德太郎（神戸）
同　同　高田龜吉（宇都宮）
同　同　入澤都三郎（長野）
五級　同　小和田康長（大阪）
同　同　周（水戸）
七級　同　島田德男（三重）
八級　同　岩本武夫（松山）
同　同　笹部三郎（札幌）
六級　同　谷澤延雄（岡山）
同　同　大津正雄（名刑）
同　同　三上敬（東拘）
七級　保健技師　土肥直方（横濱）
八級　同　野村雅宏（神戸）
同　同　有馬力（府中）
同　同　倉田道夫（網走）
同　同　水越通（秋田）
九級　教誨師　千輪英性（岡山）
同　同　龍野常圓（山口）
六級　同　山口龍藻（長崎）
七級　同　松原顯然（函館）
同　同　園井義雄（久留米少）
同　同　川島靜吾（新潟）
同　同　宇野海（岡崎少）
八級　同　小室華雲（小田原少）
同　同　楠顯逸（姫路少）
九級　同　龍山峻（沖繩）
同　同　山田祐悟（釧路支）
同　同　小笠正義（岩國少）
一〇級　作業技師　小泉强（宮城）
一一級　同　大津功（京都）
四級　司法屬兼看守長　三角節藏（行刑局）

七〇　司法屬　島村寛（行刑局）
六級　司法屬兼看守長　苅屋公正（同）
同　同　小穴鐘藏（同）
七級　同　上澤隆（同）
同　同　司法技手　淺野俊信（同）
三級　看守長　三輪良保（大阪）
同　同　北岡重民（熊本）
同　同　須田安太郎（宇都宮）
同　同　清永德太郎（福岡）
同　同　小澤義親（松江）
同　同　鈴木與一（岡崎少）
同　通譯兼看守長　白倉通雄（横濱）
四級　看守長　北野竹太郎（同）
同　同　小田倉一（廣島）
同　同　大島市三郎（神戸）
同　同　增山喜三郎（小菅）
同　同　船津敏（横濱）
同　同　山根全一郎（松江）
同　同　春藤勝三郎（姫路少）
同　同　田口房治（小菅）
同　同　三浦惣次郎（札幌）

十二月二十七日

五級　同　山田直次郎（名拘）
同　同　齋藤宇作（靜岡）
同　同　中村太郎彦（京都）
同　同　菊地信之烝（横濱）
同　同　松本篤（鹿兒島）
同　同　上路甚三郎（松山）
六級　同　木部元雄（前橋）
同　同　岡井定男（神戸）
同　同　古林豐四郎（長野）
同　同　馬場敬藏（長崎）
同　同　岡田悌一（千葉）
同　同　眞勇（福岡）
同　同　飯村清司（横濱）
同　同　笠井一也（水戸）
同　同　久保豐隆（府中）
同　同　石岡利男（東拘）
同　同　種田寧（府中）
同　同　佐竹貞恭（熊本）
同　同　仲里達雄（東拘）
同　同　保古政英（小菅）
同　同　田中重勝（横濱）

七〇　看守長　安川良甫（德島）
同　同　西村勇（高知）
同　同　佐藤宗助（青森）
同　同　本川與四郎（長崎）
同　同　奥田寛（神戸）
同　同　英保初生（長崎）
同　同　齋藤清（大阪）
同　同　小泉泰衛（横濱）
同　同　山木義明（小田原少）
六七　同　岡本熙（横濱）
同　同　岩崎秀夫（同）
同　同　大島とり（京都）
同　同　牟田作一（東拘）
同　同　長谷場軍一（京都）
同　同　井上與三市（長野）
同　同　松永勝喜（横濱）
同　同　久保國作（水戸）
同　同　越智清（高松）
同　同　小山田秀雄（川越少）
同　同　江口孚（網走）
同　同　岡田榮（廣島）
同　同　山口重幸（横濱）

七〇　看守長　青木善助（金澤）
同　同　關安喜（大阪）
同　同　若林仁（東拘）
七級　同　石垣周作（札幌）
同　同　森田增嘉（岡山）
同　同　井上惣三郎（盛岡少）
同　同　竹內重雄（名古屋）
同　同　碇孫市（久留米少）
六七　同　柳澤利喜平（山口）
同　同　前野宗一（高松）
同　同　木野信三（横濱）
同　同　吉瀨陽（久留米同）
同　同　照井明次郎（秋田）
同　同　田中幸信（姫路少）
同　同　內藤將衞（豐多摩）
同　同　大洞三千三（神戸）
同　同　長崎義一（名刑）
同　同　福井徹（東拘）
同　同　須田壽雄（千葉）
同　同　山內永七（府中）
同　同　阪本義德（東拘）

同 同 同

五三　看守長　山田規一（長　）
同　同　木下直（大阪）
九級　同　石井晴行（大阪）
同　同　山口政雄（盛岡少）
同　同　平山介夫（金澤）
同　同　鷲見孝義（秋田）
同　同　柏木幸雄（宇都宮）
同　同　菅野勘六（豐多摩）
同　同　松隈獅郎（三重）
同　同　四方新太郎（札幌）
同　同　杉本梅吉（熊本）
同　同　鈴木則雄（網走）
八級　同　中島末藏（廣島）
同　同　池谷政男（宮城）
同　同　岡太郎（高知）
同　同　鈴木壬（京都）
同　同　西川清孝（横濱）
同　同　伊藤章一（山口）
同　同　片岡福次郎（岩國少）
四七　同　大下憲一（高松）
同　同　中澤忠雄（甲府）
同　同　伊藤三郎（横濱）

八月二十四日

戰死七級　保健技師　竹林道生（福岡）

十二月二十一日

橘通支　通譯兼看守長　高橋忠夫（神戸）
神戸　看守長　佃茂（橘通支）

十二月二十八日

府中　同　森山新之助（浦和支）
浦和支　同　德田安溫（沖繩）
任看守長（沖繩）九級　看守　惠原義盛（東拘）
同　（大阪）同　同　松野良典（同　）
横濱　看守長　山本八百藏（岡山）
岡山　同　是松早太（滋賀）
滋賀　同　宮川良甫（德島）
德島　同　高崎又市（熊本）
熊本　同　村川利三次（岩國少）
岩國少　同　森田增嘉（岡山）
任看守長（岡山）九級　看守　山內健次郎（東拘）
免本職富山支　看守長　葛原勇一郎（五條支兼奈良）
五條支長兼奈良　同　吉村晉四郎（京都）
京都　同　佐藤久次郎（神戸）
任看守長（神戸）五三　看守　福山繁雄（東拘）

任看守長（宮城）五三　看守　江村儀一郎（東拘）
免本職名古屋　支所長看守長　中川定信（七尾支兼金澤）
七尾支所長兼金澤　同　北村久則（金澤）
金澤　同　京田政次郎（名刑）
任看守長（名古屋）九級　看守長　澤博（神戸）
神戸　小菅教誨師　大橋大秀
横濱　小田原少同　小室華雲

九月十五日

正六　作業技師　前田靜雄（府中）
同　教誨師　藤井智鎧（同　）
同　保健技師　小俣省一郎（札幌）
従六　作業技師　平田穰（靜岡）
同　保健技師　入澤都三郎（長野）
同　同　松岡修一（德島）
正七　作業技師　京城守人（豐多摩）
同　教誨師　園井義雄（久留米少）
同　同　松原顯然（函館）
同　看守長　伊藤菊治（沼津支）
同　同　古宅房之助（京都）
従七　同　山根信松（東拘）

任看守長（宮城）五三　看守長　渡外三郎（奈良）
免本職名古屋　同　川口隆（府中）
七尾支所長兼金澤　同　中村鶴松（樺太）

十月二日

従七　所長典獄　伊江朝睦（小菅）
正八　同　同
同　同　同

十月十五日

正五　司法書記官　八木田政雄（行刑局）

十月十六日

従五　所長典獄　鷲津愛十郎（松江）
従六　同　荒卷正修（三重）
同　同　高野瀨利衞（宮崎）
同　典獄　本田清一（府中）
従七　同　村松萬壽治（山形支）
同　同

昭和十五年一月十九日

大阪　看守長　尾立千代吉（松江）
松江　同　日山環（鳥取支）
任看守長（鳥取支）五三　看守　喜島直市（神戸）
同　（名古屋）四七　同　兼平義郎（小菅）
免本職福岡　支所長看守長　大塚勝馬（土手町支）
土手町支所長　看守長　山本兵四郎（廣島）
廣島　同　三喜繁太（姬路少）

刑政第53巻第3号
矯正図書館

任路少　看守長　糸井輝一（京都）
姫看守長（京都）四七　看　守　吉田丙午作（小菅）
福岡　看守長　牟田作一（東拘）
横濱　同　大熊勇（小倉支）
任看守長（小倉支）六三　看　守　森永源四郎（長崎）
甲府　看守長　太田卯八（八王子少）
八王子少　同　瀧澤齋（栃木支）
任看守長（栃木支）九級　看　守　梅村重義（名刑）
新潟　看守長　西村勇（高知）
任看守長（高知）四七　看　守　中川周二（松山）
滋賀　看守長　田中茂雄（旭川支）
岐阜　同　山本實（函館）
函館　同　今井芳藏（三重）
任看守長（三重）九級　看　守　岡本進（東拘）
青森　看守長　佐藤平兵衛（秋田）
秋田　同　木元耕三（札幌）
任看守長（釧路支）八級　看　守　馬場源吾（八王子少）
川越少　看守長　柏木幸雄（宇都宮）
免本職宇都宮　看守長　齋藤茂三郎（高崎支）
高崎支所長　看守長　木部元雄（前橋）
任看守長（前橋）四七　看　守　高山高士（金澤）
神戸　看守長　仲里達雄（東拘）
東拘　同　榮彦（北區支）

任看守長（北區支）五三　看　守　關　勇（豐多摩）

一月十五日

願免　作業技師　山本鉦吉（小菅）
任典獄補（名古屋）六等　同　人
五級
前橋　保健技師　高田小兵衛（網走兼前橋）
浦上支兼長崎　同　多田隈滿（長崎）
長崎兼浦上支　同　西田捷美（浦上支）
勤六　所長典獄　上田茂登治（秋田）
同　保健技師　吉川桂太郎（名刑）
勤七　看守長　鈴木長次郎（前橋）
同　同　三輪良保（大阪）

一月十八日

任看守長（旭川支）九級　看　守　遠藤正保（横濱）
帶廣少　看守長　柏　榮壽（苗穗支）
免本職高知　支所長　岡　太郎（中村支）
中村支所長　看守長　中川周二（高知）

一月十九日

岡山　保健技師　平野武一（金澤）
金澤　同　夏目三郎（奈良）

一月二十三日

任保健技師（府中）七級　保健技手　穴原政男（小菅）
任教誨師（小菅）九級　角　道晃（福岡）

任教誨師（小田原少）
一〇級　無　盡　馨（府中）

二月八日

五等　所長典獄　高橋　健（沖繩）
同　同　佐藤備六郎（横濱）
同　同　支所長　都　福常（同）
六等　典獄補　田中克己（福井支）
同　少所長　寺光　忠（川越少）
同　看守長　平塚武夫（小田原少）

二月十二日

願免　所長典獄　江藤惣六（廣島）
廣島所長　同　小橋川昭慶（宮城）
宮城所長　同　關川重雄（札幌）
札幌所長三級　同　枇杷田源六（長野）
長野所長　同　鈴木榮三郎（網走）
網走所長　同　泉　英斌（函館）
任典獄（函館所長）六等　典獄補　香椎豐次郎（名拘）
七級　同　楠本順作（北區支）
名拘所長　同　小田和康長（大阪）
北區支所長　作業技師　山崎壽馬（府中）
任典獄補（大阪）七等　願免　看守長　三輪良保（堺支兼大阪）
七級
任作業技師（府中）
十一級

願免一級　所長典獄　長山　始（京都）
京都所長　同　中尾文策（水戸）
水戸所長　同　島田鏃太郎（甲府）
甲府所長　同　鍵山俊治（德島）
德島所長　同　高橋　健（沖繩）
任典獄（沖繩所長）六等　典獄補　青柳彌錄（八王子少）
七級
八王子少所長　同　田中克己（福井支）
福井支所長　同　本田清一（府中）
任典獄補（府中）六等　作業技師　妙圓園弘吉（名刑）
五級　願免
任作業技師（名古屋）　看守長　山根信松（東拘）
十一級　願免
願免　典獄補　山中鐵一（浦上支）
浦上支所長五級　同　金田榮三郎（廣島）
任典獄補（廣島）七等　作業技師　菊　樂夷（札幌）
六級　願免
任作業技師（札幌）　看守長　蕨　勝熊（名刑）
十一級　願免
同　（小菅）十二級　同　三角節藏（行刑局）

二月十七日

南洋群島へ出張ヲ命ス　司法書記官　河邊湛然（行刑局）
司法書記官河邊湛然出張ニ付隨行ヲ命ス　事務嘱託　野崎陽之助（同）

法學博士 牧野英一著

刑法研究

〔法律學叢書〕〔第四十三編〕

第九卷

菊判總布裝
總頁四九四
定價四・五〇
送料二二

新刊

刑法解釋の領域に於て、一方には判例の赴くところを考察し、他方には學說の動くところを比較することの必要なことはいふまでもないが、同時に、一見いかに瑣末な問題に關する場合に於ても常に方法的省察に遡ることを忘れてはならぬ。博士が其の主著「日本刑法」におけるかような心構への補遺として「日本刑法」を讀む人の爲めに、其の貴重な論作三十篇を收められたもので、本書を併せ讀むことによつて、讀者は重要な刑法解釋問題に關する判例及び學界の最近の動向と博士の立場を明確に理解することが出來るであらう。

〔目次〕

正當防衞の要件　緊急避難と期待可能性　緊急行爲における責任の阻却と違法性の阻却　違法阻却と責任阻却との合一と乖離　誤想防衞　共同正犯の從屬性　無形的共同正犯　犯罪共同說と從屬犯說　承繼的共犯　教唆の獨立性と暴力取締法　教唆の未遂と滿洲國刑法　刑法第百五十六條と間接正犯　中間省略の登記と文書僞造罪　不動產に對する財產犯罪　强盜故死傷罪と未遂例　詐欺罪と被害者の錯誤　詐欺罪と因果關係及び錯誤　詐欺利得と騙取　詐欺罪と財產上の損害　脅迫罪と恐喝罪　橫領罪と背任罪　橫領罪と背任罪(重ねて)　詐欺的方法と橫領及び背任　借用物の不返還二重賣買と二重抵當　背任罪の本質　橫領物の橫領　橫領物の橫領(重ねて)　贓物に對する竊盜及び橫領　橫領罪の未遂

牧野英一著　刑法研究　第一卷　三・〇〇　第四卷　三・五〇　第七卷　四・五〇
第二卷　四・〇〇　第五卷　四・〇〇　第八卷　四・〇〇
第三卷　四・三〇　第六卷　四・〇〇　追加　各二二

東京神田神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

訓令通牒

（刑政第五十三卷第三號）

◇鋼鐵製工具類ノ不用品保管轉換ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第一一九四號　昭和十四年十二月二十七日）

貴所ニ於テ不用品トシテ廢棄處分ヲナスベキ標記鋼鐵製工具類例ヘバメリヤス針、ミシン針、石鑿、鑿、錐、鋸、鉋刃、切削工具、鋼管等ハ再生利用ノ爲鍛冶工用材トシテ可成岡山刑務所ヘ保管轉換方御取計相煩度候

◇實務考查合格證書ニ關スル件

（司法省行刑局　行祕甲第一三號　昭和十五年一月十六日）

文官任用令第六條ノ判任文官資格ヲ有スル看守ニ對シ實務考查及學術試驗規程第二條ノ實務考查合格證書ヲ附與スルノ必要ナシト思料致候處之ヲ附與スル向モ有之候ニ付爲念御意見承知致度候

乙號

（司法省行刑局行祕丙第二一七號）

昭和十五年一月十六日

司法省行刑局長　秋山　要

福岡刑務所長　安東福男殿

◇鋼鐵製工具類ノ不用品保管轉換ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第一一九四號　昭和十四年十二月二十七日）

貴所ニ於テ不用品トシテ廢棄處分ヲナスベキ標記鋼鐵製工具類例ヘバメリヤス針、ミシン針、石鑿、鑿、錐、鋸、鉋刃、切削工具、鋼管等ハ再生利用ノ爲鍛冶工用材トシテ可成岡山刑務所ヘ保管轉換方御取計相煩度候

◇實務考查合格證書ニ關スル件

（司法省行刑局　行祕甲第一三號　昭和十五年一月十六日）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致候條爲參考及通牒候

甲號

祕發第一四〇號

昭和十四年十一月十七日

福岡刑務所長　安東福男

司法省行刑局長　秋山　要殿

◇實務考查合格證書ニ關スル件

文官任用令第六條ノ判任文官資格ヲ有スル看守ニ對シ實務考查及學術試驗規程第二條ノ實務考查合格證書ヲ附與スルノ必要ナシト思料致候處之ヲ附與スル向モ有之候ニ付爲念御意見承知致度候

乙號

（司法省行刑局行祕丙第二一七號）

昭和十五年一月十六日

司法省行刑局長　秋山　要

福岡刑務所長　安東福男殿

◇實務考査合格證書ニ關スル件

客年十一月十七日祕發第一四〇號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件貴見ノ通ニ候處行刑實務ノ特殊性ニ鑑ミ看守長任用詮衡上斯ル文官任用令第六條ニ依ル判任文官資格ヲ有スル者ト雖モ尚更ニ刑務官練習所ヲ卒業スル等判任文官特別任用令第二條ニ所謂學術試驗ニ合格シタル者ニ對シテハ看守長特別任用ニ關スル實務考査及學術試驗規程第二條ニ關スル實務考査及學術試驗規程第二條ニ依ル實務考査合格書證ヲ附與スルヲ穩當ト思料セラレ候

◇刑務官練習所ヲ卒業シタル看守退職死亡等ノ場合報告方ノ件

（司法省行刑局　行祕甲第一九號　昭和十五年一月十九日）

刑務官練習所ヲ卒業シタル看守實務考査ニ合格シタル時ハ看守長候補者トシテ所定ノ書類ヲ添付シ報告相成儀ニ有之候得共退職死亡等ノ場合ハ何等ノ報告モ無之コト往々アリ斯クテハ練習所卒業者名簿ノ整理上又ハ看守長ノ任用詮衡ニ關シ支障尠カラサルヲ以テ爾今右卒業者死亡シ又ハ退職シタルトキハ考績調書提出ノ有無ニ不拘其ノ旨速ニ報告相成度候

追テ此ノ際事務ノ處理上必要有之候ニ付刑務官練習所ヲ卒業シタルモノニシテ現ニ在職スル看守（應召休職中ノモノモ含ム但シ其ノ旨明示ノコト）ニ付左ノ樣式ニ依リ報告相成度

刑務官練習所卒業看守調　　某刑務所

刑務官練習所卒業年月日	實務考査合格ノ有無	合格ノ年月日	判任官候補者トシテ報告ノ有無	職名	氏名	生年月日	備考

一、備考欄ニハ本省ニ於テ實務練習生トシテ招集セラルヽ場合ノ適否本支所勤務ノ別、任官ニ依ル轉任ノ都合等記載スルコト

◇警察署留置場巡視區域ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　行丙第二三六九號　昭和十五年一月二十九日）

北海道廳内警察署留置場巡視區域ノ分擔ハ一部別紙ノ通變更スルコトニ相成候條御了知相成度候

追テ留置人費ノ償還ニ付テハ從前通網走刑務所ニ於テ處理スルコトニ致候間爲念申添候

（別紙）

警察署留置場分轄巡視區域

札幌刑務所
- 札幌地方裁判所管内
- 旭川地方裁判所管内

網走刑務所
- 網走區裁判所管内
- 釧路區裁判所管内
- 根室區裁判所管内
- 野付牛區裁判所管内
- 帶廣少年刑務所
- 帶廣區裁判所管内

◇職員配置定員竝現員報告方ノ件

（司法省行刑局　行甲第七九號　昭和十五年一月三十一日）

標記ノ件ニ關スル昭和十四年六月二十六日行甲第四八五號通牒ニヨル報告ハ爾今一月一日現在ノ分ハ一月二十日迄ニ、七月一日現在ノ分ハ七月十五日迄ニ遲滯ナク本省ニ到着スル樣提出相成度及通牒候

◇行刑累進處遇令ニ依ル入浴度數ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　行甲第一一八號　昭和十五年二月十日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年二月行甲第一六六號ヲ以テ及通牒置候處近時一般物資ノ缺乏甚シク殊ニ石炭ノ購入極メテ困難ナル事情アルノミナラス現下時局ノ重大性ニ鑑ミ物資節約ノ意

訓令通牒

味ニ於テモ此ノ際石炭使用ノ節減ヲ圖ルハ最モ緊要ノコトト思料セラレ候ニ付テハ向後當分ノ間標記入浴度數ヲ其ノ階級ノ如何ニ係ラス左記ノ通施行以テ石炭ノ節減ニ努メラレ候樣致度候

追テ其所設備其ノ他特殊事情ニ依リ右ニ據リ難キ場合ハ多少之ヲ增減スルモ差支無之候得共此ノ場合ニ於テハ爲參考其ノ事情並ニ決定セラレタル入浴度數ヲ御報告相成樣致度又特ニ發汗、汚染等甚シキ作業ニ從事スル者ニ對シテハ入浴日ニアラサル日ニ於テモ作業終了後適宜身體ヲ拭カシムル等保健衞生上充分御留意相成度尙收容者ニ對シテハ本通牒ノ趣旨ヲ篤ト御示達ノ上萬遺憾ナキ樣御配慮相成度申添候

記

入浴期間	級別
自六月至九月	一級、二級、三級、四級
自十月至五月	三日毎
	四日毎

◇上申書竝報告書等用紙一定ノ件

（司法省行甲第一一四號）
（行刑局昭和十五年二月八日）

客年十二月二十二日會甲第六四〇九號司法次官通牒ニ依リ本年一月一日ヨリ官廳用紙ハ規格版採用ノコトニ決定相成候處用紙ニ付別段ノ定メナキ各種上申書竝ニ諸報告書等ニ在リテハ或ハ美濃版ヲ用ヒ或ハ半紙版ヲ用フル等區々ニ渉リ居リ處理上不便不渉ニ付用紙ノ寸法ニ付別段ノ定メナキモノハ總テ規格B四（二ツ折）又ハB五ヲ使用相成度依命此段及通牒候

追テ在庫品ハ當分ノ間從來ノ通使用相成差支無之候ヘ共將來ハ本通牒ノ趣旨ニ依リ御處理相成度候

正義

帝國辯護士會誌
昭和十五年三月號
定價五拾錢
送料貳錢
東京市麹町區霞ケ關一ノ一
帝國辯護士會發行
電話二二五五番
振替口座
銀座四三八〇番
東京七二三九〇番

○紀元二千六百年に方り賜りたる詔書
○紀元二千六百年に際し發せられたる內閣告諭
○皇國の道（中）……有賀　成可
○法律學の三課題……大塚喜一郎
○時評（紀元二千六百年の御盛儀——有難き恩赦——電力問題——裁判權の獨立）
○朝鮮鑛山火藥庫問題……播磨　龍城
○嘘の樣なホントの話……土屋　潔
○新法令　附錄……山崎　佐
○株式會社に關する商法の改正に就て……法學博士　松本　烝治
○漢詩……赤塚長澤越堂溪鐵町井要齋莊田
○和歌……播磨龍城
○俳句……河西善太郎
○雜報（法曹懇談會開催）
○會報（理事會——委員會——賀表捧呈——紀元節式典——靜岡大火義捐募集金精算報告——訃報其他）
○司法權獨立論——司法權獨立の再檢討——（二・完）……大審院檢事　佐々波與佐次郎
○請求原因、法律要件及主張責任（三）……浦和地方裁判所判事　岡村　顯二
○明治大正刑事訴訟法史（二・完）……東京控訴院部長　垂水　克己
○活潑々地東亞之旅（二）……西村　卯
○司法大臣懸賞論文「氏子制度（神社附屬）の復興と之に依る日常の法律生活の調整」（二・完）（二等入賞）……長谷川　進
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨
○登記事務協議會決議　○新法令　○雜報

法曹會雜誌
第十八卷　第三號
昭和十五年三月一日發行
定價　金五拾錢
司法省構內
法曹會
振替口座　東京一五六七〇

刑政第53巻第3号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十八卷 第二號
二月一日發行
有斐閣

論說
英國動產法に於ける占有と所有(一)——その史的素描——……法學士 有泉亨
株式會社に於ける多數決の濫用(二)……東京帝國大學助教授 豐崎光衞
資料
ナチスの貸借法改正草案について(二)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
新紹刊介
ベッセルマン『一九世紀におけるドイツ株式會社制度の發達』……東京帝國大學助手 林千衞
法學士 三藤正
學界消息
戰時下のドイツ法學界事情……東京帝國大學助教授 山田晟
法理研究會記事「民族優生制度について」
判例研究
民事訴訟法判例批評(二一〇)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
行政法判例研究(二一二)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
刑事判例研究錄(昭和一四年度・三)……刑事判例研究會
民事法判例研究錄(昭和一四年度・八)……民事法判例研究會

法學新報

第五十卷 第一號
昭和十五年一月
定價五十錢(送料二錢)
中央大學法學部門機關

歐洲戰爭の國際法觀……教授 松原一雄
企業に對する信賴性について……講師 中村武
破產管財人の配當に關する職務……講師 前野順一
日本人の滿洲國土地權利取得法律關係……增淵俊一
刑事判例研究
業務監督者の刑事上の責任(草野豹一郎)——假差押の標示ある物件保管者の取出行爲——箱書の性質(吉田常次郎)
民事判例研究
倉荷證券に表示せる受寄物の相違と免責文句の記載の効力(椎津盛一)——民法第三百八十八條に所謂競賣の場合の意義(箕田正一)——時效に因る地役權の取得と其對抗要件(岩田新)——發起人に非ざる者に對し株式の申込を爲したる者と株主權行使(佐々穆)
比較法制研究
W・ザワー、裁判官の任務と犯罪社會學的法則……一ノ瀨長治
近時外國憲法律論題要目

法學協會雜誌

第五十八卷 第三號
三月一日發行
有斐閣

論說
訴訟資料の相手方よりの取得(一)……九州帝國大學助教授 田中和夫
——discovery の制度を中心として——
株式會社に於ける多數決の濫用(三)……東京帝國大學助手 豐崎光衞
英國動產法に於ける占有と所有(二・完)……法學士 有泉亨
——その史的素描——
資料
ナチスの貸貸借法改正草案について(三・完)……東京帝國大學助手 林千衞
新刊紹介
田中誠二『船荷證券免責條款論』……東京帝國大學助教授 石井照久
學界消息
民事訴訟法學界の展望……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
法理研究會記事「朝鮮民事令の改正について」……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
判例研究
民事訴訟法判例批評(二一一)……刑事判例研究會
行政法判例研究(二一三)……民事法判例研究會
刑事判例研究錄(昭和十四年度・五)……
民事法判例研究錄(昭和十四年度・九)……

昭和十四年十二月中入出監並月末在監人員

（△ハ減）

Prison Population during the Month of December, 1939.

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		43,183	5,027	4,950	43,260	43,183	46,686	77	△ 3,426
被疑者		164	972	1,075	61	164	46	△ 103	15
刑事被告人		3,934	3,011	3,344	3,601	3,934	3,437	△ 333	16
勞役場留置者		197	232	260	169	197	269	△ 28	△ 100
乳兒		6	6	5	7	6	4	1	3
總計	男	46,724	9,037	9,404	46,357	46,724	49,740	△ 367	△ 3,383
	女	760	211	230	741	760	702	△ 19	39
	計	47,484	9,248	9,634	47,098	47,484	50,442	△ 386	△ 3,344

備考　受刑者現員中朝鮮人 男 2,031 / 女 6 人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	42	—	8	—	50
	女	3	—	—	—	3
滿洲國	男	2	—	—	—	2
西亞		—	—	1	—	1
總計	男	44	—	9	—	53
	女	3	—	—	—	3

矯正図書館